

令和4年第6回

美浜町議会定例会会議録

令和4年11月30日から

会期

20日間

令和4年12月19日まで

美浜町議会事務局 調製

令和4年第6回美浜町議会定例会会議録(第1日)

招集年月日	令和4年11月30日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年11月30日 午前10時11分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛		
不応招議員 (欠席議員も同じ)	14番 竹仲 良廣			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和4年第6回美浜町議会定例会会議録(第1日)

町長提出議案 の 題 目	<p>[報告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専決処分の報告について(美浜町地域づくり拠点化施設整備事業契約の変更について) <p>[議案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 美浜町役場 庁舎非常用発電機設備設置工事請負契約について ○ 美浜町保健福祉センター(はあとぴあ)非常用発電機設備設置工事請負契約について ○ 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第5号) ○ 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) ○ 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について ○ 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について 				
議員提出議案 の 題 目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書 				
議事日程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>				
会議録署名 議員の氏名	<p>議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">3番</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">高橋 修 議員</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">11番</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">川畑 忠之議員</td> </tr> </table>	3番	高橋 修 議員	11番	川畑 忠之議員
3番	高橋 修 議員	11番	川畑 忠之議員		

令和4年第6回美浜町議会定例会議事日程(第1日)

開議日時 令和4年11月30日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 報告第 6 号 専決処分の報告について(美浜町地域づくり拠点化施設整備事業契約の変更について)
- 日程第 4 議案第 78 号 美浜町役場庁舎 非常用発電機設備設置工事請負契約について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 79 号 美浜町保健福祉センター(はあとぴあ) 非常用発電機設備設置工事請負契約について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 80 号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 7 議案第 81 号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第 82 号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第 83 号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 10 議案第 84 号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 85 号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 86 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 87 号 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 88 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 89 号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 16 議案第 90 号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 91 号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 18 陳情第 2 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書

議長 本日は、竹仲議員から欠席の届けがあり、現在13名が出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(開会宣言 午前10:11)

議長 ただいまより、令和4年度第6回美浜町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

5番 高橋 修君

9番 川畑忠之君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの20日間といたしたいと思います。

これに御異議ございますか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの20日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告をいたします。

報告第6号 専決処分の報告について(美浜町地域づくり拠点化施設整備事業契約の変更について)の報告を理事者に求めます。

総務課長。

総務課長 それでは、諸般の報告を行います。

報告第6号 専決処分の報告について。

町長の専決事項の指定第1号の規定によって、別紙のとおり専決

処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。

別紙を御覧ください。

専決第5号 美浜町地域づくり拠点化施設整備事業契約の変更に
ついて。

美浜暮らしブランド株式会社代表取締役 合掌智宏と契約を締結した美浜町地域づくり拠点化施設整備事業契約について、下記により変更契約を締結するため、町長の専決事項の指定第1号の規定により専決する。

1. 契約の目的、変更なし。
2. 契約変更金額、388万5,824円の減。変更後の契約金額でございますが、17億2,828万3,223円。
3. 契約の相手方、変更なし。
4. 変更の理由、設計内容及び事業期間等の変更に伴う契約金額の変更でございます。

令和4年11月22日専決。令和4年11月30日提出。

美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議 長

以上で、諸般の報告を終わります。

これより議案を上程いたします。

日程第4 議案第78号 美浜町役場庁舎非常用発電機設備設置
工事請負契約についてから、日程第18 陳情第2号 最低賃金の
改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書までの14議案及び陳情
1件を一括上程いたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

本日ここに、令和4年第6回美浜町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、お繰り合わせ、御出席を賜り、開会の運びとなりました。心より厚く御礼申し上げます。

まず初めに、本年秋の危険業務従事者叙勲におきまして、佐柿区
在住 重兼光良氏の長年にわたる警察業務が高く評価され、瑞宝単
光章を受章されました。この栄誉を心からお祝い申し上げますと

もに、これまでの御功績に対し深甚なる敬意と感謝を申し上げ、一層の御活躍を御祈念する次第であります。

次に、町政功労表彰及び美し美浜の地域愛表彰について申し上げます。

去る11月3日文化の日に、町の発展に多大な御貢献をいただいたお二人の方々の御功績をたたえ、町政功労表彰を授与させていただきました。今回受賞されました兵庫賢一様、三善盛勝様の御功績に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げる次第であります。

また、10月29日には、長年にわたり地域の子どもたちへの本の読み聞かせ活動を続けてこられた3団体に美し美浜の地域愛表彰を授与させていただきました。本表彰は、地域や人々のために地域愛を持って長きにわたり社会貢献活動を行っている団体を顕彰するため今年度から創設したもので、受賞されましためめたんごの会、おはなし風の会、わくわくの会の皆様の活動に改めて敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げる次第であります。

それでは、町政運営に関する所信の一端を申し述べますとともに、今回御提案いたします議案等の概要について御説明を申し上げます。

明日からは師走に入り、今年も残すところあとわずかとなりましたが、新潟地方気象台の予報によると、今冬はラニーニャ現象により気温は低く、降雪量が多い傾向とのことから、除雪など体制をしっかりと講じてまいります。

また、このところ全国的に新型コロナウイルス新規感染者数が増加傾向にあり、流行の第8波に入ったとのことから、季節性インフルエンザとの同時流行にも備え、引き続き感染防止対策等に全力で取り組んでまいります。

次に、物価高騰支援について申し上げます。

長期化するコロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻や円安等による燃油や食料品など諸物価が高騰していることから、これまで町民生活や地域産業への支援に取り組んできたところではありますが、物価高騰をサービスに転嫁することが難しい介護や、障がい福祉事業所、学校給食等への影響が顕在化していることから、必要な支援を求める声も多く、対応が急務となっております。そのため、福祉

事業所等における光熱水費や小中学校・保育園における給食材料費の高騰分を支援することで、福祉施策や子育て環境の充実に努めてまいります。

次に、11月4日から3日間にわたり実施された原子力総合防災訓練について申し上げます。

昨年1月に国が策定した美浜地域の緊急時対応の実効性を検証するための国の原子力総合防災訓練が内閣府はじめ県や半径30キロ圏内の県内7市町と滋賀県、岐阜県のほか、自衛隊や海上保安庁等の実働機関など146機関、約4,000人の参加の下、実施されました。今回の訓練では、住民の広域避難訓練や要員技能の習熟はもとより、実働機関の多様な避難手段による住民搬送のほか、ドローンによる緊急配送訓練、避難所での定員超過を想定した追加避難所の設置など、新たな視点を加えた訓練が実施されたところであります。

本町では、この訓練に際し独自の取組として防災アプリを充実し、訓練の内容や事故の状況などの見える化を図ることで、町民の皆さんの理解醸成に努めたところであります。改めて訓練に参加いただいた町民の皆さんはじめ、避難受入れに尽力いただいたおおい町並びに関係機関に対し、深く感謝を申し上げます。私は、こうした訓練を重ねることにより、町民の皆さんや職員はじめ関係者がしっかりと意識を持ち、必要な知識や技能、避難の在り方等を習熟することで、原子力防災体制の充実強化につながっていくものと考えております。

今回の訓練を終え、国に対しては事態の進展や道路の混雑状況など、リアルタイムに分かりやすく住民に伝える仕組みの構築や避難道路の強靱化や多重化など、立地住民の最大限の安全安心を確保されるよう求めたところでございます。また、町としても今回の訓練についてしっかりと検証を行い、関係機関と共有することで緊急時対応の実効性の向上、安全安心を確保されるよう求めたところであります。失礼しました。最大限の確保に努めてまいります。

次に、マイナンバーカードの申請状況について申し上げます。

マイナンバーカードは対面でもオンラインでも安全確実な本人確認が可能となるデジタル社会のパスポートとして、国は令和4年度

末までにほぼ全国民の取得を目指しているところであります。本町においても全町民のマイナンバーカード取得を目指し、9月にマイナンバーカード普及推進室を設置し、出張申請や申請者への特典付与など、普及促進策を実施してまいりました。11月末時点の本町のマイナンバーカード申請率は75%を超え、全国や福井県の平均を上回っており、普及促進の効果が目に見える形で現れてきております。

本町では、来年2月からマイナンバーカードを使ってコンビニ等で住民票の写しなど、各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを導入することとしておりますが、引き続き住民サービスの向上につながるよう、利用範囲の拡大に向け取り組んでまいります。

次に、道の駅若狭美浜はまびよりについて申し上げます。

道の駅はまびよりは、令和5年春の開業を目指して整備を進めておりましたが、コロナ禍の影響により鉄骨等資材の納入が遅れたことから、運営母体となるSPCと協議の上、来年6月2日に開業することで合意決定いたしました。現在町内業者を中心にテナント事業者も決まり、開業に併せた準備を進めているところでありますが、この施設は本町のまちづくり、にぎわいの核となる拠点施設となることから、SPCとの連携を密に、所期の目的が達成できるよう鋭意取り組んでまいります。改めてここに至るまで御理解と御協力をいただいた地権者はじめ地元集落、国や関係団体の皆さんにお礼を申し上げます。

また、先般JR西日本が北陸新幹線敦賀開業キャンペーンの一環として、令和6年の秋に小浜線で観光列車を運行することを発表しました。美浜駅に停車した観光列車の乗客が道の駅に立ち寄り、買物を楽しんでいただくなど、美浜駅と道の駅の一体的な機能を生かすことで、にぎわいの相乗効果が期待できることから、その実現に向け関係機関への働きかけについても鋭意取り組んでまいります。

次に、三方五湖の新たな魅力づくり推進プロジェクトについて申し上げます。

北陸新幹線敦賀開業に向けた三方五湖ゾーン観光の目玉として整備を進めてまいりました電池推進遊覧船とゲートウェイとなるレイクセンターが完成間近となりました。来年春の開業、運航開始に向

け、旅行業者や報道機関、町民の皆さんを対象にレイクセンターの見学会や電池推進遊覧船の試乗会、モニターツアーを実施することとしており、その声を生かし、専門業者はじめ利用者目線による三方五湖エリア周遊の新たな魅力の創出に取り組んでまいります。

次に、国吉城址について申し上げます。

全国的に歴史や城への関心が高まっていることから、国吉城址の来訪者は近年増加傾向にあります。また、来年1月からNHK大河ドラマどうする家康が放映されることから、国吉城址は徳川家康ゆかりの地として、さらなる観光客の増加が見込まれます。本町といたしましては、地元関係者等の御理解と御協力を賜りながら、国の史跡指定を視野に石垣など遺跡の保全や遊歩道の整備、城山のライトアップなどを進めるとともに、国吉城址の歴史を広く内外に発信することで、一層の魅力向上に取り組んでまいります。

さて、本日御提案いたしました各議案につきまして、その概要と提案理由を御説明申し上げます。

議案第78号 美浜町役場庁舎非常用発電機設備設置工事の請負契約につきましては、去る11月18日に制限付き一般競争入札を行い、落札者を決定いたしましたので請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第79号 美浜町保健福祉センター（はあとぴあ）非常用発電機設備設置工事請負契約につきましては、去る11月18日に制限付き一般競争入札を行い、落札者を決定いたしましたので請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第80号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ5億475万6,000円を追加し、予算総額を108億9,762万2,000円とするものであります。

補正内容につきましては、国並びに県の補助事業として追加的に予算配分されたものや、公共施設の維持補修経費等の緊急性を要するものなど、この時期において真に必要なものを見極めながら編成したところであります。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、総務費では役場庁舎の長寿命化を目的に令和5年度に計画しております庁舎改修工事に向け、

美浜町役場庁舎改修基金に1億円を計上いたしました。

民生費では、電力や食材等の価格が高騰する中で、町内福祉事業者の経営安定を図り、町民への安定的な福祉サービスを確保するための支援対策費などで358万2,000円を計上したほか、町内保育園の電気代高騰分や給食費の保護者負担を軽減するための経費として467万円を計上いたしました。

農林水産業費では、町農業基本計画に基づき、水田農業の拡大、園芸産地の育成を図るために町内認定農業者等を対象とした農業ハウスの施設整備等に係る補助に1,617万8,000円を計上いたしました。

土木費では、地域づくり拠点化施設道の駅はまびよりの令和5年6月の開業に向け、開業イベントや施設備品購入に係る経費及びPFI方式に基づく施設購入費用として2億7,744万5,000円を計上いたしました。

教育費では、北陸新幹線敦賀開業及び国吉城址がゆかりの地となる大河ドラマどうする家康の放映を見据え、一般社団法人 佐柿国吉100年プラン推進委員会と連携し、国吉城址のPRと魅力の向上、安全対策を目的とした施設整備に係る経費として283万6,000円を計上したほか、給食センターの電気代高騰分や町内小中学校の給食費の保護者負担を軽減するための経費として411万円を計上いたしました。

以上が、一般会計補正予算の歳出予算の主なものでありますが、これに見合う主な財源といたしましては、町税で4億5,448万円、国県支出金で2,330万6,000円、前年度繰越金2,679万9,000円などを充当し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、特別会計の補正予算であります。議案第81号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和3年度における保険給付費等国県交付金の精算返還金により、歳入歳出それぞれ688万2,000円を追加し、予算総額を12億2,152万2,000円とするものであります。

議案第82号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和3年度の消費税及び地方消費

税納付金の確定に伴う納付金の増額、電気代高騰分及び山上処理場の流量計の取替工事に係る経費として、歳入歳出それぞれ5,27万5,000円を追加し、予算総額を1億5,900万4,000円とするものであります。

議案第83号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、令和3年度の消費税及び地方消費税納付金の確定に伴う納付金の増額、電気代高騰分に係る経費として、歳入歳出それぞれ4,70万4,000円を追加し、予算総額を5億9,371万6,000円とするものであります。

議案第84号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、各種証明書のコンビニ交付サービスを導入するため、関係規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第85号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に係る限度額の引き上げを行いたく、本案を提出した次第であります。

議案第86号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員の給与の引き上げを行いたく、本案を提出した次第であります。

議案第87号 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の国家公務員の給料改定等を踏まえ、常勤特別職の職員の期末手当の支給割合を改定したく、本案を提出した次第であります。

議案第88号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の国家公務員の給与改定等を踏まえ、会計年度任用職員の給料の引き上げを行いたく、本案を提出した次第であります。

議案第89号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴

い、職員の定年年齢の引き上げ等に関する規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第90号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、PFI事業により整備した公の施設の指定管理者の候補者の選定に係る規定等を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、美浜町道の駅若狭美浜はまびよりを公の施設として設置し、その管理運営に関する事項を整備したく、本案を提出した次第であります。

以上、御提案いたしました議案について、それぞれ概要を御説明申し上げましたが、不備な点等につきましては、その都度、私、または関係者から御説明申し上げますので、何とぞ慎重御審議の上、妥当な御決議を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶と提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、議案の表題部分のみとして、ほかは省略いたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分のみお願いいたします。

総務課長。

総務課長

それでは、議案表題部分の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

議案第78号 美浜町役場庁舎非常用発電機設備設置工事請負契約について。

議案第79号 美浜町保健福祉センター（はあとぴあ）非常用発電機設備設置工事請負契約について。

議案第80号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）。

議案第81号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第2号）。

議案第82号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第83号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第84号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第85号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第86号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第87号 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第88号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第89号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。

議案第90号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について。

令和4年11月30日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議長 以上で、各議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで、ただいま上程いたしました各議案を、全員協議会での協議またはそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

お諮りいたします。

日程第4 議案第78号 美浜町役場庁舎非常用発電機設備設置

工事請負契約についてと、日程第5 議案第79号 美浜町保健福祉センター（はあとぴあ）非常用発電機設備設置工事請負契約については、本日採決を行いますので、この後全員協議会で協議いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第78号及び議案第79号は全員協議会で協議することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第80号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）、日程第7 議案第81号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第8 議案第82号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、日程第9 議案第83号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上4議案は、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第83号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第10 議案第84号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11 議案第85号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第86号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13 議案第87号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14 議案第88号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 議案第89号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、以上6議案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第89号までの6議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、日程第16 議案第90号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17 議案第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について、日程第18 陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書、以上2議案及び陳情第2号は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第90号、議案第91号の2議案及び陳情第2号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

各常任委員会におかれましては、よろしく御審議をお願いいたします。

これより、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案のうち、本日採決を行います日程第4 議案第78号 美浜町役場庁舎非常用発電機設備設置工事請負契約についてと、日程第5 議案第79号 美浜町保健福祉センター(はあとぴあ)非常用発電機設備設置工事請負契約について理事者からの詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

(休憩宣言 午前10:50)

(再開宣言 午前11:36)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、採決が必要となった2議案については、先の実員協議会において協議いたしましたので、これにより質疑に入ります。

日程第4 議案第78号 美浜町役場庁舎非常用発電機設備設置工事請負契約についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明は既に終了しておりますので、こ

れより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第78号について、討論はございませんか。

河本議員。

7 番

河本 猛です。私はただいま討論の対象となっております議案第78号 美浜町役場庁舎非常用発電機設備設置工事請負契約についてに対し、反対する立場から討論を行います。また、議案第79号 美浜町保健福祉センター（はあとぴあ）非常用発電機設備設置工事請負契約についても関連するので、一括して反対討論をします。

議案第78号と議案第79号の非常用発電機設備設置工事の概要は、工事面積、発電機の仕様とも同じものです。入札に参加している2つの企業体はどちらの案件も同じ事業者ですが、B事業者のほうはどちらの案件も1億9,000万円で入札し、議案第79号の案件を落札しています。

一方のA企業体のほうは、議案第78号の案件は1億8,850万円で入札し、議案第79号の案件は1億9,100万円で入札し、議案第78号の案件を落札しています。工事の概要が工事面積、発電機の仕様とも同じものであれば、B企業体のように同じ入札額になると考えますが、入札の結果を見ると、A企業体とB企業体が同規模工事の2つの案件を分け合っているようにしか見えません。

恐らく入札に関する行政手続上は問題はないと考えますが、チェック機能を果たすべき議員の立場としては、入札に参加する企業同士が事前に相談して、受注する企業や金額などを決めて競争をやめてしまう不当な取引制限、いわゆる入札談合が行われていないか慎重に判断しなければなりません。

私は、入札結果や先ほどの全員協議会での議論を聞いて疑念を抱くことはあっても、それを払しょくすることができず、自らの責任において公正であるという確証を主張できないので、議案第78号、議案第79号の2つの工事請負契約を認めることはできません。

以上、議案第78号、79号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長 そのほかに討論はございますか。
(なしの声あり)

議長 討論なしと認めます。
それでは、採決のほうに。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長 起立多数であります。
よって、議案第78号は原案のとおり可決いたしました。
日程第5 議案第79号 美浜町保健福祉センター(はあとぴあ)非常用発電機設備設置工事請負契約についてを議題といたします。
質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございますか。
(なしの声あり)

議長 討論なしと認めます。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長 起立多数であります。
よって、議案第79号は原案のとおり可決いたしました。
これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、委員会の活動報告を受けた後、先ほど上程いたしました議案のうち、議案第84号から議案第91号までの8議案について理事者から詳細説明を受けたいと思います。
それでは、休憩いたします。

(休憩宣言 午前11:42)

令和4年第6回美浜町議会定例会会議録(第2日)

招集年月日	令和4年12月1日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年12月1日 午前10時00分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)	14番 竹仲 良廣			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和4年第6回美浜町議会定例会会議録(第2日)

町長提出議案 の 題 目				
議員提出議案 の 題 目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	3番	高橋 修 議員	11番	川畑 忠之議員

令和4年第6回美浜町議会定例会議事日程(第2日)

開議日時 令和4年12月1日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

議長 本日は、竹仲議員から欠席の届出があり、現在13名が出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:16)

議長 ただいまより、令和4年第6回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしておりますとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

5番 高橋修君

9番 川畑忠之君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。

発言者各位におかれましては、通告外の質問や質問回答など規程に反する質問は謹んでいただくようお願いいたします。

それでは、順次、発言を許します。

5番、高橋修議員の一般質問を許可します。

5番 議長。

議長 高橋議員。

5番 5番、高橋。

おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

私たちは今、SDGs(2015年に国連で採択された持続可能な17の開発目標でございます)や地球温暖化対策としての2050年カーボンニュートラルなど、地球規模の重大な課題と約束があることを忘れることは許されません。

そして、3年前に出現した新型コロナウイルス感染症、関係各位の御尽力もあり一定の落ち着きも見せてはいるものの、いまだ闘い

が続いています。

また、今年3月のロシアによるウクライナ侵攻、9か月が経過しますが、世界の深刻な分断と覇権主義のさらなる台頭を招き、北朝鮮のミサイルが日本上空を飛び交う事態もあって、我が国も防衛力を大幅に強化することになるようです。

また、このロシアのウクライナ侵攻によってエネルギーや食料の逼迫が顕在化し、折からの円安も重なってあらゆる物の価格が高騰し、日常生活の困窮を招く事態になりつつあることは、皆様御承知のとおりです。

急速な少子高齢化と人口減少も進む中で、このように多種多様なリスクと課題が待ち受け、そして山積しており、多くの有識者が指定しているとおりに今後もこれまでの延長線の、いわば平穏な時代が続くとは考えられないわけでございます。

そうした意味で今後は、これまで以上に急速に変化する時代の先行きをよく読み解き、リスクを正面からしっかりと評価し、先送りのない本質的で迅速な決断と実行、そして変化に対応し必要な場合には柔軟な修正をいとわない行政の強いリーダーシップが大切になると考えます。そうした基本認識を基に質問をまいります。

まず最初に、原子力政策に関連する質問をいたします。

冒頭にも申し上げましたが、私たちは今、地球温暖化の危機に瀕しており、既に莫大なリスクが顕在化しています。温暖化の元凶といわれる二酸化炭素の排出をなくする、いわゆる脱炭素社会の実現は世界共通の待ったなしの重要課題です。

また、エネルギー危機、とりわけ電力が途絶え長く停電が続く電力危機、それが現実のものになれば想像を絶する混乱を招きます。いわゆるエネルギー安全保障は食料安全保障に並ぶ国力の維持としての喫緊かつ重要な課題でございます。

そうした中、8月24日に開催されたGX実行会議において、岸田首相が既存原子力発電所の最大限の活用や次世代革新炉の新增設リプレースなどについて、今年末までに結論を出すように指示を出しました。

美浜町は、原子力発電所立地地域のパイオニアであり、長い経験と培われた多くの知見、そして大勢の方の深い理解の蓄積がござい

ます。電力事業の現在のスキームは、基本的には電力事業者の責任と権限で実施されるということでございますが、美浜町における新增設リプレースに向けて、前向きな取組をさらに強力に進める必要があると思っておりますが、改めて町長のお考えをお尋ねいたします。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

ただいま「新增設リプレースに向けて前向きな取組を強力に進める必要があると思うが、町長の見解を伺う」という御質問をいただいたところでございます。

御説明がございましたように、エネルギー危機、世界的な異常気象に直面する中で、エネルギーの安定供給、安全保障、そして脱炭素に資する原子力発電の果たす役割は大きいと、このように考えております。改めてそういう思いを認識しているところでございます。

また、世論の動向もそうした中で変わってきていると、そのように受け止めているところでございます。

私は、これまでどおり議会や町民の皆様の声を聞きながら、安全を最優先に国の原子力政策に協力していくそういった所存でございますけれども、将来に向けた原子力政策が明確に示されること、また、本町の振興、安全安心の最大限の確保がこれは大前提であるというふうに考えているところでございます。

その一環といたしまして、先のGX実行会議で示されました新たな安全メカニズムを組み込んだより安全安心なプラントの新增設リプレースなど原子力政策の将来に向けました検討4項目全ての具現化を望むものでございます。

併せて、我が町の振興、安全安心の最大限の確保について、議会の皆様方とともに行政活動など機動的な活動をこれからも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

5 番

議長。

議
長

高橋議員。

5 番

例えば、9月に行われた日本経済新聞社の世論調査においては、この岸田首相の「原発の新增設リプレースを検討するように」との指示に対し、「評価する」が53%、「評価しない」が38%を超えてはおりますが、さらなる正しい国民理解がぜひとも必要でござい

ます。

また、現時点では、使用済み核燃料のリサイクル等最終処分等、バックエンドの課題が必ずしもクリアではないというふうに感じます。

しかしながら、海外での事例もあり、必ず解決しなければならない、できるというふうに考えております。

「原発の新增設リプレースには10年前後の年月を要する」と言われますので、早く決断し着手しなければ、脱炭素あるいはエネルギー危機の面で手遅れになるリスクがございます。もちろん美浜町だけの問題ではなく、日本そして地球規模の課題ですが、国内における原子力発電所立地地域のパイオニアとして、そして原子力と共生する町ということで先頭を走る気概で行動いただきたいなというふうにお願いをしておきます。

それでは次の質問に移ります。

何事にも必ずリスクが伴うわけがございます。

地球温暖化のリスク、エネルギー危機・電力危機のリスク、そしてそれらを回避するための原子力の活用、これも厳しい保安規制下にあるとはいえ「絶対安全」という神話は許されません。そうした意味で、万が一、有事の際には「いかに避難するか」が問われるわけですが、折よく10月27日と28日の両日、東京で全国原子力発電所立地議会サミット、以下「原発立地議会サミット」と言わせていただきますが、それがございまして、その中の原子力防災体制と避難計画、これがメインテーマの第3分科会の座長を務めました。

福島事故を経験された議員を含めて多くの議員から闊達な意見が続出し、大変有益であったと感じておりますが、そうした経験を踏まえて質問をさせていただきます。

まず11月4日から6日の間、福井県原子力総合防災訓練が行われました。訓練の想定は、美浜原子力発電所3号機において、嶺南地方を震源とした地震による外部電源喪失後、原子炉冷却材の漏えいが発生、さらに設備故障等により非常用炉心冷却装置による原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態となる。そういう想定でございました。

嶺南地方を震源とした大地震が原因であれば、大飯発電所も高浜

発電所も美浜発電所と同様の事態を招く可能性があると思いますが、この訓練には両町の発電所の異常事態や両町住民の避難への対応が含まれていませんでした。

避難先を含めた広域での現実的な避難訓練でなければ実効性に疑問があるなあというふうに感じたわけですが、もちろんこれは国・県が計画したものでございますけれども、その点についてどのようにお考えかについて、質問をいたします。

エネルギー政策課長
議 長
エネルギー政策課長

議長。

エネルギー政策課長。

ただいまの件につきまして、お答えいたします。

嶺南地方で発生する地震は、大陸のプレート型ではなく内陸部の活断層を震源とする地震とされておりまして、高浜、大飯の発電所で想定される断層と美浜発電所で想定される断層が連動して動くことは考えにくく、国においては想定されておられません。

そのため、高浜、大飯、美浜の3発電所が同時発災する可能性は確率的に低いと考えておりますが、万が一、複合災害等により両市町への避難が困難となった場合にあっては、避難道路の確保はもとより別途、国がその時点で判断いたしまして、福井県や関西広域連合において受入調整が行われることになっております。

がしかし、町としては遅滞なく避難先が確保され、受入れがスムーズに進むよう申入れ等、行っていきたくと考えております。

今回の訓練には、広域避難先のおおい町におかれましても参加しておりまして、議員の皆様にも訓練現場等を御視察いただいておりますけれども、広域避難の実効性であったり防災対策を直接、確認する中で、万が一の際には国や県をはじめ関係機関が総力を挙げて住民の安全安心の確保に向けて尽力いただけるということに改めて実感しているところでございますし、大変、心強く感じているところでございます。

町といたしましても、国・県とともに今回の訓練を検証することで実効性の向上に努めるとともに、安全安心の最大限の確保に向けまして引き続き、原子力防災対策の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

5 番

議長。

議長
5 番

高橋議員。

何事につけても非常時の対応訓練は非常に重要です。

訓練なくしては、万が一、有事の際には全く動けない。これはもう現実問題だと思います。そうした意味では、さきの総合防災訓練についても評価はいたしておりますけれども、先ほど、申しました原発立地議会サミットにおける福島事故を経験された議員からは、「避難先を含めた広域での実際的な訓練が不可欠である」と、これは非常に強い御意見がございました。心に深く残っております。

福島事故のようなシビアアクシデント、そういったときの対応にはいまだ多くの課題はあると考えます。どうかそれらを一つずつ早急に解決し、さらに実効性のある避難計画と訓練に取り組んでいただきたいというふうに要望いたしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

原子力災害時の避難先についてでございます。

敦賀市の避難先は奈良県天理市、若狭町の避難先は兵庫県三木市、小浜市の避難先は兵庫県姫路市と遠隔の地であるのに対し、美浜町はおおい町または大野市と比較的近隣の市町が避難先になっています。そして、おおい町には美浜町と同様に原子力発電所があり、また、大野市は豪雪地域でもあります。そうした意味で、私は美浜町の避難先が今のままでは十分とは思えませんが、お考えをお尋ねいたします。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

それではただいまの御質問につきましてお答えいたします。

美浜地域の緊急時対応では、豪雪時の除雪体制につきまして道路管理者、警察、气象台等に設置されます情報連絡本部で情報を一元化いたしまして、機動的に対応するという事としております。

また、車両による避難が困難な場合につきましては、自衛隊や海上保安庁等の実働機関があらゆる輸送手段をもって対応するという事になっております。

広域避難先につきましては、状況に応じておおい町、または大野市としておりますが、万が一、複合災害等により両市町の避難が困

難となった場合にあっては、別途、国がその時点で判断いたしまして、福井県や関西広域連合において受入調整を行うこととしてございます。

本町といたしましては、避難先の確保につきまして引き続き、2市町に限らず実情に応じて町民の安全が確保できるように国や県、関係機関に要望していくとともに、万が一に備えた避難道路の多重化・強靱化につきましても町民の安全安心が最大限に確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、広域避難先でありますおおい町と大野市には、これまでから我々の訓練に対して真摯に受入れ等で対応いただいておりますが、今後も訓練はもとよりあらゆる機会を通しまして、職員間また住民間においても避難受入れの理解がさらに深まるような取組のほうも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

5 番
議 長

議長。

高橋議員。

5 番

ただいま申しました美浜町の避難先が今のままでは十分ではないなあと、この考えは私だけの思いではございません。

この間、避難訓練を視察した複数の議員からも同様の御意見がございました。

また、先ほどから申し上げている原発立地議会サミットにおいて、例えば、新潟県の柏崎刈羽原発の立地地域の議員からは、やはり「豪雪時の避難の問題」が強く提起をされておりましたし、福島事故を経験した議員からは、「避難計画には避難先を含めた避難後の対応計画、これも必要だ」と。「避難はしたけれども、そこから長い生活をどうするんだということを含めたそういう計画が必要だ」と、そういうふうな意見もございました。

一方、もちろん県が県外避難ということを決めた場合には、福井県広域避難計画要綱というものがあるようでして、それに基づいた県外避難先へ避難を開始するようになっているようですが、例えば、おおい町や高浜町の避難計画を見ますと、その場合の県外避難市町、おおい町は兵庫県の三木市、高浜町は宝塚市と三田市、その地の施設名まできちんと明記をされております。

このように豪雪・風水害等の複合災害対応といったものも考慮しないといけませんし、県外を含めて避難先の見直しと周知、それから訓練といったものが必要だろうと。美浜にはさらに必要だろうというふうに考えますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどより申し上げている原発立地議会サミットにおいて、福島事故を経験された議員等より、「屋内避難は疑問だ。屋内避難ということで逃げ遅れ、深刻な被爆をした人が多くいる。まずは避難道路の整備である。ハードが整備されなければ、幾ら避難といってもどうしようもない」といった意見が多くございました。

そう考えたときに、美浜町には若狭湾岸市町で唯一南北方向、つまり滋賀県方向への避難道路がございません。そのため、避難時には一旦、原発に近づいてから東西に逃げざるを得ない地域と住民があり、「早期に滋賀県方面への避難道路」という強い悲願がございます。

この悲願に応え、福井県美浜町琵琶湖北西地域道路整備促進期成同盟会が結成され、現在、戸嶋町長が会長を務められていますが、さらに議会においても、今年6月、強い要請に基づき、福井県美浜町琵琶湖北西地域道路整備促進特別委員会が設置されました。

ついては、この滋賀県方面への避難道路の開設に対する町長の決意を改めてお伺いいたします。

町
議
長

議長。

町長。

ただいま滋賀県方面への避難道路の開設に関する町長の決意ということで御質問をいただきました。

私は、原子力政策を円滑に進める上で、立地地域の安全安心を最大限に確保することが国の重要な責務の1つであると、これまで訴えてきたところであります。

本町にとりまして、その実現に資する喫緊の行政課題はまさかのときの避難道路や制圧道路の多重化・強靱化でありまして、その実現に向けてこれまでから国や県・関係機関に要請を重ねてきたところであります。とりわけ本町の避難道路は御指摘にございましたように、東西方向に限られ、県境を越えて南下する避難は不可能な状

況にありますのは嶺南の立地地域で美浜町のみでございます。

また、国の緊急時対応でも新庄地区が避難困難想定地区とされているところがございます。こうした状況を憂慮し、滋賀県方面への道路新設に向けて行政や議会、関係団体、町民が思いを1つにして立ち上げたのが先ほど申し上げました道路整備の促進期成同盟会でございます。これは大きな民意の現われであると、そのように受け止めているところがございます。

今、新增設やリプレースなど原子力発電を最大限に活用する政策転換への議論が進む中、原子力と共生するまちづくりを進めていく上でも、こうした脆弱な状況を早く解消する必要があるとこのように考えております。

私といたしましては、この避難道路の新設は大きな事業であり、超えるべく課題も多くあるとそのように思っておりますけれども、美浜町の安全安心の最大限の確保に向けて、国や県・関係機関そして滋賀県の御理解・御協力をいただけるよう、これからも議会とともにその実現に向けまして強力に活動を展開していきたいと、このように考えているところがございます。

5 番

議長。

議

長

高橋議員。

5 番

美浜の県外避難というのがなかなか实际的でないというか計画に盛り込みにくいのも「南北方向の道がない」ということも影響しているんじゃないかなというふうに想像したりします。

このように厳しい保安規制の下での原子力の活用、これはもう絶対に必要だと思いますし、そして、安全安心を担保するための避難道、避難体制の整備、この双方が喫緊の課題であろうと思います。どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。

それでは次の質問に移ります。

新幹線の敦賀開業が予定される2024年春まで残り1年と3か月余りになりました。それまでの間に既に開業したイチゴ農園HAMABERRYに加え、道の駅はまびよりやレークセンター等が開業される予定でございます。それらについて、この機会に町民への広報の意味もございますので、何点か質問をさせていただきます。

まず、今年1月に開園したイチゴ農園HAMABERRYですが、

これまでの入園者数の推移、開業して得られた効果と計画に対する評価、今後の課題等についてお尋ねをいたします。

産業振興課長
議 長
産業振興課長

議長。

産業振興課長。

ただいまの質問に関しましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

本年1月5日に開園いたしましたイチゴ農園HAMABERRYの入園者数でございますが、1月はイチゴの生育を確認しながらの営業だったため546人の入園者数でございます。それから日射量の増加に合わせて収量も順調に増加してきたところでございます。それに伴い2月には1,066人、そして5月には2,100人を超える右肩上がり増加をいたしまして、開園から6月19日までの営業期間内に合計7,860人のお客様に来場していただきました。

開業して得られた効果につきましては、この7,860人の入園者のうち8割を超える方が町外からとなっており、交流人口拡大を掲げている観光農園としては上々の成果であったかなというふうに考えております。

また、計画初年度の入園予定者数6,360人を大きく上回ることができたということと、販売額においても目標の約1,400万円に対し2,500万円を超える80%増の額になったことも評価できるポイントというふうに思っております。

今後の課題といたしまして、イチゴの品質管理や苗の生殖時期等、適正な栽培管理と情報発信の強化だと考えております。

篤農家でも品質管理は難しく、病気の発生等に最大の気を配って栽培管理を行っていることから、今年同様の良好な品質を確保するとともに、苗の生殖時期の遅れによる収穫の減につながらないよう、指定管理者のみはまアグリチームと連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、今年は新規の開園として注目を合わせて味がとてもおいしいとの高評価でありましたが、コロナ禍における行動制限等もあって町内・県内客の受入れに限定したことから、町外・県外客のPR不足ということになったかなというふうに思っております。

そういったことから今後はホームページはもとより旅行雑誌等に

も掲載依頼をかけるなど、幅広い周知により2年目の目標であります1万人を上回る来園者を達成できるよう努力していきたいというふうに考えております。

5 番 議長。

議長 高橋議員。

5 番 ありがとうございます。

その次に質問する道の駅 はまびより、ここの連携ということもございますので、より一層の進展を期待いたしております。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

現在、建設中で来年3月末にSPC、これは特別目的会社でございますが、美浜暮らしブランド(株)に引き渡し予定の道の駅 はまびよりですが、現時点の工事の進捗状況と開業に至る今後の日程、はまびよりの主要なコンセプトとセールスポイント、道の駅内において展開される店舗や事業等についてお尋ねをいたします。

土木建築課長 議長。

議長 土木建築課長。

土木建築課長 この御質問につきましては、私のほうから御回答させていただきます。

道の駅の建築工事につきましては、6月に起工式を執り行い、現在は鉄骨が組み上がった状況であり、工事の進捗率は約3割強というふうになってございます。

外構工事及び駅前広場整備工事につきましては既に発注をし、建築工事との調整を図りながら鋭意、工事を進めておるところでございます。

また、来年の3月31日にSPCより施設の引渡しを受けた後、開業準備を行い、6月2日に開業の予定としておるところでございます。

コンセプトは、「人々が集い、育み、美し美浜を体感できるにぎわいの交流拠点」であり、町民を中心に多様な目的・年代の人々が集い交流し、町外からの来訪者には美浜の魅力を発信していくことで新たなにぎわいの創出の拠点となることを目指しております。

セールスポイントにつきましては、まず1点目といたしまして、

J R 美浜駅と連携し、町のみならず若狭路観光のゲートウェイとしてレインボーラインやレイクセンター、水晶浜、国吉城等の観光施設につながる2次交通を充実させることで、周遊滞在型の観光を促進するハブ施設として活用できる点でございます。

2点目といたしましては、道の駅とイチゴ観光農園等、徒歩圏内に一体的に整理し、イチゴ狩りができる体験型道の駅として多様な客層の集客と対流利用の促進が図れる点でございます。イチゴにつきましては、道の駅の直売所で販売をするとともに、カフェではパンケーキやスムージーにして提供し、美浜のイチゴのブランド化を図ってまいります。

3点目といたしましては、地元で取れた新鮮な食材や加工品等を販売する農林水産物直売所、地元食材を使った料理が気軽に堪能できるカフェやレストランを整備することで、美浜自慢の産品を様々な形で楽しめる点でございます。

道の駅内のテナント等につきましては、町内事業者を中心に全て決定しており、1階には農林水産物直売所、日用品販売所、一時預かり施設、カフェ、バー、2階にはレストランとコワーキングスペースやレンタルオフィスが設けられます。

テナントの詳細につきましては、運営内容等の調整中であり、調整され次第、SPCであります美浜暮らしブランド株式会社より公表されるとお聞きをしておるところでございます。

5 番

議長。

議 長

高橋議員。

5 番

当施設はコンパクトシティ事業の中核施設として10年間の総事業費が28億円強という、そして美浜の街中を一変させる施設になります。当町の将来に大きな影響を与えることになる。これは必ずでございます。

また、観光振興計画における美浜町への観光入込客数目標、これは令和8年、2026年に135万人という目標が打ち出されておりますけれども、その達成するための重要な観光戦略施設の1つでもございます。

そして、当事業は当町では経験のないPFI方式と呼ばれる民間資金を利用して民間に施設整備を運営を委ねる方式という形で進ん

でございまして、特別目的会社美浜暮らしブランド(株)にそれらの業務を委ねることになるというふうにお聞きをしております。

どうか行政とSPCが力を合わせていただきたい。月に一度は意見交換するというような規定もあるように思いますけれども、両者が力を合わせてそれぞれの持ち分を全うしていただいて、また、町民と議会の意見にも耳を傾けていただきながら、機動的に運営いただきますようによろしくお願いをいたします。

それでは次の質問に移ります。

これも現在、建設中で、今年8月に指定管理者が三方五湖DMO(株)に決定した美浜町レイクセンターですが、現時点の工事の進捗状況と開業に至る今後の日程、レイクセンターの主要なコンセプトとセールスポイント、レイクセンターにおいて展開される店舗や事業等についてお尋ねいたします。

議長。

観光戦略課長。

それでは、レイクセンターにつきまして私のほうから御答弁いたします。

初めに工事の進捗状況について御説明申し上げます。

昨年度に本館棟と附属棟が完成してございまして、今年度は主に外構や太陽光発電システム、それから栈橋の設置工事を行いまして、計画どおり11月末に完成いたしました。

次に、開業までの日程でございますが、地域住民への周知を図るため本日12月1日から美浜町、若狭町両町住民対象の電池推進遊覧船の試乗会を開始しております。また、12月6日には、合同機関と旅行業者対象の試乗会を開催いたします。

さらに来年1月下旬から2月中旬にかけては、観光客の減少する冬季の誘客増加を図るため、地元観光業者との意見交換会や観光の専門家によるツアーの企画調整、さらにモニターツアーの実施も予定しております。

次に、施設の主要なコンセプトといたしましては、三方五湖観光のネットワーク形成に関わる拠点、ゲートウェイなどとしてございまして、建物は湖畔の景観や環境に配慮した三方五湖観光の拠点としてふさわしい機能性を追求したものとなっております。

観光戦略課長
議長
観光戦略課長

次に、セールスポイントといたしましては、カーボンフリーの遊覧船で自然豊かな景観を満喫できることやレジャー栈橋を活用いたしましたカヤック、カヌー等の湖上のアクティビティ、それから屋外のウッドデッキからの眺めなどにより美しい三方五湖を湖面から堪能できることであります。

また、レンタサイクルやサイクリングコースの中継点としての機能も備えておりまして、三方五湖を「湖周」からも楽しんでいただく起点となります。

さらにレインボーラインの山頂公園で天空からも三方五湖を楽しんでいただくことによりまして、嶺南随一の観光資源である三方五湖を天空・湖面・湖周の3つの異なる視点で楽しんでいただくための拠点としての魅力もございます。

次に、展開される店舗につきましては、施設全体の管理運営を指定管理者が実施することになっておりまして、軽食コーナーでは主にコーヒーですとかソフトクリームのほか地元の魅力ある食材を使ったものを提供できるよう準備を進めております。

最後に、展開される事業につきましては、遊覧船事業に加えまして、レンタサイクル事業やカヤック、カヌーなどの湖上アクティビティも指定管理者の自主事業として行う予定をしております。

以上でございます。

議長。

高橋議員。

5 番
議 長

5 番 これまでの観光遊覧船事業は何回か破綻状態に陥った難しい事業でございました。社会情勢も非常にどんどん変わりますので、常に時代の変化に応じて創意と工夫を盛り込んでいくということが大切なんだろうと思います。

レインボーライン等の他の観光拠点やほかの市町等との広域での連携、そういったことも積極的にやっていただいて、力を合わせてぜひとも成功させていただきたい、成功させなければならないというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では次の質問に移ります。

以前より議論をしておりますけれども、新幹線の敦賀開業により新幹線での来町者の増加、これを見込むためにはJR小浜線を含め

た敦賀以降の２次交通の整備が重要になります。現時点のその２次交通の整備、提案に向けたその状況と今後の予定についてお尋ねをいたします。

観光戦略課長
議 長
観光戦略課長

議長。

観光戦略課長。

それでは２次交通につきまして、私のほうからお答えいたします。敦賀以西の２次交通につきましては、ＪＲ小浜線・バス・レンタカーなどその手段と位置づけております。

ＪＲ小浜線につきましては、既に２０２４年秋の北陸デスティネーションキャンペーンに合わせまして、敦賀駅から城崎温泉駅の間を結びますＪＲによる観光列車の運行が決定しております。

このほか県では全県を網羅している鉄道網を生かしまして、並行在来線となるハピラインふくいからＪＲ越美北線、ＪＲ小浜線に県独自の観光列車を乗り入れるという構想も描いております。

とりわけ観光列車につきましては、美浜駅と道の駅 はまびよりの近接性を生かしまして乗客に道の駅で買い物を楽しんでいただくなど列車運行に工夫を凝らすことで観光誘客ですとか列車利用へのメリットがもたらせるよう県やＪＲ西日本に要請していきたいと考えております。

さらに今年度は、ＪＲ小浜線で当町を訪れる県外の観光客に対しましてタクシーを利用して美浜を満喫できるお得なクーポンを配布する事業も試験的に行っており、その効果を検証することで多様な交通手段の確保に努めてまいります。

バスにつきましては、県と嶺南６市町で構成する実行委員会による食と景色を一度に味わいながら非日常で特別な体験ができる若狭路レストランバスの運行や、昨年度に引き続き、県と美浜町、若狭の両町でゴイチバスの実証運行も行っておりまして、実証運行は来年度も引き続き、実施されることになっております。結果を検証しながら、バス運行による魅力的な交通手段の確保に努めてまいります。

また、路線バスの菅浜線や若狭線につきましては、キャッシュレスサービスの導入を進めており、新幹線敦賀開業を見据え利便性の向上を図ることなど観光客が利用しやすい環境の整備を進めてまい

ります。

コミュニティバスにつきましては、道の駅の開業に併せ、定時定路線運行に加えて、現行のデマンド交通の見直しを行い、観光地への足として観光客にとっても利便性の高いネットワークの構築を進めてまいります。

このほか町内宿泊時のレンタカー利用者への割引やタクシーを利用する観光客への割引についても今後、検討し、あらゆる手段を講じて新幹線敦賀開業後の2次交通の充実を図ってまいりたいと考えております。

5 番
議 長

議長。

高橋議員。

5 番

新幹線の敦賀開業ということを目標にいろいろな整備をしているわけで、その乗客が敦賀から美浜を含め嶺南地方に呼び込むということに絞って考えれば、少なくとも便利な足、2次交通、これがないければきっと来てくれないんだろうと思いますね。単にその交通があるということだけでは面白くなくて、そこをきちんと見てそこへ向けていくとかそこに泊まるだとか宿泊するとかそういったことも想定をしながら面として計画を立てていかないと、なかなか敦賀から足を伸ばしてくれる方々が増えない可能性がございますね。そういう意味できちんと整備を早くしていただいてPRをすると。

それともう一つは、嶺南地方に旅行しよう、あるいは嶺南地方へ行ってみたいといったときに、その計画をしたときにその2次交通がネット等で把握できる。ここからここまでは何時のバスがある、ここにはこういうふうな交通機関がこの日はあるというようなことが計画時点で把握できるような体制をつくらないと、なかなか行ってみようかと。車で行きましようというような方は別ですけども、電車で行ってみようかという気にはなりませんので、その辺のところをよく实际的に計画をして、自分が旅行者になったつもりで整備をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最後の質問になります。

幾つかの嶺南市町においてもデマンドバス、デマンド交通等の運用が始まったという報道が結構ございます。このデマンド交通に関

する昨年9月の私の一般質問に対し、「美浜町においてもコミュニティバスの在り方を抜本的に検討し改革を行いたい」と、こういった答弁を頂戴しておりますが、その現状と今後の見直しをお尋ねいたします。

住民環境課長
議 長
住民環境課長

議長。

住民環境課長。

コミュニティバスの検討、改革の現状と今後の見通しにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

本町のコミュニティバス利用者は年々、減少しております中でコロナ禍もありその減少が加速している状況であります。

団塊の世代が令和4年度より75歳以上の後期高齢者となり始める中、生活・通学を支える足や外出機会を確保し介護予防に資する移動手段としての、また環境への負荷が小さいとされている地域、公共交通の活性化は重要な課題であると認識しております。

これらを踏まえ、今年度、学識経験者や交通事業者及び福祉、観光等の関係機関、団体で構成する地域公共交通会議では、地域みんなで支えるコミュニティバスを目指し、住民へのアンケート、バス利用者、福祉、環境等の団体、学校、交通事業者へのヒアリング等を基に持続可能であることはもとより交通弱者や観光客にも対応ができるよう議論を重ね、地域公共交通計画の策定を進めております。年内には意見を取りまとめ本計画を町長へ答申していただく予定でございます。

さらに道の駅 はまびよりの開設、再来年の北陸新幹線敦賀開業を控えておりますが、これらを好機と捉えまして利便性の向上や利用者の増に向け、生活の足と観光への誘客を図るため、AIデマンド導入などを検討し、道の駅をハブとした新たなデマンド交通の実証運行計画を地域公共交通会議において協議し、令和5年6月からの実証運行に向け、鋭意、準備を進めているところであります。

最終的には新たな実証運行計画につきまして、国土交通省へ届出を行い承認を得るという手続となっております。

今後、町といたしまして、現在の作業をさらに加速化してまいりたいと考えております。

5 番

議長。

議長
5番

高橋議員。

どういうコミュニティバスといいますかデマンド交通がいいのか、これはいろいろな議論がきっとあるんだろうなど。今その内容については具体的なものはお示しいただきませんでしたけども、なるべく早く固めて、それをある程度、公開をしていただいてみんなの意見を聞くと、あるいは試してみるというような期間がないと、ぶっつけ本番ではきつとうまく行かないんじゃないかという気がいたします。

これから高齢化が一層、進み、交通弱者が増加するわけです。そうした場合でも町の元気を維持すると。そのためには交通弱者の足を確保する必要がございます。

また、先ほど来、御説明がありますように観光あるいは町外から来訪される方もそういったものを使って滞在をしていただく、あるいは移動していただく、こういう目的もあるんでしょうから。その辺は非常に複合的な要素がいっぱいありますので、早くそのものも示していただいて、いろいろな意見を聞いて、できることできないことあると思いますけれども、なるべくいいものを早く姿、形にしたい。検討の土台に乗せていただきたいと、そういうふうに思いますのでよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

議長

以上で、高橋議員の一般質問を終わります。

次に、10番、松下照幸議員の一般質問を許します。

10番

議長。

議長

松下議員。

10番

それでは、議長の許可を得ましたので通告に沿って私の一般質問を行います。

まず1点目であります、「誰が福島第一原発事故を予測したか」というテーマで質問いたします。

福島第一原発事故は想定外の事故ではないということは明らかに言えると思います。政府や電力会社による原発推進策を批判する大学や民間の研究者たち、日本弁護士会の環境問題に関わる弁護士たち、都市部を中心とした反原発、脱原発の多くの市民運動の人たち、

さらには1995年阪神・淡路大震災を機に設置された政府特別機関である地震調査研究推進本部に参加する良心的な地震津波地質学者たち、その人たちが太平洋岸に押し寄せる津波の危険性を語り続けてきました。15メートルを超える高さの津波が歴史的に太平洋岸を襲うことはよく知られておりますが、若狭湾沿岸にも大きな津波が押し寄せた様子を当時のルイス・フロイスというポルトガル人宣教師が日本史で記録しています。

そのようなことを知りながら、国の規制官庁、研究機関、電力会社が全くといっていいほど対応してこなかった。安全規制に関し厳しい姿勢を取ってこなかった国の監督官庁の責務は重いといえます。

東電に関しては、15メートルを超える津波を検討しながら、当時、柏崎刈羽原発が2007年新潟県中越沖地震の被害により停止しており、経営的に苦しかったこともあって津波への対応を意図的に怠った。その結果として福島第一原発の事故があると思っています。

私自身に関して言えば、情報がほとんど明らかにされない時代の中で、手探りの状態から原発に疑問を持ち始めました。きっかけは、新庄地区の若い関電職員が白血病で亡くなったことに始まります。

原子力資料情報室の研究者の方たちを質問攻めにし、京大原子炉実験所の研究者、京都大学の材料の研究者、理学、工学の研究者にも教えを請うてきました。大阪大学、大阪府立大、神戸大、九州大の研究者たちにも多くを教わってきました。

再生可能エネルギーに関しては環境エネルギー政策研究所に教えを請い、前町長に政策提案をしたこともあります。その人たちや地道な市民運動こそが福島第一原発事故を予測し警告したのであり、それを知りながら電力会社に配慮し津波対策を急がせず先送りを容認してきた国の監督官庁が今なお安全を主張し、地方行政、地方議会はそれに追従しております。

福島第一原発事故を契機に設立された原子力規制委員会は、「新基準に適合してはいるが安全だと言わない」と公言し責任を回避しています。町民の安全に関し、私たちは私たち原発に反対する側と原発を推進する電力会社・国・地方行政・議会のどちら側が原発の危険な実態を伝えているのか、誰が考えても明白であります。

私は、地域で都市部の支援を一部もらいながらも自費で町内全域に新聞の折込みを行い原発の危険性をうたってきました。

美浜1号機は運転早々に深刻な燃料棒折損事故を起こし、国と電力会社により完璧に隠されました。田原総一郎氏がこのことを暴かなかつたら、今でもその事故は知らされなかつただろうし、事故の実態を知ることはできなかつただろうと思っています。

美浜2号機事故も私たちは予測しておりました。蒸気発生器細管のトラブルが続発していた時期であり、我々運動側は加圧水型原発のアキレス腱と呼ばれた蒸気発生器細管の複数破断を指摘してきました。

伊方原発最高裁判断が示されましたが、当時の原子力安全委員会のトップは、「蒸気発生器細管はインコネルという粘っこい材料を使っているから、ポキッと折れることはあり得ない」と、語っていました。それを覆したのが美浜2号機事故であります。推進側の原発実態把握がいかに低レベルであったかを示しています。

3号機事故は、11人の死傷者と被災した人の救出に入った関電職員2名がPTSDとなった悲惨な事故であります。二度と3号機事故を繰り返さないと言われ、毎年慰霊祭を行っておりますが、その言動に誠意は見られません。関電は、3号機事故の約1年前に、破断した重要部位の配管が28年間点検されてこなかった事実を知りながら、次の点検まで延ばして対応しようとした、私はそのように考えています。そのことに関する記事が、事故2日後の福井新聞記事に記載されています。定検短縮は本格化する時期であり、こっそりと次回定検で当該配管を取り替えようとしたというのが私の見解であります。

これらのことを踏まえ、原発の安全、すなわち、美浜町民の安全に関し、町長は推進側の意見にのみ耳を傾けているように思えるが、批判的意見を主張してきた我々の運動をどう評価しているか、真摯な意見を聞きたいと思います。

議長。

町長。

ただいま松下議員から、これまでのいろんな活動についての御説明があったわけでございますけれども、こうした運動に対してど

町
議
長

のように評価しているのか、美浜町の安全・安心のためにどう考えているんだという御意見をいただいたところでございます。

原子力発電、これは事故を決して起こしてはならない、これまでの反省を踏まえて、安全最優先にこの原子力政策を進めていく、このスタンスは、国も事業者も我々も含めて気持ちは一緒だろうというふうに思っていますし、我々もそれを最優先に進めていただくようにこれかもしっかり要請、そして、監視をしていきたいというふうに考えてございます。

まず、御意見に対しての考え方でございますけれども、町のスタンスを申し上げますと、これまで原子力政策を進めるに当たりまして、中立・公正な視点で、広報みはまや行政チャンネルなどを通して幅広く情報の提供を行ってきたというところでございます。また、再稼働の同意判断の際には、町民説明会の状況をネットでのライブ配信や行政チャンネル等で放送いたしまして、さらに広く意見を公募することで、様々な立場からの御意見をフラットに傾聴してきたというところでございます。そのほか、民意の代表でございます町議会の皆様方の御意見、また、町の原子力環境安全監視委員会、そして、地域あいあいほっとミーティング等におきましても、私は同じスタンスで臨んできたというところでございます。

原子力の在り方につきましては、様々な考え方があることは十分に理解しておりまして、あらゆる角度からいただいた意見をしっかりと受け止め、また、検証・検討することで原子力の安全性をより慎重に確認、そして、その判断につなげるための知識を高める上でも、大いに参考にさせていただいております。

議長。

松下議員。

今、町長の答弁をいただきまして、フラットにいろんな報道を通して町民に伝えているということを伺いましたが、我々の今までの経験からしますと、一番大事なことが欠けていると思うんです。

1つは、賛否両論をきちっと聞く。これは議会にも言えることだと思うんですが、ほとんど経済産業省の官僚であるとか、そういう人たちの声を聞いて、安全が第一という前提を言葉で入れながら、実際はそうになっていないと、だから事故が起きているんですね。

10番
議長

10番

2号機事故でも、蒸気発生器細管の破損が相次いでおりましたので、我々は複数の破断もあるということを書いて、ポキンと折れることもあると書いていたんですが、ある委員会の委員長は、そんなことはない、インコネル690だったかと思うんですが、非常に粘っこいので、そんなことはあり得ないと言っていたのが、美浜事故でひっくり返されたんですね。

そういう我々の主張に対しても、やはり行政として、あるいは議会としても、それを主張するちゃんとした、我々でなくて研究者の人たちを議会に呼んだり、行政で呼んだり、あるいは、国の監督官庁の推進側の意見を聞いたりとか、そういう賛否両論をしっかりと聞く機会をつくること、それを聞いた町民との意見交換の場をつくること、それが安全に寄与すると私は考えております。

今後は、町長の答弁にありましたが、そういう機会をぜひつくっていただいて、福島第一原発事故のような事故が起きないように、言葉だけではなくて、そういう制度的にやっていただきたいとお願いしたいと思います。

例えば、我々は運動として、関電のあそこの本部に要望書を届けたりします。でも、彼らは最初に言われるのは、「マスコミは来るんですか」と聞くんです。「当然来ます」と言うと、「それではちょっとお答えできません」と言うわけですね。そういう人たちが安全を幾ら言っても、それはなかなか信用できません。そういう意味では、関電の意見も我々は聞きますし、そうではないと、ここが危険だという研究者レベルの人たちも呼んで、町民参加の場でいろんなことを議論する、こういう機会をぜひつくっていただきたいと思うんですが、町長はいかがお考えでしょうか。

町議
町長

議長。

町長。

安全安心の最大限の確保のためには、おっしゃいますような取組も重要な要素かなというふうに思っています。しっかり受け止めていただきたいと思いますというふうに思っています。

10番
議長

議長。

松下議員。

10番

ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

では次に、2番目、事故の責任についてということで質問をいたします。

福島第一原発事故は、典型的な人為的事故であることは申し述べました。原発は、地震や津波という日本列島では避けられない自然環境にあります。日本列島に原発を建てたことが問題なのであります。

地球内部の運動が引き起こす地震と津波、地球内部のマントル対流が地球表面近くのプレートを引きずり込むことで発生するプレート内地震、海洋プレートと陸側プレートがぶつかり合って、陸側プレート内にひずみエネルギーをためて、直下地震等を引き起こす内陸地殻内地震、原発を日本にたくさん建てるようになってから、地震を引き起こすメカニズムが解明されてきました。「プレートテクトニクス理論」といいます。日本列島の成り立ちは、複数のプレートの移動による押し合いによって浮き上がってできたことがよく理解できます。

今までは、当たり前の理論として理解されていると思いますが、その理論を知っていながら、原発への対応を怠る推進の人たちがいます。私にはとても納得できないのが、福島第一原発事故の実質的責任を誰も問われていないことでもあります。国の監督官庁も、原発を推進してきた政権政党も、地方議会で推進を要請してきた人たちも、誰も責任を問われていません。こんなことがあっていいのか、これを許していたら、再び福島第一原発のような事故が繰り返されると私は思います。老朽化した美浜原発や若狭の原発の安全を考えると、事故の責任を誰が取るかを決めておかなければならないと私は思います。

したたかな国の官僚たちは、自分たちの責任が問われないよう、制度をつくっています。そのことは、福島第一原発事故でよく検証できます。司法で争っても、なかなか責任を問えていない。明確な責任、ルール、法律をつくらないと、事故は繰り返されると私は確信しています。

岸田自民政権は、老朽化した原発を、60年を超えて運転できる道筋をつけようとしています。過去の歴史を見る限り、原子力規制委員会がそれに追従しようとしています。福島第一原発事故以降、原

則 40 年、例外的に 20 年の延長を決めましたが、どんどん再稼働を認めてきたからであります。

福島県民やその近辺の数十万人もの人たちの生存権を奪いながら、その後のエネルギー政策において、省エネルギー政策や再生可能エネルギーによる地域自給体制を構築しようとせず、原発再稼働を優先し、海外の化石燃料の資源に頼ってきた自民党政権、コロナ禍による物流の停滞、プーチンのウクライナ侵攻により、大慌てで電力逼迫を演出し、原発推進に政策を切り替えました。

実際には、電力需給は逼迫してはおりません。今年夏には、岸田自民党政権により電力逼迫が宣言されましたが、今年の夏、8月2日の最も需給が厳しかった時間帯でも、原発なしで乗り越えられることが政府の報告で実証されています。こういう人たち、こういう組織が責任を問われることなく、老朽化した原発を再稼働させ、60年を超えて運転を続けようとしています。私の直感では、若狭の原発、特に美浜の原発が一番危ないのではないかと感じております。

大飯3号機の中口径配管、約11センチの配管ですが、ひび割れで取った関電の姿勢を見ると、現時点では関電の姿勢が一番危険であると私は考えています。炉心近くの11センチほどの中口径配管に長さ6センチの傷が入り、それを次回定期検査まで大丈夫と判断し、損傷配管を取り替えずに運転しようとしています。さすがに原子力規制庁はこれを認めませんでした。その状況を、私は、公開画像の YouTube で見ておりました。2020年10月2日の第4回会合では、関電は説明のために資料を持参してきたのですが、規制庁から説明機会さえ与えられず、門前払いをさせられました。その17日後の第5回会合で、ようやく損傷配管を取り替える決断を表明しました。これは恐ろしい話であります。

老朽化して傷が入った配管の予測を、どういう計算式で証明できるのか。その計算式の精度はどれくらいなのか。関電は、私たちに説明する機会さえ持とうとしていません。もしその配管が一気に破断したら、炉心はどうなるか。150気圧を超える炉心から、あっという間に冷却水が抜け出ます。そこにECCSの高圧水が注入されたら、炉心の健全性は保てるのか。一気に空だき状態になり、熱衝撃により燃料棒や圧力容器が損傷し、炉心熔融事故で死の灰が美

浜町の大気中にばらまかれることになる。そのようにはならないと、関電は責任を持って言えるのか。全ては無責任のなせることだと私は考えております。「二度と3号機事故を起こしません」という言葉は、運転を強行するためのまやかashiではないか、私にはそのように思えてなりません。

これらのことを理解すれば、おのずと事故の責任所在を明確にすることの必要性を感じざるを得ないと思います。町長は、この無責任の現実を、町民の安全という観点からどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長。

町長。

ただいまの事故の責任等を含め、どういった考えでいるのかという御質問をいただきました。

原子力発電所の設置や運転につきましては、原子炉等規制法等の関係法令に基づきまして国が規制を行うこととされており、種々の厳しい基準を設けることや、現場での検査・確認を通して安全の確保に努めているというところでございます。

美浜3号機につきましては、独立性・専門性を有する原子力規制委員会において、世界で最も厳しい水準とされる新規制基準に基づいて原子炉設置変更許可などの判断がなされ、また、事業者が適正に運営し、安全管理を徹底することで、原子力発電の安全が確保されていると認識しているところでございます。

それでも万が一、事故が起きた場合にあっては、まず事業者が迅速な事故収束に当たるなど、その責任を全うしなければならないということは当然ではございますし、国民の生命・身体・財産を守ることは、国の重大な責務であり、エネルギー基本計画の中で国が関係法令に基づき責任を持って対処する、このようにされております。

町民の安全安心の最大限の確保は、私の命題でございまして。町といたしましては、県や事業者と締結をしております原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書、いわゆる「立地協定」に基づきまして、安全最優先の発電所運営がなされますよう県と共にしっかり監視をしていく、そういう所存でございまして。

議長。

町
議
長

10番

議長

10番

松下議員。

ありがとうございました。今、町長の答弁では、現行の国の制度、基準、そういうものに照らして安全に運転をされていると、そういう意向を伝えられましたが、現行の制度上の下でこういう事故を起こしているわけです。原子力安全保安委員のときに、保安員のほうから東電に、東郷町に押し寄せる15メートルの津波の対応をなさないと、検討しなさいという指示を出しているんです。東電もそれを受けて、検討しとるんです。ところが、東電のほうで時間稼ぎ、あるいは、柏崎の事故で収益が良くないから先延ばしをする、そういう過程である事故は起きたんですね。

美浜3号機の事故も、福井新聞記事の情報もあって、私の推測では、約1年前に、28年間も点検されてこなかった重要部位の配管があるということを知っていたと、ところが、それに対応せずに次回点検まで延ばそうとして、点検に入る4日前に事故を起こした。だから、そういう現行制度の中での大きなそごが起きる、事故が起きる、こういうことは、現行制度が原発に対して非常に甘いということ、私は示していると思っています。大きな事故を起こして実際的に被害を受けるのは、美浜町民なんです。

船橋さんというジャーナリストの、福島事故以降のいろんな人たちの避難先での実態を描写した本を、私は読みました。それ以外の本も何冊か読んでいます。本当にすさまじい事故です。介護施設の老人たちをバスが救出して、そのバスの中で多くの老人たちが亡くなっている、あるいは、逃げる逃げないで家族で意見が分かれて、姉と妹がばらばらになってしまうとか、そういうのを知りますと、避難訓練よりももっともっと我々は力を入れて事故防止に取り組まないといけないと、これが私が福島事故で学んだことであります。

もちろん私の力不足もあって、美浜町では、私の意見としては大きな影響を与えることはできませんが、この福島事故の悲惨さを、前回の東京の原子力サミットで我々も聞いてきました。皆さん、審査を早くしてくれとか、いろいろ言いますが、その前に、私たちが福島でどういう悲惨な目に遭ったのかを考えてほしいと、東郷町の議会の議員はおっしゃっていました。そのとおりだと思います。

もちろん美浜町という議会の中でやれることには限界があると思

います。でも、国に対して厳しくものを言っていくことが、町民の安全につながると思っていますので、そこは、今町長の答弁をいただきましたが、今後一層力を入れて安全に教授していただきたいと願っています。

次に、3点目の質問に入ります。

再生可能エネルギーの推進についてであります。岸田自民党政権は、原則40年運転を取り払い、老朽原発の運転延長、革新炉の建設などと、アドバルーンを揚げております。岸田自民党政権の原発推進路線への転換であります。町民の安全を議員の最重要課題とする私からすれば、誠に憤慨すべきことであります。果たして、岸田自民党政権の原発推進策の実現は成るのか。私は、極めて怪しいと感じております。

理由は幾つかあります。東大、京大の原子力工学科が消滅して久しいと。今では、国立大学の原子力工学科は、福井大学を除けば、全てなくなりました。若者が原子力を選択しなくなり、原子力工学科の偏差値が下がり続け、今ではシステム量子工学科などの中で細々と研究を続けているレベルにあります。福井大学だけでコアな原子力技術を開発することは不可能であり、システム量子工学科の中の原子力研究では、研究の維持だけに終わってしまうだろうと私は考えています。

過去には、アメリカのブッシュ政権が原子力ルネサンスをうたい上げ、マスコミも大きく取り上げました。その頃、私は東京で講演を依頼され、敦賀駅のホームで電車を待っていますと、当時のもんじゅ発電所長であった菊池三郎氏が私を見つけて近寄ってきました。何だろうと思っていると、私に、「ブッシュが原子力ルネサンスをやると言っているから、日本にもどンドン原発が建つようになりますよ」と言いに来たのです。私は一言だけ返しました、「民間資金が動かないと思いますよ」。

結果は、まさにそのとおりとなりました。アメリカではボーグル原発2基、VCサマー原発2基が多額のアメリカの国の支援で着工されましたが、民間資金が動かなかったんです。投資家たちは、原発建設に投資しても、リターンを得られないと考えたからであります。現に、両原発の原子力メーカーであるウェスチングハウス社は、

建設費高騰で負債を抱えて経営破綻しています。V Cサマー原発の建設は中止されました。ボーグル原発2基だけが残され、今なお、竣工しておりません。これでお分かりいただけたと思います。アメリカでは、今もその状況は変わらないし、日本の投資家もそうだろうと私は思っています。

敦賀原発3、4号機を建設に当たり、日本原電は、増資を大手電力会社に要請しました。ところが、大手電力会社はそれに応じなかったのです。そのことを福井新聞の小さな記事が伝えていました。なぜだろうと私の印象に強く残りました。理由は、3、4号機を建設すると、その電気を電力会社が買い取って売らなければならないからなんです。大手電力会社が日本原電の要請を拒否したのです。

いろいろ調べているうちに、滋賀県の木之本地区に建設していた関電の揚水発電所、600億円の損失を計上して関電が中止したという記事も出ました。これで敦賀3、4号機は止まったと、私は思いました。もう随分前のことでもあります。

世界は脱原発を目指し、再生可能エネルギー、省エネルギー、効率的な蓄電技術開発を将来に託しています。そこが競争の踊り場となっています。経済新聞で報道される内容を見ると、世界は競って再生可能エネルギー、特に洋上風力の技術開発にしのぎを削っています。EV、蓄電池、パワー半導体、AI技術等への投資もさまざまいいものがあります。

プーチンの戦争で石油やエネルギー資源の流通が制限され、再生可能エネルギー推進に切り替えると思いきや、岸田自民党政権は大慌てで原子力推進へ転換をしました。その軽さにはあきれられるばかりであります。

原発メーカーも、破産または破産寸前の状態にあります。三菱、日立、東芝といった財閥関係のそうそうたる原発メーカーは、建設が途絶えることで体力がなくなってきております。メーカーというのは、常に毎年数基を造り続けなければ、技術・組織を維持できません。メーカーへ構造物や材料、部品を製造するサプライチェーンも維持できません。

例えば、トヨタ自動車を例にとってみましょう。トヨタ自動車が新しい車を造ることができず、買ってもらった車のメンテナンスで

しか収益を得られないことになれば、間違いなくトヨタは破産します。これは、原子力メーカーも同じなんです。技術者の配置転換、退職などで固定費を削り、既成原発のメンテナンスだけでしのいでおります。大手メーカーだけではありません。サプライチェーンの中の重要な原子力部品メーカーも、息絶え絶えであります。撤退、廃業、転業が相次いでいます。

考えられる最も安易で現実的な政策は、老朽原発の運転延長であります。老朽化することで事故のリスクは格段に高まります。革新炉の建設と政権は言うておりますが、実規模実験でその効果が実証もされていない、コアキャッチャーや事故時の制的な原子炉注水装置をつけるくらいで、革新炉とはとても言えないものを言うております。

三菱の「SRZ-1200」というものが報道されておりますが、1兆円超もの巨額の建設費は、見積りすら出されておられません。もし建設する動きが出たとしても、電力会社の収益を保障する手厚い制度をつくらなければ、電力会社は応じないだろうと私は思っています。基本的には、電力会社が建設資金を調達しなければならず、若い技術者も新たに雇用しなければなりません。建設までに十数年は必要とされます。どう考えても、原発が美浜町の未来を保障する時代は来ないだろうと私には思えます。

以前、町長は、高温ガス炉の未来を議会で語ったことがあります。その技術は、20年以上も前から語られてきておりまして、私も知っておりました。高温ガス炉特有の課題を克服できず、今に至っているんです。将来に至っても、高温ガス炉の時代は来ないと私は考えています。

省エネ技術と再エネ技術により、中長期には世界は、地域分散型電源で満たされているだろうと思います。原発に偏る政策を続ける限り、エネルギー分野でも日本の沈没は避けられないと私は考えています。プーチンのような独裁者は、ロシアだけではなく。ほかの国にもいます。全てのエネルギーを自給できないとしても、食料・医療と併せ、日本で必要な自給体制をつくる必要があります。

日本という国は、海域も入れると、世界で5番目の広さになると

報道されています。ロシア、アメリカ、中国、そして、オーストラリアかカナダに次ぐ広さとなるんです。中でも洋上風力は、日本では大きく成長を遂げることになると思いますし、今の現状を見ても、大きな投資を関電さえ洋上風力でやっています。

省エネやデマンドレスポンス、これは、電力消費量の増減を調整する契約のことですが、そういう制度、ソーラーの熱と発電、省水力・風力、バイオマスエネルギーで日本のエネルギーは自給できます。電力会社に支配されている送配電網の管理が、公正中立な公的な機関に委ねられれば、その過程は急速に進むだろうと言われていきます。再エネの優先接続、優先給電を拒んでいるのは、原発再稼働や石炭火力延命に固執する電力会社だからであります。

E Vで電気の需要が増えると言いますが、人口も激減します。電気を効率的に蓄える蓄電技術も飛躍的に成長します。原発には、暗い未来しかありませんが、再エネによる地域分散型エネルギーには明るい未来があります。

特に地方が目指すべきことは、再生可能エネルギーで地域自給を行うことであります。省エネルギー政策も、工務店需要を高めていきます。樹木で西日カットを行い、断熱材使用等の改修工事で工務店の仕事が増えます。地域外へ流出していたエネルギー関連投資、雇用・維持管理費が地域内で還流し、地域が栄えることになります。そのようにすることが地方行政の責務であり、議会の使命でもあると私は考えています。

日本は、高温多雨の気候で、世界でもまれな国であります。ドイツよりも日照量が多く、雨もドイツの倍近く降ります。バイオマスの生長量は、ドイツを日本ははるかにしのいでいます。そのドイツが、せっせとバイオマス発電と熱供給を行っているんです。オーストリアのギャッシングの市の政策を見ても、地方政治の見本のようには思います。地方行政は、議会も含めて、それらの国の政策を見習うべきであると思います。美浜町議会も、その地を視察すべきであると私は考えています。

時代はまさに、再生可能エネルギーと省エネルギーによるエネルギー地域自給に向かっています。その方向に美浜町も軸足を向けるべきであると思いますが、美浜町を省エネ・再エネで地域自給とい

う目標を掲げることはできないのか、町長にお伺いしたいと思いません。

町
議
長
議
長
町
議
長

議長。

町長。

ただいま、省エネ・再エネで地域自給という目標を掲げられないかという御質問をいただいたところでございます。

再生可能エネルギーにつきましては、平成28年度に県下でいち早く策定したエネルギービジョンに基づきまして、再エネを活用したまちづくりを進めておりまして、また、省エネにつきましても、環境基本計画等に基づいて各種の施策を進めているところでございます。

再エネと省エネによって町域レベルでエネルギーの自給自足を図るためには、まずは町民の皆さんの理解と協力が必要でありますし、また、可能な限り現在のエネルギー使用料を減少させる取組が必要でございます。さらに、再エネで発電した電力を蓄電する設備の設置が必要と考えております。安定供給の面で不安定電源でございます再生可能エネルギーだけで、町域レベルのエネルギー自給を達成するためには、蓄電池などの調整電源が不可欠でありまして、町域レベルに耐える大規模な蓄電池や全世帯への蓄電池の導入などは、コストの面からも負担があまりにも大きく、現時点では現実的ではないと、そのように考えておるところでございます。

こうしたことから、大きなエリアでのエネルギーのベストミックスが重要でありまして、脱炭素電源として優れている原子力も含めた多様なエネルギーの活用がなければ、安定したエネルギー供給は成り立たないと、そのように考えております。

そのため、本町では、国が示します2050年カーボンニュートラルに貢献できるように、新技術の導入や脱炭素化に向けた取組を一層強化することで、原子力に加え、再生可能エネルギーを活用したエネルギーと共生するまちづくりに鋭意取り組んでいきたい、そのように考えております。

10番

議長。

議
長

松下議員。

10番

ありがとうございました。私の思いとしては、美浜町には新庄地

区という広大なエリアがあって、そこには、今の調査で知る限りでは、すごく有望な風が吹いているというふうに聞いております。海もあります。海の中の海流発電であるとか、いろんなエネルギーの生産方法が示されています。もう少しすると、実証のところが出てくるのではないかと聞いております。

そういう意味で、蓄電池のニュースもどんどん発展してきていますし、低コスト化も図られていると。ただ、中国はその先頭を行っておりますので、今後、その供給がどうなるかという不安もあると思います。私が一番考えていることは、地域の一次資源を使って、美浜町がまとめたエネルギー自給体制をどうつくっていくかという政策に力をつけていただきたいなと思うんです。

例えば我が家では、もう40年前になりますが、家を新築するときに、西日側、沈む方向にトイレと風呂、その次に座敷とキッチン、その次に座敷の一部と居間、その奥に寝室と書斎を造りました。クーラーはなくても結構なんです。クーラーなしで我が家はやっていきます。冬場は、ちょっと今は家族が高齢化したこともあって、バイオマスストーブとはいかないんですが、それは十分に我が家では可能です。電気代も安く済みますし、使用料も少なく済みます。

「森と暮らすどんぐり倶楽部」の設計も、西日側に十五、六メートルの林を設置したものにして、その反対側に倶楽部ハウスを建てています。夏場の一番厳しい時間帯で、県道上で36度あったのが、同じ時間帯で31度なんです。5度の冷房効果があるんですね。樹木を配置することで気化熱が生じますので、気化熱がその近辺の熱を奪うと、こういう冷房効果も見られておまして、どんぐり倶楽部では冷房なし、冬場はまきストーブ一本、熱源にはほとんど電気は使っていません。全て電気で低温域の熱をみんな使うという社会システムがある限りは、電力は不足しがちになります。

熱を、じゃあバイオマスの発電でなくて、ボイラーで使った熱で供給することができるんですね。新庄区は傾斜地の集落なので、大谷原のイモをやっている辺りでボイラーでお湯をつくれれば、動力なしでお風呂のお湯とか暖房を新庄地区に給湯できるんですね。そういう社会システムを、私は美浜町が目指していただきたいと思うんです。それを、僕はできると思うんです。それをやったら、美浜町

ブランドになると私は思っておりますので、ぜひ町長には、先ほど真摯なお答えをいただきましたが、そういう方向性で今後の美浜町を引っ張っていただけたらと考えております。

御清聴、どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

議長 以上で、松下議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

明日2日は、午前10時から引き続き一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

(散会宣言 午前11:52)

令和4年第6回美浜町議会定例会会議録(第3日)

招集年月日	令和4年12月2日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年12月2日 午前10時00分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛		
不応招議員 (欠席議員も同じ)	14番 竹仲 良廣			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和4年第6回美浜町議会定例会会議録(第3日)

町長提出議案 の 題 目				
議員提出議案 の 題 目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	2番	高橋 修 議員	13番	川畑 忠之議員

令和4年第6回美浜町議会定例会議事日程(第3日)

開議日時 令和4年12月2日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

令和4年第6回美浜町議会定例会会議録(第4日)

招集年月日	令和4年12月19日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年12月19日 午前10時16分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和4年第6回美浜町議会定例会会議録(第4日)

町長提出議案 の 題 目	<p>[議案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) ○ 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について ○ 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について ○ 電池推進遊覧船安全航行システム構築業務請負契約について 			
議員提出議案 の 題 目	○ 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	2番	高橋 修 議員	13番	川畑 忠之議員

議長 本日は、竹仲議員からの欠席の届けがあり、現在13名が出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:00)

議長 ただいまより、令和4年第6回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付しております日程表のとおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

5番 高橋 修君

9番 川畑 忠之君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。

発言者各位におかれましては、通告外の質問や質問回答など、規定に反する質問は厳に慎んでいただくようお願いいたします。

それでは順次、発言を許します。

9番、川畑忠之議員の一般質問を許します。

9番 議長。

議長 川畑議員。

9番 9番、川畑。

おはようございます。私の一般質問をさせていただきます。

まず第1に、美浜町長の1期4年間の成果について、6つほどお聞きしていきます。

町長が4年間を振り返り、その足跡をどのように総括されておられるのか。住民の満足を十分に得られているのかどうか。現在どのように考えておられるのか、お気持ちを伺います。

令和元年2月19日の町長選挙において戸嶋町長が就任されたと

きの所信表明では、「必要な対話を決していとわず、汗をかくことを惜しまず、自らに与えられた全てをささげ、誠心誠意町政のかじ取りに臨む覚悟でいる」と、そして、「町政に関心を持っていただけるように、また、民意を十分に受け止められるように、町民目線、町民参加型の施策に取り組んでいく」と述べています。当時は、少子高齢化や人口減少社会が進行する真ただ中において、「まちづくりにおいては、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会潮流や町民ニーズ、国政、県政、経済の動向を見定め、その変化に迅速かつ柔軟に対応し、新たなステージを着実に歩んでいかなければならない」と述べています。地域愛にあふれた「美し美浜」の実現とさらなる前進が美浜の新しい幕開けとなるよう、誠心誠意全力で取り組む決意でありました。

あれから4年が経とうとしております。その間、第五次美浜町総合振興計画において、その進捗はどのように効果が出たのか。町長の率直な気持ちをお聞きしたいと思います。

まず、人口減少問題についてですが、重要課題であります人口減少問題についてお聞きします。

就任当時から人口減少時代が到来すると騒がれていました。1万人を切る美浜町の人口食い止めるべき種々対策をしてきました。この取組についてどのような成果があったのか、町長の考えをお伺いします。

議長。

町長。

ただいま、私の4年間の成果について順次お伺いするというところで御質問をいただきました。

まず、人口減少対策についての御質問でございますけれども、人口減少対策は、本町の優先施策の1つでありまして、重要な政策課題でございます。現在、町の人口動態を分析し、人口減少対策の柱として策定をいたしました美浜町人口ビジョンに基づきまして、子ども・子育て総合支援対策や住宅分譲地の整備など、若者や子育て世代の転入促進と転出抑制につながる施策など、2040年の目標人口7,900人の達成に向けまして鋭意、事業に取り組んでいるところでございます。

町
議
町
長
長
長

現状、4年間の成果につきましては、中長期的な視点から見極める必要があります、確定的なお答えはできませんけれども、人口減少対策の進展、とりわけ、宅地分譲や空き家の利活用が進んだこともありまして、わずかではありますけれども、若者世代人口の社会動態や出生が減少傾向から横ばい傾向になるなど、自然動態に改善の兆しが見られます。社会情勢は刻々と変化をすることから、これまでからも住民ニーズはもとより、人口動態をしっかりと分析をすることで、機動的かつ効果的な人口減少対策に取り組んでいかなければならない、このように考えているところでございます。

9 番

議長。

議

長

川畑議員。

9 番

今年の新児は、12月までには80万人を切ると報道されています。人口減少が加速しているのが分かります。町においても、2040年までの18年間において、相当な人口が減っていきます。現時点での7,900人の達成は、相当な覚悟で臨まないとは、もっと減少するでしょう。現時点での人口減少の成果は本当に時間がかかり、目に見えにくく分かりにくいと思いますが、にぎやかで豊かなまちを目指すためにも、現状に満足せずに、施策の投入を今後も考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

次に、2番目の農林水産業についてですが、第一次産業の発展は、町の発展につながるの言うまでもありません。農業に対して、漁業に対して、林業に対しての対策を実施して、どのように成果があったと考えているのか、町長のお気持ちを伺います。

町

長

議長。

議

長

町長。

町

長

農林水産業についての成果をお尋ねでございませう。

農林水産業でございますけれども、美浜のおいしい食や地域経済を支えるとともに、豊かな自然や景観など多面的機能を有する、社会公益性の高い産業でございます。そのため、持続可能な産業として振興すべく、まちづくりの柱、「夢と希望・活気あふれる産業をはぐくむ「まちづくり」」において、美しい自然環境を育む農林水産業の活性化対策を掲げまして、施策を強力に進めてきているところでございます。

農業、これにつきましては、美浜町の農業基本計画に基づきまして、様々な振興策に取り組んでまいりました。その結果、農業人材育成拠点施設の開設等によります新規就農者が育ち、イチゴやトマトなど先端的大型ハウス園芸や、レモンなど新たな果樹栽培が始まっております。

園芸生産額でございますけれども、この6年間で約2,000万円から1億4,000万円と約7倍近くに増加するなど、担い手の確保、先端的複合農業、儲かる農業への実現に向けまして、その息吹と農業者のベクトル、それを強く感じているところでございます。

林業でございます。森林振興の方向性を定めます指針が不可欠でございます。そのため、まず3年の歳月をかけまして「わかさ美浜町森づくりプラン」を策定したところでございます。今後、町民の皆さんの理解と参加をいただきながら、このプランに基づきます林業施策を、効果的かつ計画的に進めていく必要がございます。

水産業でございます。本年度中に町内全漁港の長寿命化計画の策定を終えますことから、この計画に基づき、漁業の要となります漁港施設の維持保全に向けました事業を計画的に進めていくこととしております。

このほか、ぶりやシジミなどのブランド化に向けまして様々な取組を進めてまいりましたけれども、美浜のおいしい水産物の潜在力は非常に高く感じておりまして、儲かる漁業に向けまして、さらなるブランド化への可能性を実感しているところでございます。

以上でございます。

9 番

議長。

議

長

川畑議員。

9 番

農林水産業の農業振興については、目に見えて新規就農者が増え、園芸ハウスの新規設置の増加や、また、駅前のHAMABERRYのイチゴ農園の新設が分かりやすく、町民目線で農業の成果だと感じています。

林業についても、4年間の就任期間で3年を費やし、「わかさ美浜町森づくりプラン」を策定しました。今後の林業に期待が持てます。

水産業においては、水産物のブランド化に向けて推進してきたこ

とがよく分かります。今後は、後継者不足の解消と漁港の整備の充実を図りながら、水産資源の活用を幅広くお願いしたいと思います。

次に、3つ目の社会福祉についてですが、美浜町の社会福祉保障はどうか。子育て、医療などの取組に対してどのように成果を上げてきたのか、町長の考えをお伺いします。

町
議
長

議長。

町長。

社会福祉保障についてのお尋ねでございます。

まちづくりの柱でございます、「住んでることに幸せと誇りを実感できる「まちづくり」」を今進めております。福祉は、その実現につながる重要な施策でありますことから、子育て支援や健康づくりに力を入れてまいりました。

まず、子育て総合支援窓口といたしまして、子ども・子育てサポートセンターを開設いたしました。現在、ここを拠点に、妊娠期・出産から高校生までの子育てにおいて切れ目のない支援に取り組んでおりますけれども、気軽に子育ての相談ができる場所として評価が高く、利用者の数も年々増加しているところでございます。

また、子育て支援の実行計画であります「美浜ほっと子育て応援プロジェクト」を立ち上げ、子育て世代や子ども、子育て会議での意見を踏まえまして、子どもの遊び場となる「ふわふわドーム」整備など、関係機関連携の下、包括的な子育て支援を進めております。

一方、超高齢化社会の到来によりまして、予防医療の必要性が高まっているため、「げんげん歩楽寿」の取組強化や、元気な高齢者が地域の担い手として楽しみながら活躍できる「地域あいあいポイント事業」など、健康寿命の延伸や介護予防につながる施策を進めておりまして、事業登録者は600名を超え、参加者も徐々に増えてきているところでございます。

また、誰もが気軽に健康づくりに取り組めるウォーキングにも力を入れておりまして、ウォーキングコースの設置やアプリを活用したイベントの参加を通じまして、町民の健康意識も高まってきております。新型コロナの影響によりまして落ち込んだ健診率も、今は回復傾向にあるというところでございます。

今後も、子どもから高齢者まで、住み慣れた地域で健康で幸せに

暮らしていけるまちづくりの実現に向けまして、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 子ども・子育てサポートセンターの開設は、安心して子育てに取り組めるようになり、美浜の子育ては大変良いとうわさされるようになりました。また、予防医療では、前々から「げんげん運動」が浸透して、「げんげん歩楽寿運動」へと進化して、高齢化社会において強化されてきたことがよく分かります。

全国の65歳以上の高齢者の人数が過去最高になった今年の現状を見て、美浜においては、高齢者をターゲットにした健康寿命の延伸や介護予防につながる施策を進めるのを見てきて、健康で暮らせるまちづくりが進められていることがよく分かります。

現状に満足せずに、今後の子育て、予防医療に推進していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、4つ目の観光振興についてですが、北陸新幹線敦賀開業がそこまで来ています。ここに来るまでの成果はあると思いますが、どのような観光発展の成果を上げてきたのか、町長の考えをお伺いします。

町 議長。

議長 町長。

町 議長 観光振興につきましてのお尋ねをいただきました。

観光振興でございますけれども、まちづくりの柱の1つ、「誰もが訪れたい・住みたい・応援したいまちづくり」の実現につながります重要な施策の1つでございます。とりわけ、今お話がございましたけれども、100年に一度と言われてます北陸新幹線敦賀開業を見据えまして、その効果を最大限に受け止めるために、新幹線敦賀開業、にぎわいゾーン整備、こういった施策を町の優先施策として位置づけ、鋭意事業を進めているところでございます。

その柱でございますけれども、観光資源の魅力アップでありまして、若狭湾観光の核となります三方五湖につきまして、天空、湖周、湖面からその自然景観を体感していただくための天空テラスやサイ

クリングロード、そして、電池推進遊覧船やレイクセンター等の整備を進めてまいったところでございます。また、美浜駅前に道の駅や観光イチゴ農園を整備、文化施設「なびあす」を包含いたしますエリア一帯を、観光交流も含めましたにぎわいゾーンとして整備を進めておりまして、観光地への交通結節点としての機能を付加すべく、広域バスやコミュニティバスなどの交通の集約化を現在検討しているところでございます。さらに、観光客の周遊滞在を促進することで経済効果をより高めるために、宿泊施設の魅力アップ支援やおいしい食の宣伝、新たな特産物の発掘に取り組んでいるところでございます。

こうした観光施設については、既に完成をしているものがございますし、もしくは、完成を見据えた段階となっており、来年度上期にそのほとんどが開業できますことから、準備が整い、令和6年春の新幹線敦賀開業を迎えられる状況に現在なっております。

これからこうした施設の機能が十分に発揮されますように、誘客対策、宣伝などのソフト対策を官民連携しながら強力に展開し、交流人口の拡大によりますまちづくりをしっかりと進めていく所存でございます。

9 番

議長。

議 長

川畑議員。

9 番

北陸新幹線の敦賀開業は、一度しかないことでどうなるか分かりませんが、万全を期して取り組まれていると思います。三方五湖での観光は、これからの美浜の中心となる観光資源だと思います。遊覧船、レインボーライン、サイクリングロードなど、そして、レイクセンターの新築整備は期待したくなるものです。新しい美浜の観光発信として頑張っていただけだと思いますので、よろしく願います。

次に、5番目の原子力についてです。

美浜原子力発電所3号機が再稼働されてから、電力需給の逼迫状況が起こる世の中になり、電力の安定供給が心配されるようになりました。電気代が上がり続け、ロシアのウクライナ侵攻による戦争が始まり、全ての経済が破綻してきています。

この状況下において、脱炭素効果の高い原子力選択が急務であり、

国が国民理解の醸成を図り、再稼働、新增設・リプレースを進めなければならなくなったのは、状況を見てよく分かるようになりました。これまで美浜の原子力に携わり、どのように感じているのか、町長の考えをお伺いします。

町議
町長
町長

議長。

町長。

原子力政策についての思いをお尋ねいただきました。

美浜町は、1970年に原子力の灯を大阪万博に初送電して以来、半世紀にわたりまして原子力と共生するまちづくりを進めてきたところでございます。こういった歴史を重ねる中で、美浜での重大事故や福島事故を目の当たりにし、町民は大きな不安を抱え、風評被害を受けながらも、安全を最優先に強い信念と誇りを持って国策に協力してきたところでございます。

今般、我が国は、国民生活や経済活動を営む上で不可欠な資源の1つでございますエネルギー危機に直面し、その安定供給や安全保障の重要性について強く認識をさせられたことで、改めて美浜3号機の再稼働はもとより、これまで美浜町が果たしてきました役割の大きさを実感しているところでございます。

これからも先人の崇高な思いを受け継ぎながら、町民の皆さんの御理解の下、国策に協力していく所存でありますけれども、原子力政策の明確化はもとより、安全安心の最大限の確保、立地地域の持続的な振興に基づきまして原子力政策に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

9番
町議
町長
9番

議長。

川畑議員。

日本の国における原子力は、国民の風評により悪い方向に行けば、国は後押しをしない状況が現在続いております。気候変動による豪雨災害や台風による被害は甚大なる昨今では、今年の初めに関東地区で起きた豪雨により火力発電所の事故が起き、電力の安定供給ができませんでした。それにより、電力需給の逼迫状況が起きてしまいました。それからというもの、国は原子力の方向性を見直してきました。潮目が変わったということです。

この時点から各会合では、原子力の必要性が叫ばれてきているよ

うに見えます。この機会をチャンスとして、より安全でより安心できる新型革新炉の開発による新增設・リプレースの発信をしていきたいと思っておりますので、町長においても、経済の回復になり町が豊かになるのなら、考えてもらいたいと思います。難しいかもしれませんが、よろしくお願いします。

次に、6番目の町長の進退についてですが、令和5年は全国統一選挙の年です。美浜町においても、来年2月に町長選挙が行われます。先ほどから町長の思い、気持ちをお聞きしてきました。ここで、戸嶋町長が来年の町長選挙に対して御自身の進退をどのように考えておられるのか、お気持ちを伺います。

町
議
長
長
長

議長。

町長。

私の進退についての御質問をいただいたところでございます。今回、この4年間の成果につきまして、こうしてお答えをさせていただく機会を川畑議員からいただきました。ありがとうございます。

こうして振り返ってみますと、この4年間は、コロナ感染症対策はもとより、影響を受けた町の産業や町民生活の支援対策に力を注ぎながらも、新幹線開業を見据えた大きなプロジェクトをはじめ、人口減少対策など将来のまちづくりにつながる施策を一步ずつ進めることができたこと、このように考えているところでございます。これもひとえに町民の皆様や議員各位の御理解、御協力、そして、限られた人員の中で一生懸命に実務に取り組んでいただいた職員の皆さんの御尽力のおかげと、心より感謝を申し上げたいと強く思っております。

私は、この職務に就かせていただくに当たり、まちづくりの源泉は美浜の自然、風景、伝統文化、食や人が大好きである、地域愛であると訴えてまいりました。今では、そういった気持ちにあふれた地域活動が町内に広がりつつございます。今、あれから4年がたちますけれども、私の美浜への地域愛は前と変わらず、熱い気持ちでいっぱいでございます。私は、多くの皆さんの地域愛でこれまで積み上げてこられた成果をしっかりと機能させるための取組や、中長期的な観点で進めております人口減少対策や福祉施策、原子力立地

としての安全安心の最大限の確保や地域振興など、美浜の発展につながるまちづくりを引き続き全力で取り組んでいきたいと決意を新たにしているところでございます。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 ありがとうございます。町長の所信をお聞きしまして、より一層頑張っていたきたいと思えます。就任当初から取り組んでいます、私が思うように「あいあいほっとミーティング」の取組に対しても、欠かさず町民の意見を聴きながら町長選挙に臨んでいただけたらと思いますので、頑張ってください、期待しております。

それでは、2番目の美浜町の学校教育についてお尋ねします。

1番の小中学生の不登校対策の状況についてですが、全国の小中学校における不登校の児童のことでありますが、昨年、31日以上欠席した児童生徒は24万4,940人になり、2020年度より24.9%増えて過去最多だったことが文部科学省の調査で分かりました。小学生が8万1,498人で、全児童の1.3%、中学生は16万3,442人で5.0%を占めることになっています。この10年間で小学生は4倍近く、中学生は2倍近くになり、深刻な事態だと感じます。福井県においては、一番少なかったようではありますが、それでも1,000人を超えていました。

不登校の理由についてはいろいろと考えられますが、美浜町においてもどのように把握して対策を練っているのか、お伺いします。

教育長 議長。

議長 教育長。

教育長 小中学校における不登校の状況をどのように把握し、対策を練っているかという御質問であったと思えます。

まず、この不登校対策において、大事なことは2つあると思えます。1つ目は、長期間にわたって学校を欠席するというような状態を発生させないことだと考えております。つまりは、不登校の未然防止ということでございます。そして、いま一つは、現在不登校状態にある子どもたちへの適切な対応、こちらのほうも大変重要なことであるというふうに考えております。

美浜町では、半世紀にわたりまして、人権教育ということを進

してまいりました。その根底には、友達を大切にしよう、お互いに助け合える仲間になろう、そして、みんなで伸びていこうという考え方がございます。当たり前のことだと思われるかもしれませんが、実は、なかなか難しいことでございます。

実際には、それぞれの学校での取組となりますが、子どもたちの小さな変化を見逃さないという教師の目を育てる、そしてまた、友達の変化に気づき放っておかないという、子どもたち自身の仲間意識を育てるということが大事であるというふうに考えております。

保育園、小学校、中学校の全職員が会員となりますところの、美浜町人権教育研究会においては、学校がどの子にとっても楽しい居場所であることを目指して、年間を通して研究・研修を進めております。

以下、詳細につきましては、局長よりお答えをさせていただきます。

議長。

教育委員会事務局長。

それでは、私からお答えをいたします。

町内小中学校での不登校の児童生徒の状況につきましては、過去5年間では、小学校・中学校合わせましておおむね10人前後で推移をいたしております。本町の小学校の児童に占める不登校児童の割合につきましては、全国平均を下回っておりますが、県平均よりわずかに多く、横ばい傾向にあるというところでございます。そして、中学校生徒に占める不登校生徒の割合につきましては、全国及び県平均より下回り、減少傾向にある状況でございます。

不登校の理由といたしましては、生活リズムの乱れ、親子の関わり方、無気力、学業不振等となっております。

対策としましては、学校全体で児童生徒の心身の小さな変化といったものを見逃さず、不登校の予兆が見られたり、毎月7日以上欠席した児童生徒につきましては、保護者はもとより、スクールカウンセラーや教育支援センター「なないろ」等と連携を図りながら、児童生徒の不安な心に寄り添った関わりや相談を行っております。

また、不登校が長期化することが見られた場合につきましては、学校内におきまして管理職、生徒指導担当者、スクールカウンセラ

教育委員会事務局長
議 長
教育委員会事務局長

一等がチームとなりまして、支援方策を模索しながら「なないろ」関係機関等とも連携し、保護者とのつながりを大切に、支援の充実等を進めてまいりたいというふうに考えております。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 今、教育長や局長の話をお聞きしまして、不登校の問題は大変だなと思われました。小中学校全体で心配りをしながら、日夜、努力されていることがよく分かりました。ほかから不登校の話をお聞くと、どうしても町の小中学校の生徒のことが心配になります。いつの時代でもあることだと思いますが、どうか不登校者ゼロを目指して頑張っていていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

次に、2番目の中学校の部活動についてお聞きします。

スポーツ人口の視点から、スポーツ庁の有識者会議は、2022年6月6日、公立中学校の運動部活動の目指す姿をまとめた提言をスポーツ庁長官に手渡されました。2023年度から2025年度末までの3年間をめどに、休日の運動部活動から段階的に地域移行を提言しています。提言は、公立中学校等における運動部活動を対象に、運動部活動の地域移行に関する検討会議が取りまとめられ、少子化や教師の業務負担等を背景に、学校の運動部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ関係について、学校単位から地域単位の活動に替えていくことで、少子化の中でも子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することを目指しています。

具体的には、2023年度から2025年度末までの3年間を改革集中期間に位置づけ、都道府県において休日の運動部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村が推進計画策定を規定するのが適当だとしています。

実施主体については、地域の実情においた多様なスポーツ団体等、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等や学校関係の組織・団体、地域学校協働本部、保護者会等を想定していて、スポーツ指導員の質・量の確保、大会や会費の在り方等についても

現状と課題が山積みですが、このことを踏まえて町の中学校の部活動はいかに対処していくのか、どのように計画しているのかお伺いします。

教 育 長
議 長
教 育 長

議長。

教育長。

休日の部活動の地域移行についての御質問でございます。

本年度の美浜中学校についてでございますが、一つ注目すべき点は、北信越大会等への出場が今年ございました。陸上部、女子バレー部、男子ソフトテニス部、女子卓球部など複数の種目で、福井県大会を経て、さらに上位の北信越大会へ進みました。中には、陸上部で個人の記録を更新し、全国中学校陸上選手権大会に出場した生徒もおりましたし、御承知のとおり、ボート部は全日本中学校選手権競漕大会に出場し、こちらも輝かしい成績を収めた生徒もおります。美浜中学校生徒数約200名ぐらいの小さな中学校でございますが、これはまさに快挙と言える活躍ぶりだったと感じております。

昨年度改訂いたしました美浜町教育大綱の基本理念には、「地域を愛し、自らを高め、夢を実現する人づくり」とありますが、子どもたちが夢に向かって自らを高める場の1つとしての部活動という側面が、間違いなくここにあると考えております。

社会の変化に適応し、その活動を学校から地域へ移行する、これは決してたやすいことではないと考えております。しかしながら、近隣市町とも協力し、子どもたちが自分の夢を追い求める場所をきちんと整えていく、それは我々に課せられた責任だというふうに考えております。

詳細につきましては、局長よりお答えをさせていただきます。

教育委員会事務局長
議 長
教育委員会事務局長

議長。

教育委員会事務局長。

私からお答えをいたします。

地域移行の本町の現状としましては、美浜中学校のボート部が令和3年度から県のモデル事業ということで、県のボート協会が立ち上げました福井県ジュニアローイングクラブにより今、取り組んでおる状況でございます。

この地域移行における主な課題としましては、1つは、受け皿となるスポーツ団体等の整備・充実、2つ目には、スポーツ指導者の確保、3つ目には会費等の在り方があると考えております。

1つ目の課題につきましては、ボートでありますとか、陸上ですとか、そういったクラブチームが既に活動をしております。美浜中の生徒がそこに所属していることから、地域移行の受け皿として今後、関係団体との協議を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の課題につきましては、町内のスポーツ少年団や競技団体へ受け皿として、国が示します支援施策といったものを踏まえながら今後、働きかけに取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の課題につきましては、保護者等の声・意見等を聴きながら、円滑に地域移行が図られるように努めてまいりたいと考えております。

これらの課題解決に向けて、美浜中学校や町内のスポーツや文化団体等から意見を聴き取りながら、円滑な地域移行を進めるための情報交換と情報共有に取り組んでまいりたいと考えております。

9 番
議 長

議長。

川畑議員。

9 番

現在の美浜中学校の部活は素晴らしい成績なんですね、驚きました。大変うれしく思います。先生指導の部活でこのような状況は、素晴らしいと思います。無理にして部活を学校教育から社会教育に替えなくてもいいかもしれませんね。そう思いますが、国が推進していくことなので、今後変わっていくのだろうとは思っています。

今の説明においては、円滑な地域移行というのをよく話しされておりましたが、スポーツ関係団体に対して協議したり、働きかけをすると説明がありました。しかし、結論を聞いてない、どうするんやと。あと、今言ってますボート部、陸上部はもうできました、でも、あとの部、要は全体に対して美浜中・小学校のクラブとか、美浜町の部活動を最終的にどういうふうにしていくのかという結論はちょっと聞けなかったなので、それはどう思っていますか。

教 育 長
議 長
教 育 長

議長。

教育長。

日本全国同様の動きにあると思いますが、今、最終的に国として

目指しておりますのは、今まで中学校の中で学校教育の一環として行われておりました部活動、文化部、スポーツ部、いろいろありますけれども、これを社会教育、地域社会の中で受け皿をつくっていく方向で、日本の国としても考えておられるようでございます。

したがって、それが本当に可能なのか、どれぐらいの課題があるのか、それは今できるところから進めていくという考え方で動いておりますけれども、現時点においては、中学校の部活動は地域に移行していくと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

9 番

議長。

議

長

川畑議員。

9 番

国が推奨する話は、ちょっと都会の話のような感じに聞こえるんですね。田舎の美浜中学校を考えたら、そういうことの指導者もないから、やっぱり先生が指導して北信越大会に行けるなら、そのほうがいいとは思いますが、その辺は大変難しいところやと思いますので、今後じっくり十分考えながら、生徒のためになるように考えて、社会教育というのも大変難しいと思いますけど、頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、3つ目の運動公園等の町内部の設置状況についてお聞きします。

現在、公園施設で気になることは、よく耳にする、隣町の敦賀市ですが、総合運動公園にある多世代型ウェルネス広場です。つり橋やツインタワー、トランポリン、美浜町総合運動公園と同じふわふわドームがあり、新しくチェーンでつるされたブランコのシートに乗り滑走する遊具が設置され、順番待ちのできる広場となっています。

この公園施設が気になるのが、町の公園はどうなっているのか。これまで町民のニーズは、幼児用3歳から6歳の遊び場がないとの指摘により、このほどふわふわドームなどの遊具が設置されました。とても満足であります。さて、児童用の6歳から12歳の遊具には、総合運動公園や町の公園施設で設置してあるのか。分かりにくい状況にあると思いますが、どのような状況にあり、現状に満足し

ているのか、幼児用や児童用の総合施設の設置まで考えていないのか、お尋ねいたします。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

では、私からお答えをいたします。

子どもの遊び場整備につきましては、第五次美浜町総合振興計画に基づきまして、総合運動公園、さらには身近な公園への遊具設置に取り組んでまいったところでございます。昨年度は、総合運動公園内にふわふわドームと健康器具を兼ね備えた遊具を整備し、「にじいろパーク」という愛称の下、これまでに約2万6,000人もの多くの方々に御利用いただいております。「きいばす」におきましても、バッテリーカーでありますとか、インモーション等の子どもたちが楽しめる施設もでございます。今年の10月末現在では、来館者1万人のうち約2,500人もの多くの方に御利用いただいております。また、身近で手軽に遊べる小規模な遊具につきましては、各集落におきまして、コミュニティ助成事業を活用いただきながら遊具整備がなされている状況でございます。

一方、新たな取組といたしましては、今年度、町内に点在します遊び場の利用促進といったことを目的に、遊び場マップの作成を今、進めておる状況でございます。また、小倉山山頂の公園整備については、関係者と協議を行いながら具体的な整備内容の検討を進めている状況でございます。

さらに町では今後、県の子どもの遊び場整備事業を活用いたしまして、屋内遊具の整備を検討中でございます。子ども・子育て会議等で、子育て世代や関係者からの御意見を踏まえて、子どもたちの健全な育成と環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

私がお聞きした内容とはちょっと視点が違うんですね。ちょっとお聞きしていきます。

各集落の公園にある遊具は、どのように予算化して設置に至るの

か、ちょっと分からないところがありまして、今説明があった、コミュニティ助成事業を活用した事業だけしか各集落には遊具は設置しないということなのか、その辺の状況がちょっと分かりません。

また、回答で6歳から12歳までの児童用遊具の設置の考え方がちょっと伺えられないんですね。それはどうするんかと。はっきり言って、運動公園にそういうもんがあればみんなそこへ行くし、そういうもんは各集落にあるから要らないんやとか、「きいばす」っていうのはちょっと観点が違うと思うんですけど、公園のそういう施設をどうするんかという回答がないんですわ。その辺のことを、今言ってる助成事業を活用して、本当に一般財源を使って各集落地区に設置してやるんやとかっていう話の中で、コミュニティ事業しか使えないのか、それと、また6歳から12歳に関してはどうするんかという、ちょっともう少し細かくお願いできませんかね。

教育委員会事務局長
議 長
教育委員会事務局長

議長。

教育委員会事務局長。

お答えいたします。

今、集落における小規模な遊具につきましては、地元集落からそういった御要望をいただく中でコミュニティ助成事業を活用して予算化し、実施させていただいているところでございます。当然多いときには幾つもの集落からの要望がございまして、ちょっと順番をつけさせていただく形で順次、整備をしていったところでございます。

それともう一点、児童用の遊具につきましては、当然幼児用と児童用と確かにあるわけでございますが、そこは一体的なものとして考えて、総合運動公園なんかにも整備させていただいたところでございますので、今後も県の事業といったものを活用しながら、屋内施設の整備も十分に検討していきたいと考えております。

9 番
議 長
9 番

議長。

川畑議員。

今言ってきました、集落に対しての事業は、要は宝くじの事業ですよ。はっきり言って、要望しても2年か3年に1回回ってきて、なかなかできんという現状がありますので、やっぱり地元の集落が子どものためにそういう施設を造りたいと言ったら、そういう事業

は当然すればいいけど、やはり独自に町が考えて設置してやるということも考えてもらわなあかんと思うんですよね、町長。それも要望していきたいと思うんだけど、ちょっと難しいんかもしれんけど、それは必要やと思いますわ。宝くじの事業だけでやるというのは、もう2年、3年できんので、それは難しいと思いますので、ちょっとその辺は考えていただきたいと思います。

それと、6歳から12歳までの遊具というのは、どこを見ても、ぱっと見ても、いつ思い出しても敦賀のところのを思い出すんですよね。美浜では思い出すところがないんです。要は、小さいふわふわドームしかない、これは、やっぱり幼児期用の遊び場なんです。そういうところは、敦賀に負けたくないという気持ちがありますので、美浜にあってもいいんじゃないかって思うわけですわ。そういうところも考えて、振興計画の中にも入れてもらいながらつくってってもらいたいというのは、今、局長の返答ではなかなか合わせてやっていくというような話やけど、それは別に考えて新設してほしいというのがありますので、要望です。町長、お願いいたします。

あと、子どもの屋内の遊び場ですね。これは、各子どもを持っていく親御さんは、雨が降ると行くところがないんです。今まで行っているところというと、敦賀の施設ですね、屋内の。あそこぐらいしかないんですわ。美浜にもやっぱりそういう施設が、より早くどこかに設置してもらわないと、よそへ行ってしまうということで美浜の魅力がなくなるんだから、やっぱり造ってもらう方向性で今後は考えていってほしいというのは、今良い話を聞きましたので、どうか計画が進むようお願いしたいと思います。

次に行きます。

4番目の運動公園等の施設の管理の状況についてですが、先日、ゲートボール協会の大会において、休憩時間に私らのやっている友人から、孫が美浜のクラブチームでサッカーをしていて、いつも総合運動公園の広場を使うが、今年は故障して使えない状況なので若狭町上中地区まで出向いて試合をしていると。立派な施設があるのに、いつ使えるようになるのかと言われました。また、ほかに美浜の少年野球クラブチームが夏の暑い時期に総合運動公園の広場で、夜間も練習するが、広場は故障していて使えない、どうしたらいい

のかと悩んでいました。当然行政も管理人から聞いて理解しているんだと思いますが、4か月がたちました。

また、西郷健康ひろば屋内ゲートボール場では、海側の窓が故障して開かなくなり、「使用しないでください」という貼り紙があって、もうそれも4か月たちました。ゲートボールでは別に競技には支障がないのでいいんですけど、現在、コロナ禍による換気のことや、施設管理に対しての対処はどうなっているのかと思ってしまうます。

行政は、管理人から言われてそのまま放置して、町民は何も言わないだろうと思っているのかかもしれません。町民は見ています。きめ細やかな管理はどこに行ったのか、町民目線で進める施策は本当に満足しているのか、その結果が出てきています。故障してからいまだにつけない状況を行政はどのように考えているのか、お聞きします。

議長。

教育委員会事務局長。

私からお答えをいたします。

まず、総合運動公園の照明設備につきましては、使用中に突然照明が落ちる事象が発生いたしました。それを受けまして昨年度、原因調査を行いましたところ、整備から30年以上経過しておる中で、設備全体の経年劣化が原因でございまして、修理ではなく抜本的な改修が必要であることが判明いたしました。事象が発生しましてから今日までの間は、同じようなことは発生しておりませんが、利用者の安全を最優先に考慮いたしまして、今年の7月から利用団体の代表者の方に事情を説明しまして、御理解をいただいた上で利用を中止しておる状況でございます。

団体の方々へは、代替施設としまして運動公園野球場、佐田ふれあい広場の利用をお願いするとともに、施設の利用申請があった際には、事情を説明しまして御理解をお願いしているところでございます。

再開に向けては、今年度、照明設備の改修工事の設計業務を行っておりまして、来年度に工事を行うという計画で今進めておる状況でございます。

教育委員会事務局長
議 長
教育委員会事務局長

また、西郷健康ひろばの開閉式扉につきましては、その都度、扉の修理を行っておりましたが、9月頃より修繕箇所が増えてまいりましたので、一旦全ての扉の開閉調整を行いますとともに、併せて修理を行ってまいりました。この間、利用者の皆様には大変御不便をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

今後も、これまで以上にコロナ禍での換気の必要性を考慮しながら、町民の皆様が安心して楽しくプレーできるよう、施設管理に努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

9 番
議 長
9 番

議長。

川畑議員。

説明ありがとうございました。

町民ひろばの故障は、7月に分かっていたということを自分で認識してたんですけど、今ちょっと話を聞くと、その以前から故障していたのが分かっていたような状況になってますね。7月から故障しているのが分かっていたら、6か月たって、今の工程では来年度で修理工事を行うということを今お聞きしました。そうすると、1年と半年余り使えない状態になっているんですね。修理するのにそんなに長くていいんですか。長過ぎではないかと思えますね。普通に考えたら、町民の要望にすぐにでも応えなくてはならないと思えますわ。7月に故障したなら、9月の補正予算で修理工事の設計委託を予算化して、12月に修理工事費の計上をして、3月までに修理をして、4月には通常どおり使用できるようにしなければならないと思えますが、なぜそこまでしなくて来年に工事を回すのか、なぜ時間がかかっているのか、説明をお願いします。

教育委員会事務局長
議 長
教育委員会事務局長

議長。

教育委員会事務局長。

お答えいたします。

まずは、先ほどもちょっと申し上げましたが、修理ではなく抜本的な改修が必要であったということが判明したということでございまして、当然原因調査にもそれ相当の期間を生じてしまいました。

それと併せて、大規模な改修が必要ということでございまして、そちらに係る経費といったところもしっかりと削減していかないかんというところもございまして、設計等にも時間を要したところで

ございます。さらには、改修に当たりましては、当然必要な設備の調達にも日数がかかるというところで、来年度の予算計上ということで考えさせていただいたところでございます。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 予算の乏しい町ならいいんですけど、予算計上してできるという、いろんな国庫補助やら県の補助を使いながらするのが一番ですけど、そういうことを町民目線で、町民がこれはおかしいんじゃないかという、子どもたちも使ったそういう施設で、それが1年半もかけて直すというのは、大型になるんかもしれんけど、でも、町民はそんなこと思ってませんね、町長。これは、やはり早く処理して、通常どおり使えるためにはどうしたらいいんかという話は、やっぱりすぐ出してこなあかんと思いますわ。こんだけかかって、町長、はっきり言ってやってますかっていう話が出てきたら、それはもう担当に任せたら大丈夫やというふうな感じになるかもしれんけど、こんだけ遅くなっても構わないというようなやり方では、町民は満足しないと思いますので、今後、こんな期間かからないようにはお願いしたいと要望しておきます。お願いします。

次に、3番の自治体DXについて質問していきます。

1番目の、自治体DXとはどういうものかで、必要なのかなんですが、本年度は、自治体DX元年とも言われています。近年、新型コロナウイルス感染拡大が続き、日本全体がいまだに大変なさなかにあります。そんな中で、人と人の接触をできる限り少なくすることや、業務を効率化してスマートな働き方を実現することは、自治体DX推進を加速化させている要因ともなっています。

昨年、自治体DX推進計画が発表され、本年7月にその手順書が出される中で、既に先進的な事例が出ているわけですが、世の中全体から見ると、まだまだ取組が黎明期にあります。自治体DXが今後はどんどん進んでいくんだと思いますが、行政が主体になって、これまで行政だけでは難しかった取組を、民間が持つテクノロジーを積極的に活用することで、より良い公共サービスにつくり変えていくことができるということです。

そこでお聞きしますが、自治体DXは、分かりやすく言うとうどう

いうものなのか、また、必要なのかお伺いします。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

自治体DXにつまましての総合的な事柄につまましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、自治体DXとは、デジタル技術を行政サービスに取り入れることで、住民の利便性向上や住民のニーズに沿った持続可能な行政サービスの提供につなげていく取組を指します。

その中で、将来、少子高齢化や労働力不足の問題等により、自治体の円滑な行政サービスの提供に影響を及ぼすことも予想されておりますので、当町においても自治体DXを推進していく必要があると考えております。

また、政府が進める具体的な施策としましては、自治体情報システムの標準化・共通化や、マイナンバーカード普及促進等があります。なお、国のデジタル社会形成基本法においては、地方自治体は、基本理念に則り、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有すると定義されており、法的にも自治体DXを推進していく責務があるものと認識しております。

9 番

議長。

議長

川畑議員。

9 番

大変難しい内容ですが、マイナンバーカードの普及が目に見えて取り組んでいることがよく分かります。デジタル化から始まった自治体DX推進が町民のために役立つことの説明を分かりやすく、詳しく伝えてほしいと思います。これからもよろしく願います。

次に、2番目の自治体DXの推進の課題についてですが、自治体にDXが求められる背景には、少子高齢化があります。高齢者が増加する一方で、労働力のある世代の人口は減少するため、地域の生活に根差したインフラやごみの収集などの活動の維持が難しくなってくるとも言われます。

自治体の多くはデジタル化が浸透しておらず、手続を紙で行っていることが多いです。紙で手続を行ったり、書類を管理することは、

書類の保存場所の確保の手間や紛失のおそれがあるため、スムーズな業務を行うためにもアナログ文化からの脱却が求められます。

このような状況の中で、課題がたくさんあると思いますが、町が進める自治体DXの課題とは何を言うのか、お伺いします。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

まず、自治体DXを進めるためには、デジタル技術や知識に精通した職員の確保が必要となりますが、自治体DXの取組を実行するデジタル人材が不足している現状がございます。昨今、デジタル人材を採用するのは難しく、専門的な人材を育成していく教育環境整備も課題となっております。

次に、職員の自治体DXに対する認識共有、機運醸成です。

「自治体DX」という言葉を聞いても、具体的なイメージを抱きにくく、あるいは、単なる電子化と認識される場合も少なくありません。そのため、職員研修を重ね、自治体DXとはどういうものか、なぜ取り組む必要があるのかなど、職員の共通理解を形成し、自ら実践しようとする意識の醸成を図っていかなければ、自治体DXの推進は困難と考えております。

9 番

議長。

議長

川畑議員。

9 番

デジタル技術に精通した職員はなかなかいないと思います。大手のほうに取られてしまいますから、根気よく募集しなければなりません。現職員のデジタル技術に対するスキルを磨き、行政が一体となって取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後にちょっと述べたいと思います。

世の中が便利になり、スマホ一つあれば生活に不便することなんてほとんどありません。映画だって見られるし、買い物だってできます。新しい技術を生活の中に導入することで、生活は確実に豊かになってきます。そして、それは私たち個人に限った話ではなく、自治体にとっても同じことですが、自治体の業務にデジタルを取り入れることができれば、サービスの質を向上させることができるわけです。

とりわけ、近年では新型コロナウイルス感染症の拡大も後押しとなり、行政のDXは急速に進められています。そして、それは行政と表裏を成す地方議会でも同じことが言えます。議会も早くDX化をしなければなりません。

そもそも議会のDXは何を指すのか。例えば、ここ数年の間に多くの地方議会がタブレットを導入し始めました。これまで議場に置かれていた紙の資料がなくなり、議員は議会中にタブレットを眺めることになったのです。これによって全員が閲覧できるフォルダにデータを入れておけば、わざわざ資料を印刷する手間も省けるし、資料を議員ごとに仕分ける必要もなくなります。どうでしょう、何となく今っぽい感じになっているように見えるかもしれません。

でも、これって紙が電子的なものに置き換えられただけで、アナログをデータに変換することは「デジタイゼーション」とも呼ばれ、DXは差別化されています。デジタイゼーションによる変革は、単なる業務効率化にとどまる傾向にあるので、本質的な変化をもたらすのは難しいです。地方議会でいえば、住民の生活が便利に豊かになり、議員と住民とのコミュニケーションが活発になり、議員の活動は透明性を高めることになる。このような変化をもたらすデジタル化こそが、DXと呼べるのではないのでしょうか。

議長
9番

川畑議員、時間を過ぎてますので端的に。
すみません。

本会議場の音響環境が悪く、修繕費が計上されました。全員協議会室の妨害電波の侵入が激しく、雑音が聞こえる不調な状況のシステムを早く修理しないとイケません。このことも踏まえてと思います。予算は約5,000万円弱となります。この修繕費は、私は、美浜町議会のDX計画の事業として、議場の改善を含めたものと考えていますし、今後の足がけにしていき、議会改革の推進に取り組んでいきたいと思っています。議会DX改革に対して、今後も行政と共に推進していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長
7番

以上で川畑議員の一般質問を終わります。
次に、7番、河本 猛議員の一般質問を許します。
議長。

議 長
7 番

河本議員。

7 番河本。

河本 猛です。物価・エネルギー価格高騰対策について質問いたします。

今年3月の定例会で、米価下落、原油高騰対策について一般質問しましたが、行政は新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策として、農業・漁業への支援だけでなく、幅広く町民への生活支援対策を行いました。さらに子育て世帯、住民税非課税世帯などに手厚い支援が行われたことについて、私は高く評価しております。

しかし、日本は賃金が上がらず、成長が止まった国と言われているように、町民は依然として厳しい経済状況の中で、さらなる物価・エネルギー価格の高騰に苦しんでいます。また、新型コロナウイルスの感染者の増加が第8波の様相を呈しています。今回、町行政が実現した町民への支援策は、一時的なものではありますが、現状厳しい経済状況の中で押し寄せる、物価・エネルギー価格の高騰と新型コロナウイルスの第8波の波から町民生活の苦難を軽減させるためには、支援の継続・強化が必要だと考えますが、町行政の考えを伺います。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

ただいま新型コロナウイルス第8波に対する支援の継続・強化についての御質問をいただきました。

町では、これまで新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に対しまして、町民生活と町内産業を守るための支援策といたしまして、全町民を対象とした商品券の発行や家計への影響が大きい世帯への支援金の給付等、こういったものを実施してきたところでございます。また、町内事業者への利子補給のほか、観光業や農業、漁業等支援が必要な分野を見極めながら、町独自の支援策はもとより、議会の理解を得ながら、時には専決で取り組んできたことなど、機動的かつ効果的な対策を講じてきたところでございます。

今議会におきましても、追加支援といたしまして、町民への安定的な福祉サービスを確保するため、町内福祉事業者に対し、電力及び燃料の価格高騰分に対する支援金を給付するほか、町内の保育園、

小中学校におけます給食費の保護者負担を軽減させるための補正予算を計上しているところでございます。

今後も新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の状況や、町内での影響について状況把握に注力するとともに、国や県の動向をしっかりと注視しながら、町民や事業者の不安に寄り添い、必要な支援策を講じていく所存でございます。

7 番

議長。

議長

河本議員。

7 番

美浜町の場合は、議員が一般質問の通告を出した後に議案書が届くシステムなので、議案書の中身を見ると、物価高騰対策として町民を支援する事業予算が多く計上されていまして。町民生活の苦難に思いを寄せ、町民を支援したいという議員の立場と、実際に支援策を実行する行政の立場の考えが一致していると思っています。

支援策として、今定例会で予算計上している項目に関しては、放映を見ている町民にも分かりやすく、具体的な内容を答弁していただきたいと思えます。

昨年度、実現しなかった福祉灯油について。今回は、冬の寒さが厳しくなる前に質問いたしますが、今年度は物価・エネルギー価格高騰対策として、厳冬期が来る前に福祉灯油を実現するべきだと考えますが、町行政の考えを伺います。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

福祉灯油につきましては、私からお答えをさせていただきます。

物価高騰が家計に大きく影響する住民税非課税世帯に対しましては、1世帯当たり5万円を給付する、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が国において決定され、本町も11月より支給を開始いたしました。

一方、物価高騰の影響は低所得世帯に限られるものではないことから、令和4年7月、町民に対し1人1万円の商品券を配布し、町民の日常生活の支援をしてきたところでございます。

長引くコロナ禍、そして、国際情勢の緊迫化による国民の生活等への影響を最小化するための国の激変緩和措置によって、灯油の価格も比較的抑制されていることから、現時点で福祉灯油の実施は考

えておりませんが、引き続き灯油価格の推移を見守りながら対応を検討してまいります。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 福祉灯油というのは、国の補助や支援の対象というのを狭く限定されているので、財政が比較的困難な自治体でも実現が可能な福祉政策というふうになっています。財政力がありながら福祉灯油をやらないというのは、本当に理解に苦しむところであるんですが、財政力がある自治体なら、支援の対象を狭くする必要もありません。

夏は暑く冬は寒い福井県嶺南地方のこの美浜町で、電気・ガス・燃油など幅広いエネルギーを支援することは、町民への福祉政策であると考えています。町民に幅広いエネルギーを支援することは福祉であるとして、電気・ガス・燃油など幅広いエネルギーを支援することで、町の全世帯に対象を広げることができます。

灯油だけではなく、エネルギー支援は福祉であるということを検討して、支援策を打ち出してもらいたいと考えますが、町長はどういうふうに考えますか。

町議長 議長。

町議長 町長。

町議長 エネルギーの支援によります福祉の強化が必要だろうという御質問でございます。

まさしくそうだというふうに思っております。これは、快適に町民生活を送っていただくための一つの手法だというふうには理解をしておりますけれども、今現状、原油価格の動向を見ておりまして、70ドルをちょっと超えたような状況、年頭には100ドルを大きく超えるような状況でございましたので、そういった状況をしっかり我々としても注視、または状況を把握しながら適当な時期に、しっかりそういったことも含めて、支援策を検討していきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいなと思います。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 今回予算計上されている事業の中に、物価高騰対策として、まず福祉事業所などの電気料金や燃料費の補助をすることが挙げられて

いますが、これについては評価しています。

福祉事業所など限られ対象には、物価高騰などによる電気料金や燃料費というエネルギー支援に踏み切ったわけですから、幅広いエネルギー支援をぜひ町の全世帯に広げる施策を実現すべきだと考えるんですが、どうですか。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

先ほど申し上げましたけれども、我々は状況をしっかり分析しながら対応を考えていきたいというふうに思っております。これから使う灯油についての御支援という視点では、先ほど申し上げたように、原油価格も下落の傾向にございますので、そういった状況を勘案しながら、今回はそれについての対応は考えていないということでございます。

7 番
議
町
長
長

議長。

河本議員。

美浜町は、高齢化とともに住民税の非課税世帯も増えてきているわけですから、エネルギー支援は福祉であるということを念頭に置いて、幅広いエネルギー支援をぜひ実現していただきたいと思えます。やらないということを決めるんじゃないくて、しっかりとその辺の状況を把握して、ぜひ実現していただきたい。

次に、物価高騰による学校給食費への影響について質問します。

子育て世帯には、物価高騰により学校給食費が値上げされるのではないかという懸念があります。美浜町は、学校給食費の値上げを検討してるのか、現状を維持するのか、教育行政の考えを伺います。

教育委員会事務局長
議
町
長
教育委員会事務局長

議長。

教育委員会事務局長。

それでは、私からお答えいたします。

今年に入りまして、ウクライナ危機に起因して原油価格が高騰し、本町においても、学校や保育園給食で給食食材費が高騰している状況にございます。国内においても物価が上昇し、家計への負担増が避けられない中で、町としましても今後、給食費を値上げすることは、子育て世帯に対しましてより大きな負担を強いることにつながっていくと考えております。

高騰する食材による不足いたします給食材料費につきましては、この12月補正予算におきまして、学校、保育園それぞれに予算計上させていただいておりますので、町としましても給食費を値上げすることなく、現状を維持しながら給食運営に当たってまいりたいと考えております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 小中学校だけじゃなく保育園も対象にされているということでございますし、食材高騰に不足分ということで現状維持ということは今、答弁されたわけですが、文部科学省は、2022年6月27日、各都道府県指定都市教育委員会などに対して、2022年度（令和4年度）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について事務連絡を発出し、交付金活用により学校給食の保護者負担の軽減を図るよう、改めて検討を呼びかけております。

また、文部科学省は9月9日、急激な物価高騰の影響を受け、全国で8割を超える自治体が学校給食費の保護者負担軽減に取り組んでいるとする調査結果を公表いたしております。調査は7月29日の時点を基準に、事務組合を含む1,793自治体から回答を得ており、調査結果によると、学校給食費の保護者負担軽減を実施、または予定している自治体は、1,491自治体で83.2%になります。地方創生臨時交付金を活用する自治体は、1,153自治体で77.3%となっておりますが、これは美浜町も、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するんですか、どうなんですか。

教育委員会事務局長 議長。

議長 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 町としましても、この臨時交付金を活用してというところで考えております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 国の交付金を活用するんだから、食材高騰による不足分を支援するという現状維持ではなくて、それ以上の保護者の負担の軽減が図られると私は考えていますが、物価高騰の中だからこそ、現状維持

ではなく、美浜町もより一層の学校給食費の保護者負担の軽減に踏み切ったらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

美浜町におきましては、食材の高騰による給食費の不足分については、今ほどからの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用と一般財源を一部繰り入れることで、学校給食費の保護者負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

7 番

議長。

議長

河本議員。

7 番

国の予算を使っているわけですから、町の一般財源からも繰り入れて、より負担を軽減させる方向はできると思うんです。もう決めたからと言ってまったくやらないということじゃなくて、今、物価高騰の中の町民の苦難というのをしっかりと考えて対応していただきたいと思います。

私は、学校給食費は無償化すべきだと考えています。学校給食の無償化については、ほかの議員が一般質問などで取り上げているので、私も町民からも様々なことを聞いておりますけれども、町民の中に給食の無償化を求める声というのは多いということを実感しております。

憲法 26 条は、義務教育を無償化することを定めておりまして、憲法どおりの政治を行う責任が国にあるので、これは国の制度として、学校給食費や教材費などの義務教育に関わる費用を無料にすべきではありますけれども、現実的には国の制度が不十分なので、自治体独自の努力で給食の無償化を行っている自治体というのが増えてきております。

文科省が 2017 年度に、給食費を無償にしている自治体を初めて調査した時点では、小学校、中学校共に無償化を実施しているのは、全体 1,740 自治体の 4.4% に当たる 76 自治体で、そのうち 71 自治体が町村自治体でした。また、人口 1 万人未満の自治体が 56 自治体を占めております。ほかには、小学校のみ無償化を実施しているのが 4 自治体、中学校のみ無償化を実施しているのが 2 自治体となっています。

給食を無償化しているのは、地方の小規模な市町村が多い傾向にあります。近年は、子育て支援やコロナ禍による家計の負担軽減などを目的に、人口の多い自治体にも広がっていった傾向にあります。中核市レベルでは、兵庫県明石市の全13中学校で、2022年4月に初めて学校給食費の無償化が実施されています。完全無償化で明石市は新たに約3億5,000万円の負担を計上しています。

給食無償化を実現した自治体は、地域全体で子どもの教育を支えようという意識が高く、給食の食材は地産地消で調達する方針にしていたり、食育に力を入れたり、様々な工夫をしています。給食を無償化しているのは、地方の小規模な市町村が多い傾向にはありますけれども、美浜町は人口1万人未満の自治体で、財政力指数も高く、地域全体で子どもの教育を支えようという意識は高いと私は考えておりますので、給食を無償化する能力は十分にあると考えています。

物価高騰の中だからこそ、子育て支援やコロナ禍による家計の負担軽減などを目的に、学校給食の無償化を実現し実施する意義は大きいと考えます。町民や各議員も理解を示すと思いますし、あとは町長や教育長が、町の施策として掲げて実行する気があるかどうかであると考えますが、学校給食費の無償化の実現について、考えを伺います。

教 育 長
議 長
教 育 長

議長。

教育長。

本町におきましては、子育て世代、若者世代の定住・移住の促進につながるような保育、学校教育環境の充実・強化に努めております。特に令和3年度からは、「美浜ほっと子育て応援プロジェクト」として、関係機関が多数連携し、子どもの成長ステージに即したきめ細やかで包括的な子育て支援施策に取り組むをしておるところでございます。また、他市町に先駆け、保育への再編に伴う園舎の再整備や保育士の加配、また、小学校の再編に合わせて校舎の耐震化、空調設備やトイレ設備等の改修、また、子どもたちが快適に過ごせる環境を多く整えてきました。さらに、学習支援員やICT支援員等を手厚く配置・整備するなど、子どもた

ちがしっかり学べる環境を整えてまいりました。また、生活が困窮する世帯の児童や生徒に対しましても、生活保護や就学援助等の福祉制度もごございます。

繰り返しになりますが、本町では給食費の無償化ではなく、不足分を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用、一般財源も含めまして、子育て世帯の家計負担がこれ以上増えないようにして学校給食を実施してまいりたいと考えております。

家庭、地域、そして行政がそれぞれに果たすべき役割と責務をしっかりと見極めながら、これからも子育て世代の負担をできるだけ増やさない努力をしつつ、生きた教材でありますところの学校給食というものを活用した食育の推進に努めてまいりたいと思いますし、安全安心でおいしい学校給食をこれからもさらに提供してまいりたいと考えております。

7 番 議長。

議 長 河本議員。

7 番 言っていることは分かるんですけども、学校給食を無償化することについては、やる気が全く感じられないんですよ。今年度の当初予算でいえば、給食センター管理運営事業の財源となっている学校給食費負担金の約3,366万円、これぐらいの金額を毎年町が負担していけば、無償化が実現できるわけです。毎年事業を確定する減額補正とか積立金に回る財源、私は議員の立場だからチェックする側にあるんですけども、それらを見ていると、学校給食費負担金の約3,366万円ぐらいの金額を毎年町が負担していく能力は、私はあると考えています。

行政としたら、これを負担していく財源がないと言うんですかね、どうなんでしょうか。もう全くこれだけの財源を町が負担することはできないということなんでしょうか、どうなんでしょうか。

教 育 長 議長。

議 長 教育長。

教 育 長 財源があるのかないのかということではないというふうに考えております。考え方としまして、給食費の無償化ということに関しては、地域、家庭、行政がそれぞれに担うべき役割といったものをきちんと見極めたときに、今、無償化ということではない

というふうに考えているということでございます。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 これはやはり学校給食の無償化については、教育長みたいに任命される側じゃなくて、やはり選挙によって公選職である町長とか、または選挙に立候補する候補者がしっかりと公約として学校給食の無償化を掲げて当選されれば、公約実現のために政策が大きく前進すると考えるんですけれども、町長は来年の町長選も視野に入れて、学校給食の無償化に本気で取り組むか、公約に掲げたらどうかと思うんですけれども、町長、その辺りはどうですか。

町 議長。

議長 町長。

町 議長 公約云々のお話をいただきましたけれども、まずは、政策としてどう進めるかという視点が私は重要だというふうに思っています。美浜の子どもたちの教育については、教育長が申しあげましたけれども、子どもたちが本当に勉強しやすい環境を整えていくことが、まずは先だというふうに考えてございます。

食の問題、物価高の折から保護者負担という御意見も重々分かりますけれども、我々としては、子どもたちが本当に楽しく良い環境で勉強ができる、保育園で遊戯ができる、そういった環境の整備を専決に考えていくというのが我々のスタンスでございます。そういったことで御理解をいただきたいなというふうに思います。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 私は学校給食を無償化すべきだと考えておりますので理解できないですけど、よく「私が首長だったら」というような論調がありますけれども、私だったらこれを実現するためにしっかりと動きたいと思っておりますけれども、ぜひ町長にも学校給食の無償化をもう一度しっかりと考えていただいて、ぜひ公約に掲げていただいて、この政策を前向きに、行政として動かせるようにしていただきたいと考えております。

次に、物価高騰による医療費、介護利用料への影響について質問していきます。

10月から医療費が値上げされ、高過ぎる国民健康保険料、美浜町は保険税ですけれども、それらが270を超える自治体で値上げされています。国民健康保険税や介護保険料は、美浜町もさらなる値上げの方向性にあるのかどうか、状況を伺います。

税務課長
議 長
税務課長

議長。

税務課長。

ただいまの御質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、医療費の値上げに関しましては、本年10月から後期高齢者で一定以上の所得のある方は、医療費の自己負担割合が引き上げられまして、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合が1割から2割に変更されたことを捉まえていることと存じます。

国民健康保険税につきましては、財政、運営の主体でございます県の運営方針で、令和8年度までに県内各市町の保険税算定方式の統一が目標として掲げられております。本町は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で課税させていただいておりますが、これを資産割を廃止した3方式への移行に向けた税率の改定が必要となっております。

この改定に当たりましては、被保険者数・医療給付により変動します県への納付金額、公費の配分額、内部留保等を踏まえまして、毎年シミュレーションを行い、健全な財政運営を担保しつつ、被保険者の負担に配慮させていただきながら、丁寧に毎年税率を改定してまいりたいと考えてございます。

また、介護保険料につきましては、3年ごとに策定する介護保険事業計画を基に、今後3年間の高齢者人口や介護サービス見込み量等で算出しております。

今後、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者や介護サービス利用者も増えることが予想され、保険料の上昇が見込まれますが、令和5年度は第9期事業計画策定の年となっておりますので、令和6年度からの保険料については、計画策定の中で検討してまいります。

7番
議 長
7番

議長。

河本議員。

ちょっとお伺いしますけど、町のほうも不用意な値上げは考えて

いないということによろしいんですか。

税務課長

議長。

議長

税務課長。

税務課長

丁寧にシミュレーションを行いながら、負担に配慮することを念頭におきまして十分に検討させていただきたいということで、一方的な値上げ、値下げということにはまだ至っていないということで御理解いただきたいと思います。

7番

議長。

議長

河本議員。

7番

身近に住民サービスに関わっている行政としても、やはり値上げの方向性というのは慎重に考えているし、値上げをしようと思っ
ていたいというふうな考え方を持っていないと思うんです。

それで、政府のほうは、来年の介護保険法の改定に向けて利用料の2割、3割負担の対象を拡大しようとしています。また、介護保険1、2の在宅サービスの保険給付外し、また、ケアプランの有料化、介護保険料の支払い年齢の20歳から30歳代への引下げなどを検討しています。

介護保険法は、改定されるたびに利用者負担が増えて、使えるサービスは減らされてきました。物価高騰の中で医療・介護という命に関わるところで負担が増えるのは、町民の暮らしを破壊していきます。法律が負担増、サービス低下という悪い方向に改定されれば、当然町民の負担が増えます。また、その分、町民負担を軽減しよう
とすれば、自治体の対策費も増加するので、国に対して医療費・介護保険料の値上げを中止して、国の責任において負担軽減を行うべきだと、これは美浜町からも声を上げていくべきだと考えるんですが、町の責任者として町長の考えを伺います。

町長

議長。

議長

町長。

町長

医療費、介護利用料の値上げを中止するということについて、町からも声を上げるべきだというお尋ねでございますけれども、10月から始まりました、後期高齢者医療におけます一定以上の所得のある方の窓口負担の1割から2割への増額につきましては、負担能力のある方に負担いただくといった考えの下、国が改革を

進めたというものでございます。ただし、急激な負担増を抑えるためとして、令和7年9月末までの3年間は、1か月の負担増を最大でも3,000円に抑えるよう、配慮措置を実施しているところでございます。

また、議員から御指摘のございました、来年の介護保険制度改正につきましても、国の社会保障審議会介護保険部会で具体的な検討を進めているということでございますので、現時点では、国における今後の議論を注視してまいりたいというふうに考えておりますけれども、組織力によります強力な活動が現実で効果的というふうに考えております。

7 番 議長。

議 長 河本議員。

7 番 法律そのものが負担増やサービス低下という悪い方向に改定されれば、自治体の条例も改悪された法律に沿って条例改正するしかなくなってしまいますので、そうなる前に、自治体の長の責任として、国に対しても町民の負担軽減こそ行うべきだと、言うべきことは言っていていただきたいと思っております。医療・介護という命に関わる分野で、自治体の長の責任をしっかりと果たしていただきたいと申し上げておきます。

次に、手話言語条例の制定について質問いたします。

福井県では、全ての県民が「手話は言語である」と認識を共有し、円滑な意思疎通に基づき共に支え合う社会を実現するため、福井県手話言語条例を平成30年4月に施行しています。それに伴いまして、大野市、福井市、坂井市、鯖江市、越前市、あわら市、敦賀市の順で手話言語条例が施行されています。町レベルでは、越前町が2021年7月1日に手話言語条例を施行しています。また、勝山市は、条例の制定はまだのようなんですが、全国手話言語市区長会というものがあまして、これには福井市、敦賀市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市の各市長が会員として名前を連ねる中に、勝山市長の名前もあります。

手話言語条例を制定した自治体は、2022年11月1日現在、全国34都道府県17区321市84町3村の計459自治体と、県内だけではなく全国に広がっております。福井県は、嶺南地方に

住む聴覚障がいのある子どもたちが聴力などの検査を受けやすくするように、美浜町にある特別支援学校に支援拠点を整備いたしましたし、専門員の育成にも力を入れると言っていました。

美浜町は「福祉のまち」と言われるように、嶺南の4町の中でも、さらに小浜市よりも先に手話言語条例を制定すべきだと私は考えますが、町長の考えを伺います。

町
議
長

議長。

町長。

手話言語条例制定についてのお尋ねをいただきました。

手話は、聾者の皆さんが物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うための手段として、心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語でございます。また、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が安心して暮らすことができる社会をつくるためには、障がいを持つ方がそれぞれの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できますように、町や住民、事業者が積極的に取り組む必要がございます。

手話に対する理解を深めるとともに、町民が共に支え合う地域社会の実現に向けまして、手話言語条例を制定することは意義のあるものと考えております。障がいの特性に応じた分かりやすい情報提供や心のバリアフリー化について、町民の皆さんの理解を深めながら、条例制定に向けて今後、関係者と検討してまいります。

7 番
議
長

議長。

河本議員。

とても重要な答弁をいただいたと思っております。検討してぜひ実現していただきたいというふうに強く申し上げるとともに、手話言語条例を制定することによって、やはり手話を学ぶ機会をしっかりと確保して、公的にも聴覚障がいへの理解、手話への理解を広げる取組が進むと考えております。先ほど検討されるというふうなことで、恐らく実施に向けて大きく進んでいくんじゃないかなというふうに期待しております。

また、条例を制定することによって、手話などを用いた情報発信も積極的に行うことができると考えております。聴覚障がい者の意思疎通の手段の確保のために、町内の主要イベントなどにおいて、

手話通訳者や要約筆記者を派遣することもできるのではないかと
いうふうに思いますし、また、聴覚障がい者への情報支援として、行
政の窓口業務、また町が行うイベントなどで、ICT、情報通信技
術を用いた情報保障を実施することが飛躍的に進むきっかけになる
のではないかとこのように考えるんですけれども、町行政の考えを
伺います。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

町内のイベントでは、毎年12月の人権週間に開催されておしま
す「人権のつどい」において、イベントのテーマに応じて要約筆記
をつけております。町では、聴覚障がいの方の日常生活や社会生活
を営むためのコミュニケーション支援として、手話通訳や要約筆記
者の派遣を行っておりますが、需要が少なく、平成27年度以降は
実績がございません。近年は、聴覚障がい者が通訳オペレーターを
介して相手とやり取りできる電話リレーサービスや、スマートフォン
などから119番通報ができるネット119緊急通報サービスなど、
デジタル技術の活用によってコミュニケーション支援の幅が広が
っております。

町としましては、様々な機会を捉え、これら支援制度に係る周知
を図るとともに、支援体制の充実・強化に努めてまいります。

7番

議長。

議長

河本議員。

7番

先ほど自治体DXの話も川畑議員からありましたけれども、手話
言語条例を制定することで、やっぱり情報技術の発展とか、障が
い者に優しい窓口対応とか、飛躍的に進むきっかけになると思う
ので、ぜひ迅速にこの条例を制定していただきたいとこのように思
いますし、また、町長の記者会見動画とか、議会の映像配信に手話
通訳の映像をつけることも、条例を制定することによってやりやす
くなると思います。

手話言語条例を制定することで、やはり町民への普及啓発、手話
通訳者や要約筆記者などの人材育成が進んでいくというふうに考
えられます。美浜町も全ての町民が障がいのあるなしを超えて、手
話は言語であるとの認識を共有し、円滑な意思疎通に基づき共に支
え

合う社会を実現するために、やはり迅速に手話言語条例を制定すべきだと考えます。

先ほど前向きな答弁が町長からありましたので、先ほども言いました、町長だったらどうこうするという論調ですけれども、私だったら迅速に着手するんですけれども、町長どうですか。迅速に着手する方向で考えてみたらどうですか。

町
議
長

議長。

町長。

今ほどお答えさせていただきましたように、手話言語条例の制定につきましては、美浜の特性に応じた形でそれが制定されますように、いろんな方々の御意見を頂戴して、よその模倣ではなくて、美浜型のものになるように、制定に向けて検討を進めていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

7 番
議
長

議長。

河本議員。

7 番

嶺南にできました支援拠点の施設で教育を受けたりする現在の聴覚障がい児の方々が、将来的な雇用にもつながっていくような条例をぜひつくっていただきたいなというふうに考えておりますので、ぜひ町民の皆さんの心を受け止めていただいて、手話言語条例の、美浜独自とおっしゃってましたけれども、まさにその美浜独自の状況を加味した手話言語条例の制定に尽力していただきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。

議
長

以上で河本議員の一般質問は終わります。

これより休憩いたします。

引き続き、一般質問は午後 1 時から開会いたします。御苦労さまでございました。

(休憩宣言 午前 11:46)

(再開宣言 午後 1:00)

議
長

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、6 番、梅津隆久議員の一般質問を許します。

6 番

議長。

議
長

梅津議員。

午後一番ということで、睡魔の襲ってくる時間帯に失礼いたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

さて、11月11日に福井県では、新型コロナウイルスが第8波に入り、今後2～3週間は増加傾向が続くであろうという見解が出ております。オミクロン株対応ワクチンを年内にと呼びかけもありますし、また、寒さも増しますので、インフルエンザの流行にも気をつけて、健康には留意していただきたいと思います。

また、原子力発電所の運転期間の見直しとか、革新炉の開発等が政府を挙げて検討に入っております。年末までに良い方向性が出ることを希望して、質問に入りたいと思います。

まず初めに、美浜町森づくりプランについて御質問をしたいと思います。

美浜町の持続的・効率的な森林利用を考える、美浜町森林づくりプランとして、町の森林管理検討委員会が、これは午前中にも町長さんの答弁の中にありましたけれども、約3年をかけて立案したという内容になったということを知っております。美浜町ならではの長を織り交ぜ、100年先を見据えた森林整備の方向性として、10月25日の議会の意見交換会で産業振興課より概要説明を受けたところでございます。同町は約1万2,600ヘクタールの森林が存在し、町全体の面積の8割を占めていると言われております。また、その大半が民有林で、民有林の2割が人工林、7割以上が天然林であると言われております。

プランでは、「健全で豊かな美浜の森づくり」、それから、「森と地域を守り支える人づくり」、「森林の循環利用と保全の調和」を基本理念として、町民、事業者、行政が連携して森林・林業の活性化、公益的機能の推進に取り組み、持続可能な開発目標、SDGsの目的達成をするところであるというふうに理解しております。

そこで、本プランの実践に対し、質問をしたいと思います。

まず1点目でございますが、同町の特徴として整備が進む「美浜トレイル」として、滋賀県境の山々から日本海や琵琶湖の景色がすばらしいトレッキングコースとして高い人気のある高島トレイル連

携協議会と協力し、新庄から県境ルートには、ブナ、ミズナラ林と天然杉の生育を活かしたコースを整備し、自然の貴重さを町内外に発信する考えを述べているが、具体的に現状はどのように進展しているのか、お伺いしたいと思います。

町
議
長
議
長
町
議
長

議長。

町長。

ただいま森づくりプランの実践等についての御質問をいただいたところでございますけれども、森林は豊かな自然環境や多様な生態系を育み、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの機能を有する公益的制の高い地域資源でございます。また、森が生み出す豊かな水は、我々の生活用水や農業用水、ひいては豊かな海の保全等、広く社会経済活動に恩恵をもたらしております、美浜の森林の場合も例外ではございません。

しかしながら今、林業が衰退の一途をたどり、住民の山への関心も薄れつつある中で、山は荒れてきております。これからの維持管理が大きな課題になっているところでございます。

こうしたことから、御案内のとおり、多くの有識者や森林関係者の御意見・御提案をいただきながら、100年先の森づくりを見据えた森林整備の基本施策といたしまして、「わかさ美浜町森づくりプラン」を策定したところでございます。

町ではこのプランに基づきまして林業施策をこれから進めてまいりますけれども、このプランを通じて町民の皆さんにも森林への関心を持っていただくことで、官民挙げて持続的な森づくりをこれから進めていきたいというふうに考えております。

今回、このプランに関する一連の御質問をいただいております。以降、詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきたいと思っております。

観光戦略課長
議 長
観光戦略課長

議長。

観光戦略課長。

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、「わかさ美浜町森づくりプラン」でございますけれども、この計画は本年10月に策定されたものでございまして、具体的な取組につきましては今後、本プランの策定委員など関係者と協議し

ながら実施していきたいと考えておりまして、現状で進展があるものではないことについては御理解いただきたいと思います。

それでは、「トレイル」につきまして、私のほうからお答えいたします。

現在、既に「若狭路美浜トレイル」がありまして、このトレイルは、平成27年度から29年度にかけて、新庄区が県や町の補助を受け整備されたものでございます。新庄の松屋地区を起点としたルートが3ルート、岸名地区を起点としたルートが2ルート、全部で5ルートありまして、新庄区が維持管理をされております。

新庄地区には嶺南地域最大級のブナの群生地があり、また、奥地にある天然杉林は1万5,000年前の最終氷期を生き延びた杉だと言われておりまして、裏日本系の積雪地帯に残存するものとして、生態学的にも、地域の自然遺産としても、大変貴重な森林地帯が広がっております。今後も新庄区と連携を図りまして、貴重なブナ林や天然杉林の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6番
議長

議長。

梅津議員。

6番

今、町長と観光戦略課長から説明をいただきましたけれども、私も実は、大御影山でしたかね、新庄の山に非常にきれいなところがありまして、大御影山というところに今年2回上がってきました。これは、小学校の生徒のボランティア団体、自然を愛する会みたいな団体なんですけれども、その子どもと一緒に上がってきまして、非常に景観の良いところではございました。

美浜トレイルは、まだ今のところ何も着手されていないように思いました。というのは、行くルートには赤いビニールのひもがずつつけておりますし、地元の壮年会、青年会が作ってくださったという手作りのコース看板がついておりましたけれども、まだ足元は全然開墾されておられませんので、実はこの足元のほうは一日も早く直してあげないと、転倒事故とかいろんなことにつながるのかなと思いますので、その辺の方向性を観光戦略課長から説明を受けたいと思います。

観光戦略課長

議長。

議長
観光戦略課長

観光戦略課長。

トレイルにつきましては、登山道ということで多少は段差があるのは当然だと思いますし、どこまで整備するかというところは非常に難しいところだと思うんですけども、今後、関係者の皆さんから御意見をお伺いしながら、どこまで整備が必要かとか、その辺りを検討させていただきたいと考えております。

6番
議長

議長。

梅津議員。

6番

整備の必要性を、やっぱり地元の皆さんと話し合っ、できることから予算をつけてやってほしいと思います。

それから、あともう一点が、平成27年から29年でしたか、美浜新庄トレイルガイドというのが作られておまして、非常にこれが山を登るための参考になるテキストだと思っております。これも新庄の皆さんで作ったのかどうか分かりませんが、非常に山の地図が鮮明に描かれております。これもまたどんどんと改造を加え、分かりやすいものにしていただけたらと思っております。

次の質問に移ります。

「美浜コツコツもくもくプロジェクト」というのを立ち上げ、循環的な木材利用を促進する取組を進めていると言われておりますが、この計画はどのように進展しているのかをお伺いいたします。

産業振興課長
議長
産業振興課長

議長。

産業振興課長。

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、「美浜コツコツもくもくプロジェクト」は、美浜町の森づくりプランの5つの基本目標の1つであります、「森林の循環利用と保全の調和・実現」の基本施策として掲げたものでございます。その背景として、森林資源を有効かつ循環的に利用することで、森林の公益的機能を高め、自然災害に強い森づくりを目指すものでございます。

循環的な木材利用を促進する取組といたしましては、公園のベンチ、柵などの身の回り公共物をはじめ、公共施設等の木造化や内装の木質化に地元木材を計画的に利用していくことでございます。また、木の安らぎやぬくもりを日常的に感じる機会や空

間をつくり出し、実際に触れてもらうことで町内外への木材の優れた特性等をPRし、地元、近隣、地域内での循環的な木材需要の確保・創出を目指していきたいと考えております。

本プロジェクトは短期的な取組で成果が得られるものではないと考えております。名称のとおり、こつこつと取組を積み重ねていくことで、持続可能な森林の循環利用と保全の調和・実現が図られるものと考えているところでございます。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 森林は、苗木を植えてから大体50年ぐらいかからないと木材にならないというふうに昔から先人の方から聞いておりますし、コツコツもくもくをやっていこうというんですけれども、この目標のレベルの尺度が何もないということで、これはこのまま置いておいたら、計画も絵に描いた餅で終わるんじゃないかなと思いますけれども、何かやっていく過程での行程表を作って進めていくということはしないのでしょうか、お伺いいたします。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 この計画に当たりましては、短期、中期、長期的なということで、調査を始めた令和元年度から15年度のおおむね15年間、そういったところの概要で詰めさせていただいておりますし、その15年間の中でやっていくような内容というのは、大枠はございますが、それは実際優先順位を決めて、今後また森林関係者と協議しながら進めていくというところでございます。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 15年の目標に対しては、今のところまだ何も具体化はされていないのでしょうか。15年に対する計画に対しては、まだ何もないということですか。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 この森づくりプランの中で、その15年の中で基本的な施策、22の施策も考えてございます。そういったものを計画的に進めてい

くということを考えております。

6 番

議長。

議長

梅津議員。

6 番

了解いたしました。

それでは、次に入ります。

熱利用を目的とした木質バイオマスの可能性を探るとして、まきストーブ燃料の需要を調査し、活用を目指すとしているけれども、これの具体的な計画と今後の進め方について御説明をお願いいたします。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

お答えします。

熱利用を目的とした木質バイオマスの循環利用の可能性を探るため、その第1段階として、町内にも自宅等でまきストーブを利用し、まきを購入されている方もいることから、その年間利用数を確認するなど、需要調査を実施していきたいというふうに考えております。

調査の一環といたしまして今年度、川際の危険木伐採を行うことで発生いたします木材を活用して、まきを自由に持ち帰られる「薪ステーション」の試験的設置を行っていきたいというふうに考えております。

また、まきの生産・供給コストと需要の度合いから、どの程度町内で循環利用が達成できるかを検証していくとともに、木材チップを原料とした堆肥の効果と需要を調査・分析し、林業から農業間の新たな資源循環の可能性も検討していきたいというふうに考えております。

6 番

議長。

議長

梅津議員。

6 番

バイオマスの利用がよく分かりましたけれども、このまきストーブというのは町民にあっせんするとか、いろいろな考え方もあろうかと思えますけれども、私が一番思っているのは、4年前に大野市役所のほうでまきストーブを採用して、ホールのだ真ん中に大きな木質バイオマスのまきストーブがありました。11月から3月下旬までですかね、外気温度が10度になったらたくさんやと

いうふうなことで導入されておりますけれども、これは美浜も「なびあす」に老人の皆さんも集まる機会も多いということで一度、「なびあす」の大ホールの入り口のところにまきストーブでも作って、暖かい火を見ながら暖を取ると、これも福祉の一環にもなるかと思っておりますので、ちょっと私の提案としては、一回「なびあす」でそういった木質のまきストーブを導入したらいかがという提案でございますが、いかがでしょうか。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

今提案いただいたことは、また施設の管理面からもどうなるかということもございますし、一度検討はさせていただきたいと思いません。

6番

議長。

議長

梅津議員。

6番

ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。

まきストーブは、住民にバイオマスの利用ということであつせんとか、そういうことは今のところ何も考えていないと理解すればいいのでしょうか。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

まきストーブの利用等調査をさせていただくというところで、必要性に応じてそういったところも考えさせていただきたいと思いません。

6番

議長。

議長

梅津議員。

6番

分かりました。

次の質問に入ります。

木材生産と加工・流通の連携ネットワークの構築を図るというふうに方針の中に挙がっておりますが、これは具体化されているのかお伺いしたいと思います。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

木材生産に特化いたしまして、経済的に価値の高い木を大量に生

産・共有することと、水源涵養や国土保全などの森林の公益的機能を高め、その状態を維持する、そういったことはお互いにトレードオフの関係にあります。そのため、両者のバランスを考えて、これから先の木材需要の変化や森林・林業従事者の長期的推移も考慮して進めていく必要があるというふうに考えております。

自然条件などが良く、林業経営に適した人工林において、「植える」、「育てる」、「切る」、「使う」のサイクルを確立していくためには、美浜町単独では難しいというふうに考えておりました。今後は県産材の活用の視点からも、広域的に県内市町や森林組合、木材加工業者等とも連携して、ネットワークの構築を図っていきたいというふうに考えております。

6 番

議長。

議

長

梅津議員。

6 番

ちょっと2、3日前のテレビで放送があったんですけども、近年、国は杉の間伐材を利用して、木材として使うんじゃなくて、プラスチック複合体に加工してデッキの材料にするとか、建材に利用するようなことの話が出てましたけれども、この辺もまた含めて杉の間伐を利用して、木材だけじゃなくて、いろんな将来の原料となるように利用していただきたいなと思います。

それからもう一点、嶺北のほうでは、木材生産とか流通のネットワークをつくるために、森林・山村多面的機能発揮対策交付金というのを国からもらってやってるんやというふうなことも書いておりましたけれども、この辺は何か調べているかどうかお聞きしたいと思います。ちょっと難しいんですね、森林・山村多面的機能発揮対策交付金となっていました。何か森林に対する交付だと思いますけれども。この辺が分かれば、また美浜町でも活用できればという提案でございます。

産業振興課長

議長。

議 長

産業振興課長。

産業振興課長

森林の多面的な事業に関しましては、現在、2つの事業体を取り組んでおられるということもございます。そこに充てられとる部分はその交付金なのかというのはちょっと確認が必要になりますが、そういったものがあるのであれば、町としても有効に活用させてい

ただきたいというふうに思います。

6 番
議 長

議長。

梅津議員。

6 番

今の杉の間伐材を、これから50年以上たったものは伐採し、また、植林もしていくというリサイクルを繰り返すんだと思いますが、その伐採した木を当然手入れしないと、ほとんど家の柱にはならないというふうに、節があったんでは全然使い道がないというふうに我々は小さいときから聞いております。

ということで、やはり木を育てる上においては、森林組合に協力を得て、山の地主さんと枝打ち、周りの下刈り、この辺をしていくようなシステムを町の補助をいただきながらやっていける方法はないかなと考えておりますけれども、何かその辺は具体的に進めていく方策があれば、教えていただきたいとしたいと思います。

産業振興課長

議長。

議 長

産業振興課長。

産業振興課長

森林の整備といったところに関しましては、標高造林も含めて森林組合が管理していただいている部分もございます。また、自分の持ち山で森林組合にお願いして管理をされているところもございますので、あとは、その森林所有者の考え方というのも一つあるのかなというふうには思うんですけれども、今後、活用できる木材、森林、そこに関してはしっかり管理するような、また目を向けた形で指導等ができたらなというふうに思います。

6 番
議 長

議長。

梅津議員。

6 番

ぜひとも指導していくように一つ、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

3年ほど前から、新庄山頂に建設計画を進めております風力発電の環境アセスメントの進捗状況と、食物連鎖の先に立ち、数の少ない猛禽類は、環境破壊や汚染の影響を受けやすい野生生物のために、良好で安全な自然環境を維持していく必要があると考えられますけれども、その森林と猛禽類とのバランス生存環境、その辺について今、何か解析はやっているのかどうか、アセスの中で検討しているのかどうか、教えていただきたいとしたいと思います。

産業振興課長
議長
産業振興課長

議長。

産業振興課長。

現在、風力発電事業の環境アセスメントの進捗状況につきましては、事業者において、自然環境や気象、猛禽類などの状況も踏まえ、準備所の手続に向けた現地調査を継続的に実施しているということ聞いております。

風力発電事業につきましては、環境アセスメントの結果を基に、法律に基づき適正な配慮がなされているか、そういったことを注視していきたいなというふうに考えておりますし、当然美浜町森づくりプランにおきましても、バランスある生存環境は必要と考えております。野生生物の生態を考慮しながら、景観保全林と環境保全林をしっかりゾーニングしていくこととしております。

6番
議長

議長。

梅津議員。

6番

猛禽類は、非常にこういった環境によって影響が出るということも聞いておりますので、環境と猛禽類との生存の環境バランス、この辺を十分に検討していただきたいと思います。

それからあと、今、どの辺まで工事の進捗があるのかというところもお聞きしたいんですけども、今のところ、まだアセスの評価が出ていないという状況でございますか。着工はいつからだとか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

産業振興課長
議長
産業振興課長

議長。

産業振興課長。

先ほども申しましたが、準備所の手続に向けて現地調査を継続的に実施しているというふうに聞いております。

6番
議長

議長。

梅津議員。

6番

準備所というのは、山の建設する場所に道も全部つけながらということで解釈すればいいんですか。新庄の部落のところに準備所を造るのか、それとも、今の建設予定地の山の上に造るのかということになると、どうせ建設道路をつけないといけないということになるかと思いますが、その辺の道路の準備等はどうか。

産業振興課長
議長
産業振興課長

議長。

産業振興課長。

実際、ちょっと詳しいお答えはできないかと思うんですが、環境アセスメントを進める上での段階で、準備所の手続を現在進めているというところがございますので、その内容についてはちょっと分かりかねるところがございます。

6番
議長

議長。

梅津議員。

6番

今のところ、着工はいつからで、運営開始がいつからというのは全くまだめどが立っていないというふうに解釈すればいいということですか。

エネルギー政策課長
議長

議長。

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

現在、事業者が参加、実施しております風力発電の事業化に伴う事業の進捗ということでございますけれども、環境アセスメントの進捗につきましては今、産業振興課の課長のほうから答弁があったとおり、今はそういう手続を踏んでいて、次が準備所、その準備所の手続に向けた手続きを今しているというところがございますし、あと、それ以外に山頂付近で風力発電に適した風が年間を通して吹くかというところの風況調査というものを実施しております、それにつきましては今、継続して実施しているというところがございます。詳細につきましてはまだ報告がございませんけれども、風況については良好であるということについては聞いております。風力発電に適する風況であるということは、報告で聞いておるというところがございます。

6番
議長

議長。

梅津議員。

6番

今のエネルギー政策課長の話によりますと、今のところは全く準備をするだけであって、事業化への目標というのは、いつ達成できるかは全く今のところ分からないというふうに理解すればいいということでございますか。

議長

梅津議員、通告というか、ないし、同一の質問はもうこれで5回目になっておりますので、どうぞちょっとお控えください。

6 番 はい、分かりました。

それでは、ちょっと質問を変えます。

6 項目の森林環境譲与税を活用し、町独自の森林整備を進めていくと言われておりますけれども、これの構想は何かあるのか、お伺いしたいと思います。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 「わかさ美浜町森づくりプラン」は、「健全で豊かな美浜の森づくり」、また、「森と地域を守り支える」、「森林の循環利用と保全の調和」の3つの基本理念の下、町民が森林に期待する多様な機能を持続的に最大限発揮できるよう、5つの基本目標と22の基本施策を掲げ、100年先を見据えた美浜の森づくりの方向性を定めたものでございます。

本プランを進める上で、森林環境譲与税を活用し、町独自の森林整備を進めていきたいと考えておりますので、そういった内容でございませう。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 よく分かりました。

それでは次なんですけど、どこの地区でも同じなんですけれども、地区の過疎化・高齢化で、山の所有者が不明の森林や境が不明だという森が増えてきております。それが山林整備の支障になっているということも聞いておりますし、現在、町では、ドローン等を利用して上空写真を撮って、境を図面化して分かりやすくするんやというようなことも言われておりますけれども、この上空写真を撮った図面の作成はどの辺まで進捗しているのか、御説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 議員のおっしゃるとおり、森林所有者の世代交代が進むにつれまして、所有林の境界を知るものが少なくなっており、加えて、相続に伴う土地所有権の移転登記が放置され、所有権関係が複雑化しています。山林境界や土地の所有権を早期に明確にしなければ、これ

からの森林経営はもとより、「わかさ美浜町森づくりプラン」を進めていく上において支障を来すものと考えております。

そういったことから、現在、国の事業採択を受けまして、ドローンではないんですけれども、GPSを活用した調査法で、平成28年度から要望のあった集落単位で順次、境界確認を行っております。これまでに4集落約388ヘクタールを実施しているところでありまして、うち2集落が完了しているというところでございます。

6番 議長。

議長 梅津議員。

6番 今、課長のほうから早期に境界の図面作成を進めていくということをお願いいたしました。

今、GPSで調査をして図面を作るんでしょうけれども、今は4集落が調査をしたということで、これからはどこの地区でもいいですから、例えば私の菅浜エリアをやってくれって言ったら、いつでもやれるということで理解すればいいんでしょうか。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 町といたしましては、毎年、区長会等でこういった御案内をしております。希望の調査をさせていただいて、それで実施に踏み込んでいるところでありますので、まずはそういったところで御要望をお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

6番 議長。

議長 梅津議員。

6番 じゃあ、また希望のあったときには一つ、よろしく願いいたします。

それでは次に、大きな項目に入りたいと思います。エネルギー施策と地域振興についてを質問したいと思います。

第五次美浜町総合振興計画、後期の基本計画の中で、基本目標であります美浜町のエネルギー施策と地域振興として、原子力発電のパイオニアの町としての誇りを持って推進する主要施策、エネルギー産業の推進について質問したいと思います。

まず1点目でございますが、美浜1、2号機が廃炉となり、地域経済へ与える影響を改善すべく、運転プラントの運転期間の延長の

見直し、革新炉の研究開発を政府を挙げて進めている中で、美浜の廃炉に関する地元での廃炉ビジネスと新たな産業の創出を支援することとしているのが現状かと思います。

この現状において、町では支援企業が生まれているのかどうか、支援していただきたいという企業が生まれてきているのかお聞きするとともに、何か支援する内容があればお伺いしたいと思います。

議長。

エネルギー政策課長。

それでは、ただいまの御質問につきましてお答えさせていただきます。

県では、原子力をはじめ、再生可能エネルギーを含む様々なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりの推進のため、「嶺南Eコースト計画」を策定しております。

その中で、原子力関連研究の推進や人材育成、廃止措置工事への地元企業参入の促進等のプロジェクトを掲げておりまして、人材育成や技術力向上のための研修会、情報交換会等を開催しているところでございます。

町には、地元で廃炉ビジネス等で起業したいという声は今のところ届いてきておりませんが、事業者からは、現在進んでおります廃止措置工事に美浜町の2社が参入しているという報告を受けているところでございます。

廃炉ビジネスにつきましては、定期検査のような大きなビジネス規模は見込めませんが、原子炉1基の廃止措置工事には約30年かかると言われております。息の長い産業にしていけるということを感じているところでございます。

町といたしましても、新しいビジネスにチャレンジする意欲のある町内企業が参入していただけることを期待しているところでございます。

議長。

梅津議員。

今、Eコースト計画も計画に入っているところでございますけれども、廃炉ビジネスで企業を起こす方ですね、何か廃炉ビジネスで私はこういう仕事をすれば儲けることができるというふうな起

エネルギー政策課長
議長

エネルギー政策課長

6番
議長
6番

業者が今のところいないということを聞いております。今、説明があったとおり「ない」ということで。ただ、今既に入っている事業者は2者いるというふうに確認いたしました。

ということで、いろいろとこれから企業を起こしたいという人も出ると思いますし、出れば、またそれに対するいろんな勉強やアドバイス、この辺も電力事業者等も含めて進めていていただきたいという要望でございますけれども、よろしく願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長

以上で、梅津議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

なお、5日月曜日は午前10時から予算決算常任委員会を行いますので、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

(散会宣言 午後 1 : 4 1)

令和4年第6回美浜町議会定例会会議録(第4日)

招集年月日	令和4年12月19日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年12月19日 午前10時16分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和4年第6回美浜町議会定例会会議録(第4日)

町長提出議案 の 題 目	<p>[議案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) ○ 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について ○ 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について ○ 電池推進遊覧船安全航行システム構築業務請負契約について 			
議員提出議案 の 題 目	○ 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	2番	高橋 修 議員	13番	川畑 忠之議員

令和4年第6回美浜町議会定例会議事日程(第4日)

開議日時 令和4年12月19日 午前10時
開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 80 号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第5号)
(討論・採決)
- 日程第 3 議案第 81 号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第 4 議案第 82 号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第 5 議案第 83 号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(討論・採決)
- 日程第 6 議案第 84 号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 7 議案第 85 号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 8 議案第 86 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 9 議案第 87 号 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 10 議案第 88 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 11 議案第 89 号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 12 議案第 90 号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 13 議案第 91 号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 14 陳情第 2 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書
(討論・採決)
- 日程第 15 議案第 92 号 電池推進遊覧船安全航行システム構築業務請負契約について
(質疑・討論・採決)

日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第 17 議員派遣について

令和4年第6回美浜町議会定例会議事日程(第4日)

開議日時 令和4年12月19日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

追加日程第 1 発議第 8 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

(提出者の説明・質疑・討論・採決)

議長

本日は、全員出席されております。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:16)

議長

ただいまより、令和4年第6回美浜町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付しております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

5番 高橋 修君

9番 川畑忠之君

の両君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、日程第2 議案第80号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第5号)から日程第14 陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書までを一括して議題といたします。

去る11月30日、各常任委員会に審査を付託いたしました議案及び陳情の審査結果報告を各委員長に求めます。

まず、予算決算常任委員長よりの報告を求めます。

高橋予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長

ただいまから予算決算常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年12月5日の午前10時から、美浜町議会全員協議会室において、委員13名及び議長の出席の下、本委員会を開催し、11月30日に本委員会に付託されました議案4件の審査を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。また職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第80号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）。
総務課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

議会費から衛生費でございます。

質疑、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業430万9,000円であるが、予算においては給付対象児童数を130人と見積もっていたが、実際は46人であったため、その差額を国に返還することだが、見積りと実績にこれほど大きな違いが出た原因は何か。

回答、予算を計上するに当たり、県からは支給対象児童の見込み数は児童手当支給対象児童数の約15%で計算するよう指示があり、結果国に対し130人で申請をしたが、本町の実績においては46人であった。

質疑、給付金は給付が必要な子育て世帯には行き渡っているのか。

回答、今までにも子育て世帯には国の給付金をはじめ様々な支援を行っている。今回は令和3年度住民税の均等割が非課税の子育て世帯が対象であり、対象者には行き渡っている。

質疑、保健福祉センター管理運営費であるが、指定管理の委託料が338万2,000円増えたということだが詳細は何か。

回答、増えた内訳は電気代の高騰分で約270万円、灯油代で約61万円、県の最低賃金の上昇により町の技能労務職の報酬単価を見直した分である。

質疑、はあとびあのホールのカーテンが破れていたり、照明も古い蛍光灯のままであると住民のひんしゆくの声を目にするが行政は分かっているのか。

回答、状況は把握しているが優先順位もあり、できるところから早急に進めている。はあとびあは指定管理者である社会福祉協議会に管理をお願いしているが、すぐ予算に反映して修繕できる場所もあれば、時間がかかるところもある。また、指定管理料の中に修繕費として20万円ほど計上し、その範囲で行い、高額の部分についてはその都度予算措置をして対応している。

意見、長期間壊れたままになっているのは管理の問題、人の問題であり、設備の問題ではないと思う。民間企業では設備を仕分けし、故障する前にいかに対策を処置するか。故障したらいかに早く復旧

するかなど、突発故障による設備のダウンタイムをいかに少なくするかという視点でメンテナンスを実施する。行政においても同様で、突然の設備故障によって住民サービスを下げないことが基本的な視点になると思う。そして、壊れたらすぐに直すことを肝に銘じていただきたい。

質疑、防犯費の217万4,000円の増額は街灯電気料だと思うが、これは定額なのではないか。

回答、防犯灯の電気料については、定額部分とその他の部分があり、今回は燃料調整費が増額となった。

質疑、庁舎改修基金1億円であるが、昨年度も同額であり、これで計2億円になったと思うが、これ以外にも公共施設の改修に関連する基金が2本あると思う。それらとの関連性はどうなるのか。

回答、全町の公共施設について解体を含めた維持管理計画を策定しており、個々の議論は必要であるが、総論としてはその計画を軸に進めたいと考えている。

質疑、庁舎改修工事の総額がおよそ5億円、基金が今回を含めて2億円になり、来年から外装工事を始めるという話だが、総額が明示されているということは、改修の構想はあると思うので、おおよそその構想を教えてください。教えてほしい。

回答、現在設計を進めている段階であるが、メインになるのは外壁の改修工事と30年間一度も改修したことのない屋上の防水工事である。また、駐車場等の床面タイルの補修や駐車場を建て増しして、現在屋外に駐車している公用車も屋根付きにできないかと考えている。

質疑、福祉事業所等に対する物価高騰対策緊急支援事業の358万2,000円であるが、この対象事業者の数はどれだけになるのか。

回答、介護保険サービス事業者については14事業者、障害福祉サービス事業者については4事業者となっている。

質疑、光熱費の高騰分に対する支援額の試算は事業者のほうから提示されたものか。それとも行政の試算によるものか。

回答、対象事業者に協力いただき、令和3年と、まだ途中であるが令和4年の燃料費と電気代等の見込み額を調査して算出している。

農林水産業費から教育費でございます。

質疑、儲かるふくい型農業総合支援事業の1,617万8,000円だが、事業者は決まっているのか。

回答、2件あり、一つは株式会社ファイトで、興道寺で行われているブドウ栽培の支援。もう一つは、株式会社グランファームで水稲・園芸を行われている事業者である。

質疑、儲かるふくい型農業総合支援事業だが、昨年・今年と30代の新規就農者の方が頑張っており取り組んでいる。今後この若い人たちが長く継続して取り組んでいただくことを期待するが、美浜の農業を守る意味で農業就労転換期を含めた現状と今後の取組をお聞きしたい。

回答、美浜の農業の現状は本当に厳しい状況であると思う。特に水稲関係は高齢化が進んでおり、機械補助といった面での助成は実施しているが、後継者の確保の面では非常に難しい。そうした面で儲かるふくい型農業総合支援事業により、グランファーム等の新しい就農者が育っており、それ以外にも複数若手が入ってくると聞いている。今後も美浜でしっかり農業をするという就農の流れを作っていきたい。また、美浜町がこのように農業支援に力を入れているのは県内でも注目されているところであり、地元での農業後継者についても、しっかり声掛けをする取組を進めていきたい。

意見、美浜の一次産業が衰退すると魅力のない寂しいまちになると思う。今、美浜に入ってきている30代の就農者が駄目になると、今後の美浜の農業の将来はなくなる気がするので、しっかりサポートしてほしい。

質疑、美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業2億7,744万5,000円であるが、これはPFIの事業で民間事業者が建設した部分を町が買い取る費用だと思うが、建設費との整合性はとれているのか。

回答、この公有財産購入費2億6,900万円については、SPCとの当初契約時に合意しており、道の駅施設の引き渡し後に設計建設に関わる一時支払金としてSPCに対し支払いをすることが決定している金額である。

質疑、今年度はこの金額だと思うが、来年度から9年間の支払い

はどうなるのか。

回答、来年度以降はSPCに対し設計建設のサービス対価が約1億1,000万円、指定管理者としての維持管理運営サービス対価が約5,000万円の合計約1億6,000万円を9年間支払うことになる。

質疑、西郷健康ひろば管理事業の施設改修工事費208万円であるが、でき上がったばかりのグラウンドゴルフ場になぜ早々に改修工事費が必要なのか。

回答、芝生には根と葉の中間部分に生長点があり、そこを刈り取ると成長が止まる。芝を植えてから1年余りがたつので、砂を敷き詰めてこの生長点を保護し、砂の上に飛び出した上の葉部分のみを刈り取るための保全工事になる。

質疑、西郷健康ひろばの利用実績はどうなっているのか。

回答、令和4年度9月末時点で屋内ゲートボール場で8,393人、グラウンドゴルフ場で1,205人であり、収入は屋内ゲートボール場が35万9,300円、屋外ゲートボール場が29万1,550円となっている。

質疑、国吉城址史跡調査及び活用事業の283万6,000円であるが、これは城跡の立ち木を伐採して石垣などの法面が見え、そこにのぼり旗が遠望できるとのイメージを持つのだが、行政はどうイメージしているのか。

回答、この伐採については、石垣等の遺構の保全、景観整備の観点で実施するもので、併せて眺望の確保もあり、遺構が分かる範囲や程度での雑木の伐採、枝打ち等を考えている。これまで木があるからこそ遺跡なり、城址が守られてきた歴史があり、我々の時代だけではなく、次の時代にも残していく大切な遺跡なので、本丸とか、曲輪のところの木を完全になくするのではなく、木を残しつつ、より見えるような工夫をしていきたい。

質疑、この事業の大半を業務委託にした理由は何か。

回答、今年佐柿区に設立された一般社団法人佐柿国吉100年プラン推進委員会に委託し、地元集落の皆様にも業務に当たっていただく予定のためである。

質疑、関連して、佐柿の信号を入ったところに路上駐車のような

形で大型バスを停めている。町長の国吉城址に関する熱意は感じるが、大型バスの駐車場に関しては無関心のように感じる。新しく設置する考えはあるのか。

回答、佐柿の100年プラン推進委員会とも相談し、計画等も考えている。地元の意見も併せて計画に盛り込んでいく。

質疑、バスの駐車場所や集落側（下側）の駐車場近くにトイレがなく、観光客が困っていると聞いている。駐車場を作る際はトイレも考えていただきたい。

回答、地元と協議を重ねて検討していく。

意見、教育委員会や行政の「もっと突き詰めて地元と一緒に国吉城を売り出す」という熱意がまだまだ伝わってこない。地元の方といろいろ協議し、行政が手助けして、さらに前向きに進めてほしい。

質疑、給食センター管理運営事業の411万円であるが、光熱費、賄い材料費の値上がり対策のため補正することだが、今後いつまで続くのか。

回答、物価高騰の社会情勢をにらみながら予算計上しているが、今後のことは分からないので、不足する場合はこのように予算を計上していきたい。

意見、この不景気の中でも給食費を無償化する市町が出ている。美浜町も財政的には可能と思うので、いち早く無償化するべきである。子育て世代にとって、給食費が無償になることは大きな魅力であり、多少の費用はかかっても計画してほしい。

歳入関係全般でございます。

質疑はありませんでした。

議案第81号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第82号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第83号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予

算（第3号）。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採択を行いました結果を報告いたします。

1、議案第80号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）は、賛成多数をもって承認することに決しました。

2、議案第81号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

3、議案第82号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

4、議案第83号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のおおりの審査を終了し、午前11時40分、本委員会を閉会しました。

これをもって予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はございますか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認め、予算決算常任委員長の報告を終わります。

次に、総務文教常任委員長より報告を求めます。

兼田総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長 ただいまから総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年12月7日午前10時から、美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席の下に本委員会を開会し、11月30日に本委員会に付託されました議案6件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、住民環境課長及び総務課参事の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る11月30日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第84号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、美浜町手数料条例の一部改正では、コンビニ交付による手数料が戸籍謄本や抄本以外は300円から150円となり、期間が令和5年2月1日から令和7年3月31日までとなっている。この期間が終了した場合は元に戻るのか。

回答、今回の一部改正での減額はこの3年間にコンビニ交付に対するの利便性を実感していただき、交付の促進を図るための特例措置である。その時期が終わると元に戻ることになる。

質疑、コンビニのマルチコピー機が通信障害を起こした場合は、どこが取るのか。町が責任を負うのか。

回答、機器の通信障害が起こった場合は、今回のマイナンバーカードの公的認証サービスである住民基本台帳オンライン等を管理している地方公共団体情報システム機構という管理法人が対応することになっている。

質疑、コンビニに対しての手数料はあるのか。

回答、コンビニ交付手数料の150円のうち、管理法人に払う委託手数料は1件117円になる。全て管理法人を通して委託料を払っているので、町からコンビニに対しての手数料の直接的な支払いはない。

質疑、コンビニのマルチコピー機を使用した場合、データがコピー機に残ることはないのか。

回答、管理法人の証明書交付センターに直接つながり、データはコピー機の中に残らないセキュリティとなっている。

質疑、コンビニ交付期間の3年が終わったら平常に戻っても委託手数料は同じ金額なのか。

回答、同額である。

質疑、今回マイナンバーカードの活用普及拡大を図るに当たり、窓口業務が多少なりとも減ることが期待されると考えているのか。

回答、大いに期待をしている。

質疑、コンビニ交付による手数料が3年の期間で終了して、150円から元の300円に戻ると、また役場の窓口での交付が増える

と思うが、バランスを考えて期間が終わっても元の金額でいくのか、町が補助金を出して150円のままでいくのか。その検討はしっかりしてほしい。

回答、しっかり検証し、検討していきたいと思っている。

議案第85号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、この条例改正は公職選挙法自体が変わり、選挙運動費用の公費負担が引き上がったことによる要因だと思うのだが、法律そのものは何を理由に上げたのか。

回答、通常だと3年に1回、参議院選挙の前に見直しがされることになっているが、今回の改正理由は昨今の物価高騰等によるものである。

議案第86号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、人事院勧告による一般職の給料は民間と0.23%の差があると聞いているが、この格差は民間に近づける方向になるのか。

回答、今回の改正は人事院勧告を踏まえての改正であり、民間との格差は解消されるものと考えている。

質疑、美浜町一般職の職員の給料の改定で、初任給は大卒が3,600円、高卒は4,000円の引き上げと書いてあるのだが、大卒の初任給より高卒の初任給のほうを上げているのはどのような理由か。

回答、今回初任給と若年齢の給料を上げることが趣旨であり、金額的には大卒が3,600円で現行17万1,700円が17万5,300円になり、高卒については15万600円を15万4,600円にするということで、金額的には若干違いはあるが、国の給与改定に準じて改定している。

議案第87号 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はありませんでした。

議案第88号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はありませんでした。

議案第 89 号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。

質疑、職員の定年年齢を 65 歳に引き上げることについて、一般的に辞める人が少なくなることが想定されて、職員の定数を変えない限り新規雇用者の数が減ることになるのではと心配しているが、どのように考えているのか。

回答、職員の定数については本条例で規定されているのが 250 人である。実際に職員、一般行政職、企業会計の職員を合わせると 186 名になり、条例上は問題ないと考えている。新規雇用者を抑制すると組織の持続性から成り立たない部分があるので、状況を検討しながら対応していく。

質疑、課長職の人が降任するとなると、課長補佐の職になるということか。

回答、管理職の課長級と参事級辺りを対象に考え、4 級の補佐級に降任させる。降任した後の役職については、適材適所を踏まえ、人材育成の職や出先機関の施設管理、監督等を検討に入れ配置していくことを考えている。

質疑、定年年齢を引き上げることによって、課長だった職員が補佐級に降任し給料も下がり、一定の形で職場に残るということは新しく課長になった人の気持ちは問題ないのか。経験上は補佐級で良いかもしれないが、上司だった人が部下になるわけで、職場としては物すごくやりにくい状況が生まれてしまうのではないかと考える。定年年齢を引き上げるならば、課長職はそのまま引き継いで仕事ができるような環境づくりのほうが大事ではないのか。

回答、今回の定年延長は国家公務員の制度改革に準じての改正で、その運用に当たっては町も大変心配している。若手の仕事の意識を高め、管理職が降任した場合にもモチベーション維持等の検討をしていく必要がある。そのため、若い段階から今の働き方を踏まえた研修を実施しながら、働きやすい職場環境を作っていきたいと考えている。

質疑、令和 13 年度まで段階的に引き上げると、今の職員構成の中で該当するのは何人いるのか。

回答、令和6年度に定年延長の対象者となる者が12名おり、その後段階的に定年年齢が引き上げられて、令和12年度までに2名から10名ほどになる。それ以降、令和13年度に完全に65歳になる方でその時点で延べ20名、そこから多いところで延べ35名まで増える形となる。ただ、それは退職もせずフルタイムで働くという想定であり、全国の調査によると60歳以降フルタイムで働きたいという意向は6割しかない現状だと聞いている。今後は、どのようになるかは現時点では把握しにくい状況である。

質疑、当分の間職員が60歳に達する日の前年度に、勤務の意思確認をすると書いてあるが、60歳は定年になるのか。また、定年延長したら退職金は支給されないのか。

回答、退職金については定年延長になると、その延長になった後に支給することになっている。これまでであれば60歳に達すると、通常だと定年退職だが、今回の改正で定年が延長されることとなるが、個々の事情で定年延長後の年齢までに辞めることもできる。

以上、審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第84号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

議案第85号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第86号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第87号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第88号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第89号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時55分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長 なしと認め、総務文教常任委員長の報告はこれで終わります。

次に、産業厚生常任委員長よりの報告を求めます。

中牟田産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長 ただいまから産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年12月9日午前10時00分及び12日午後1時30分から、美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席の下に本委員会を開催し、11月30日に本委員会に付託されました議案2件と陳情1件についての協議を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、総務課長、土木建築課長及びにぎわい拠点整備室長の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る11月30日に行われた全員協議会において理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

1、議案第90号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、公募による指定管理者を選定事業者の候補者として選定する規定を今頃になって追加するのは時期的に遅過ぎるのではないか。

回答、今回の条例改正についてはPFI事業者の特例ということで、追加の改正をするものであり、時期的に間違っていないため、このタイミングでの改正を理解していただきたい。

質疑、指定管理者を選ぶ方法はこれまで公募による競争だったが、この規定を追加することで公募による競争をすることがなくなると

考えてよいのか。

回答、今回の改正でPFI事業により選定された指定管理者候補者を選定の特例という考え方を持っており、その法律にのっとった事業者選定という考え方である。

質疑、PFIに基づいて事業を行った場合には、指定管理者も公募によらず選定事業者を指定管理者として選定することになるのか。

回答、PFI法にのっとって、事業認定を受けた業者については指定管理者候補者として考えている。

第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について。

質疑、道の駅の交流スペースや屋上のスペース等の使用料が2,000円となっているが、SPCと協議して決めたのか。

回答、使用料については役場で規定されている総合運動公園やレークセンター等の料金形態に準じており、屋内の子育て交流施設は1時間当たり屋内外の貸出し施設は1平米1日当たりで今回上限金額を設定している。また、料金については県内ほかの道の駅の料金状況等も参考にしており、今後SPCと協議を行い、料金を設定していく。

質疑、交流スペースや広場等、1平米1日につき2,000円の使用料となると、10メートル掛ける10メートルの100平米借りた場合、1日の使用料が20万円という計算になるが、桁が違うように思うが。

回答、料金については今後規則において減免等の規定も設けるつもりである。

質疑、子育て中の女性が少しの時間でも子どもを預かってもらって、その間に買物ができたり、お母さんたちが集まってカフェを楽しんでもらうとか、そのようなコンセプトを考えて子どもを預けられるようにしたほうがよいのではないか。

回答、今回の貸出しスペースの交流施設とは別に、一時預かりスペースを確保しているので、そのような需要については対応できると考えている。

質疑、町内者の料金の最高が1,800円と説明があったが、それは100円掛ける3メートル掛ける6メートルで18平米、それ

の最大が1,800円と説明されているのに、議案書では1平米1日につき2,000円のままでいくのか。

回答、今最大で説明したのが土、日、祝日の町外の600円で、チケット等のイベントをされた場合の3倍で600円掛ける3倍の1,800円となる。

以上の審査を終え、委員会採決を行った結果を報告いたします。

議案第90号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成・反対が同数となったため、委員長判断による賛成をもって承認することに決しました。

議案第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定については、賛成・反対が同数となったため、委員長判断による賛成をもって承認することに決しました。

次に、当委員会に付託されました陳情第2号の、協議について報告いたします。

陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書について初めに、議会事務局長から陳情の説明を受け審査に入りました。

意見、最低賃金を1,500円まで上げると、今のコロナ禍の中、日本の会社の大半を占める中小企業では破綻も考えられるので、この陳情には丸々賛成できない。

意見、今の物価高騰や景気の悪化で経済状況が悪くなり、それに伴って民間企業も削減されている。これを実施すれば中小企業の負担が重くなると思うが、中小企業をしっかりと支えていく文言が明記されている。積極的に国に意見書を出して、自分たちのことも考えてくれているという姿勢を町民の皆さんに示していきたいと思うので、意見書として提出すべきと考える。

意見、若者の法案を求めている最低生計費は月25万円で、換算すると時給1,500円となる。結果的に検討していく中で、1,000円、1,100円となるかもしれないが、このような視点を持って引き上げる方向に議論を進めていただきたいという思いで提出されている。中小企業を抜きにして、労働者の賃金だけを上げろと言っているわけではなく、こういったことは非常に重要な視点であ

り、意見書を提出するべきである。などの意見がありました。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書については、賛成多数をもって採択することに決しました。

議会最終日に採択された場合は、河本議員を提出者、高橋議員を賛成者として発議することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、12月12日午後1時37分、本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

竹仲議員。

8番

今の説明は単純に読み間違いですか、それとも書いてあることが違うんですか。単純に書いてあるのと違うと思われる点があったんですが。いかがですか。

産業厚生常任委員長

37分ではなくて、1時48分の読み間違いでした。48分が正解です。

議長

竹仲議員、了解ですか。

8番

はい。

議長

産業厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの報告に対して質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長

なしと認め、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長報告を終結いたします。

これより、討論を行います。

議案第80号について、討論はございますか。

河本議員。

7番

河本 猛です。

私はただいま討論の対象となっております議案第80号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）に対し反対する立場から討論を行います。

令和4年度美浜町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ5億475万6,000円を追加し、総額を108億9,762万2,000円とするものです。

民生費や教育費など物価高騰対策として、町内福祉事業者や学校、保育園に電気代高騰分や給食費の保護者負担を軽減する事業予算については必要性を認めます。また、国吉城址のPRと魅力向上、安全対策を目的とした施設整備に係る国吉城址史跡調査及び活用事業にも期待を寄せるところであります。

しかし、道の駅はまびよりの令和5年春の開業に向け、PFI方式に基づく施設購入及び施設備品の購入、開業イベントの準備作業などを実施する経費2億7,744万5,000円については、これまで不要不急の箱物であるとして一貫して反対してきているので、道の駅はまびより関係の事業予算を含む本議案を認めることはできません。

以上、議案第80号に反対する理由を述べ、反対討論を終わります。

議長 ほかに討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、議案第80号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第5号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第81号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 全員起立であります。

よって、議案第81号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 8 2 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから議案第 8 2 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第 8 2 号 令和 4 年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第 2 号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 8 3 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから議案第 8 3 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第 8 3 号 令和 4 年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 8 4 号について、討論はございますか。

河本議員。

7 番

河本 猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第 8 4 号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

今回の改正はマイナンバーカードを使用して、コンビニなどに設置してあるマルチコピー機から住民票の写しなどの証明書が取得できるサービスを導入することに伴い条例の一部が改正されるものです。行政の窓口申請による交付の手続をしなくても、コンビニで交付ができる手軽さ、またコンビニ交付の利用促進のために令和 5 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までコンビニ交付による手数料のほうが行政窓口交付の手数料よりも割安になります。

町民の利便性向上に役立つように見える一方で、大きな問題点は安全性の問題です。懸念を指摘されながらスタートしたマイナンバー制度は、発足後も様々なトラブル、問題が露呈しています。個人情報情報の漏えいと悪用の危険がつきまとい、コンビニ交付でカードを持ち歩くことが増えればその危険は拡大します。証明書については、数年に一度必要になるかどうかのものです。わずかばかりの利便性のために、個人情報満載のマイナンバーカードを取得させ使用させることが、どれほど個人にとってリスクを伴うのか考えなければなりません。

安全確保のため、マイナンバーカードと暗証番号を書いた紙は別々のところに保管しなければいけません。マイナンバーカードとその他各種のカードに共通の暗証番号を付ければ、なおさら危険性が増します。数年に一度程度にしか使うことがないマイナンバーカードの暗証番号を覚えていることができるでしょうか。もし、カードと暗証番号を一緒に保管していれば、落としたり盗まれたりしたとき、行政窓口のように顔の確認ができないコンビニ交付では、簡単に他人に証明書を取られてしまいます。利便性が高くなるように見えて、こんな危険で利用価値が低いものを果たしてどれだけの人が実際に利用するのでしょうか。マイナンバーカードを作ってはみたものの、タンスなどの奥深くにしまい込む方が多いのではないかと思います。行政は町民の利便性向上と言いますが、利便性などほとんどなく、マイナンバーカードの携帯所持、使用のリスクが大きいことを考えれば、本議案を認めることはできません。

以上、議案第84号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長 ほかにも討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、議案第84号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の

一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 85 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長

なしと認めます。

これから議案第 85 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第 85 号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 86 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長

なしと認めます。

これから議案第 86 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第 86 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 87 号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長

なしと認めます。

これから議案第 87 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第 87 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 88 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 なしと認めます。

これから議案第 88 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

よって、議案第 88 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 89 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 なしと認めます。

これから議案第 89 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

よって、議案第 89 号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 90 号について、討論はございますか。

河本議員。

7 番 河本 猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第 90 号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

P F I 法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、公共施設等を整備する場合には、建設・維持

管理・運営等を一括して民間事業者に行わせることとなるため、PFI事業者を指定管理者の候補者として制定する必要が生じます。これまで美浜町においては公の施設の指定管理者の指定を行う場合には、公募による候補者を選定することになっていましたが、本条例改正で公募によらずともPFI事業者を指定管理者として選定できる規定が整備されることとなります。

PFI方式というのは、公正な競争環境が阻害され、新たな官民癒着を生じさせるという指摘があります。私は、町民の税金が投入される公共事業において、10年以上にわたる長い契約期間と民間同士の建設契約、テナント契約に関わる透明性や公平性の監視が、民間同士の経済活動にまで及ぶものではないことが、公正な競争環境が阻害され、新たな官民癒着を生じさせることなどの闇を生み出す懸念がつきまとうとして、2020年の3月の定例会で示された道の駅の施設整備事業を契約金額17億3,216万9,047円で、株式会社functionを代表企業とする特別目的会社美浜暮らしブランド株式会社と事業契約を締結したいとする美浜町地域づくり拠点化施設整備事業契約についての議案に反対しています。

私は、PFI方式による公共施設などの整備、公募によらずPFI事業者を指定管理者に選定できる仕組みに反対しているので、本議案を認めることはできません。

以上、議案第90号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長 ほかにも討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、議案第90号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第91号について、討論はございますか。

河本議員。

7 番

河本 猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

私は、そもそもPFI方式による道の駅建設に反対してきているので、道の駅の設置及び管理に関する条例の制定についても必要ないという考えです。

条例には道路利用者への休憩場の提供、地域情報の発信等による町民と来訪者との交流の促進、地域特産品等の販売により、地域産業の振興を図ることをうたっていますが、この美浜の道の駅はまびよりで、美浜町の町民のにぎわいを創出していくという強い美浜町の概念・発想・構想、いわゆる美浜町の強いコンセプトを感じなくなりました。

PFI方式では、建設・維持管理・運営等を一括して民間事業者に行わせるため、行政としては要求水準書に沿っていれば主たる概念や発想・構想などのコンセプトもPFI事業者に丸投げしているように見えます。また、子育て交流施設、交流スペース、屋上スペース、広場、屋根付きイベント広場などの施設の使用料についても、町民のにぎわいを創出するための拠点としては使用料が高いと思います。町行政は事業者と協議の上、最大値を議案には掲載していますが、町民のにぎわい創出よりも事業者の利益に重点が置かれているように感じることから、本議案を認めることはできません。

以上、議案第91号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議 長

ほかに討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立多数であります。

よって、議案第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号について、討論はございますか。

河本議員。

7 番

河本 猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書に対し、賛成する立場から討論を行います。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書及び意見書案は、1、政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。2、政府は最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。3、政府は最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ることにについて、政府に対して早期実現を求めています。

陳情の内容によれば、若者が自立した生活をする上で必要な最低生活費は月に25万円程度の収入が必要との結果が示され、月に150時間の労働時間で換算すると、時給1,500円以上になるといいます。私は44歳で相方と子ども2人の4人家族で、専業議員として月23万5,000円の議員報酬で生計を立てていますが、陳情内容に共感しています。私は就職氷河期真っただ中の世代の労働者として働いてきましたし、派遣切りにも遭い、解雇撤回の裁判に長い年月を費やした経験もあります。

若い労働者が賃金の高い都市部へ移動するのは当然のことだと考えています。美浜の人口減少や少子高齢化の問題を考えたとき、若者の流出を抑え、次世代を担う若者と美浜の地域経済の活性化を図ろうとすれば、全国一律の最低賃金制度というのは、人口減少、少子高齢化の対策や地域経済の活性化に寄与する一つの要因になる制度であると考えます。私も都道府県ごとの最低賃金の格差をなくし、全国一律の最低賃金制度にしてほしいと強く願うものであります。

また、この陳情書及び意見書案で重要なのは、中小企業への支援策を最大限拡充することを求めている点です。何も労働者の賃上げ

で会社が倒産したり、企業経営者は苦しめと言っているのではありません。最低賃金の引き上げには厳しい経営を強いられている中小零細企業への支援こそ必要だという視点は、労働者と経営者の対立ではなく、地域社会の中で労働者と経営者が共に地域の経済的好循環を作っていく基盤であるということを書いており、中小零細企業の経営が継続できる環境を作らなければ、労働者の賃上げは実現しないことを前提にしています。私もそのとおりだと考えます。

今定例会では、美浜町の一般職、特別職の常勤の者など、勤勉期末手当などの給与の引き上げに関わる議案が上程されていましたが、私はこれまで特別職の常勤の者については引き上げに反対してきました。しかし、現在の物価高や新型コロナウイルス、生活の負担増を考えると、特別職の常勤の者であっても誇りを持って仕事をするためには給与の引き上げを行うべきだと思い、議案に賛成しました。

議案が上程されている以上、財政や経済状況を見ながら、今後労働者の生活を考えるのは当然のことですが、民間企業で働く町民や企業経営者のことをしっかり考えていくことが、町民の代表機関の一つである議会の役割です。現在美浜町議会は議員報酬など、議会改革プロジェクトチームを立ち上げ、議会の見える化などの議会改革や町村議長会の水準よりも低い議員報酬について、引き上げなどの検討を進めていますが、議員報酬を引き上げることについては、町民の理解を得ることが重要で、公開性高く協議を行いながら、町民との対話、町民への説明を果たしていくことが議会に求められています。

私は、町民の生活に関わる最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書及び意見書案を門前払いするような議会では、議員報酬の引き上げについて町民理解は得られないと思います。町民から公務員の給与や議員自らの報酬を引上げには積極的だが、町民のことは考えていないと言われるような議会にはなってほしくありません。私は町民の生活に関わる最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書を採択し、美浜町議会として意見書を国の機関に提出してこそ、議会が町民の信頼を得ることにつながると考えているので、陳情第2号に賛成です。

最後に、1人でも多くの議員の賛同を心からお願いして、賛成討

論を終わります。

議長 ほかに討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

陳情第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書は、採択することに決定いたしました。

次に、これより追加議案を上程いたします。

日程第15 議案第92号 電池推進遊覧船安全航行システム構築業務請負契約についてを上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいまは、令和4年度美浜町一般会計補正予算(第4号)をはじめ14議案につきまして慎重な御審議を賜り、全議案を原案どおり可決いただきましたことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案いたします議案の概要について御説明申し上げます。

議案第92号 電池推進遊覧船安全航行システム構築業務請負契約につきましては、所要の手続を経て会期中に仮契約に至りましたので、請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

本案は、三方五湖遊覧の名所である浦見川において、電池推進遊覧船はじめ航行する船舶や漁業者等が安全、快適に河川を利用できるよう、再生可能エネルギーを活用した監視カメラや注意喚起装置等を組み合わせた安全航行システムを構築するものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、追加提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重な御審議をいただき、妥当な御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 町長からの提案理由の説明は終わりました。
続いて、議案の説明を総務課長に求めます。
なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定のより、議案表題部分のみとして、ほかは省略いたしたいと思います。
御異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
説明は、議案表題部分のみにお願いいたします。
総務課長。

総務課長 それでは、表題部分の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。
議案第92号電池推進遊覧船安全航行システム構築業務請負契約について。
令和4年12月19日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。
以上でございます。

議長 これで、議案の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案第92号 電池推進遊覧船安全航行システム構築業務請負契約について、理事者から詳細説明を受けたいと思います。
これより休憩いたします。40分からさせていただきます。
(休憩宣言 午前11:35)
(再開宣言 午後 0:26)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
本日追加提出の議案については、既に提案理由の説明は終了し、先の全員協議会において審議いたしましたので、これより質疑に入ります。
日程第15 議案第92号 電池推進遊覧船安全航行システム構築業務請負契約についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第92号について討論はございませんか。

河本議員。

7 番

河本 猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第92号 電池推進遊覧船安全航行システム構築業務請負契約について反対する立場から討論を行います。

遊覧船の安全航行については、このようなシステムが一定必要かというふうに、一定理解するものでありますけども、私は電池推進遊覧船に係る事業については一貫して反対してきましたし、この安全航行システムの予算についても反対しておりますので、今回の請負契約についても認めることはできません。

以上、議案第92号に反対する理由を述べまして、討論を終わります。

議 長

ほかに討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから議案第92号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立多数であります。

よって、議案第92号 電池推進遊覧船安全航行システム構築業務請負契約については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

先ほど、河本 猛議員、高橋 修議員より、発議第8号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、発議第8号を追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思っておりますが、御異議ございますか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、発議第8号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩とします。ちょっと配るものがありますのでお待ちください。

(休憩宣言 午前12:28)

(再開宣言 午後12:31)

議長

会議を再開いたします。

追加日程第1 発議第8号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

本案について、提出者河本 猛君に趣旨説明を求めます。

河本議員。

7番

発議第8号、令和4年12月19日、美浜町議会議長、山口和治殿。提出者、河本 猛。賛成者、高橋 修。最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書案。上記議案を別紙のとおり、美浜町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書案。

3年に及ぶコロナ禍に加え、ウクライナ危機、急激な円安で食料品や電気、ガスなど生活必需品が猛烈に値上がりし、労働者、国民の生活を直撃している。物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、非正規雇用やフリーランスなどへの影響はより深刻である。同時に円安の急激な進行、原材料費の高騰は中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。

日本の最低賃金は、最も高い東京は時給1,072円、本県は888円で184円もの格差がある。全国加重平均は961円だが、最低の853円の地方は10県にも上っている。毎日8時間働いても月12万円から13万円の手取りにすぎず、とても自立して生活することはできない。最低賃金が改定された10月には、食品・飲料などで6,500品目超が値上がりし、11月には833品目、来年には2,000品目で値上げが予定されている。

世界に目を向ければ、物価高騰の下で最低賃金が大幅に引き上げられ、ドイツでは10月から12ユーロ。約1,576円、イギリス

スでは4月から9.5ポンド、1,473円。フランスでは5月から10.85ユーロ、1,425円になっている。最低賃金の引き上げは政府の施策として賃金を引き上げる唯一の方法であり、日本でも最低賃金の抜本的な引き上げが必要である。

全国組織である全労連が行った最低生計費試算調査によれば、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は月に25万円程度の収入が必要との結果が示され、しかも地域による大きな格差は認められていない。月150時間の労働時間で換算すると、時給1,500円以上となる。都道府県ごとに最低賃金が異なることで、若い労働者が都市部へ流出し、地域の労働力不足と地域経済の疲弊を招いている。最低賃金を段階的に引き上げ、早期に全国一律1,500円を実現することが望まれる。

同時に、最低賃金の引き上げには中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められている。福井県の最低賃金審議会は、今年度の答申で業務改善助成金の改善、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の延長、社会保険料の免除等の支援策の強化、弾力的な対応及び費用の適切な価格転嫁に向けた環境整備を強く政府、関係機関に求めるものとしている。

厳しい経営を強いられている中小企業への支援を抜本的に強化し、最低賃金を引き上げることが労働者、国民の生活を底上げし、購買力を上げることになり、地域の中小零細企業の経営も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記。1、政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。2、政府は最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。3、政府は最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日、福井県美浜町議会。

あて先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長あてになっております。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長 趣旨説明は終わりました。

本案について質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長 討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 なしと認め、採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

本意見書は、直ちに関係行政庁等に提出することにいたします。

次に、日程第16 議会運営委員会閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち議会規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査を申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにいたしたいと思っております。

これに御異議はございますか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

続きまして、日程第17 議員派遣についてを議題といたします。

議会議員派遣について、お手元に配付どおり、それぞれ派遣したいと思っております。

ただし、緊急を要する場合には議長において決定いたします。

これに御異議ございますか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会議員派遣について、お手元に配付どおり、それぞれ

議員派遣をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程が全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第6回美浜町議会定例会を閉会いたします。

(閉会宣言 午後 0 : 3 9)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

美浜町議会議長 山口 和治

署名議員 高橋 修

署名議員 川畑 忠之